

「デジタル社会における 生命保険業界の将来」

報告書・提言書

～マイナンバー制度を通じたデータ利活用による
生命保険の利便性向上に向けて～

2023年4月

目次

はじめに	5
------	---

第1部 報告書

「社会保障分野におけるデジタル対応と諸外国の取組事例」

1. 社会保障を取り巻く環境認識等と今後の方向性	6
(1) 少子化・人口減少および高齢化の状況と影響等	6
(2) 健康増進・健康寿命の延伸に向けた取組み	8
2. 社会保障分野のデジタル化およびヘルスデータの活用状況に関する海外の取組事例	9
(1) 各国の個人識別番号の概要	9
(2) 個人識別番号の官民での活用	11
(3) 行政のデジタル化の取組みと個人識別番号の官民での活用	16
(4) 医療分野でのヘルスデータの利活用	23

第2部 提言書

「マイナンバー制度を通じたデータ利活用による生命保険の利便性向上に向けて」

1. 序章	33
2. マイナンバーカードおよび関連サービスの全体像	34
(1) マイナンバーカードの概要	34
(2) マイナンバーカードおよびマイナポータルを活用したサービスの概要	35
ア. 公的個人認証サービス	35
(ア) マイナンバーカードを活用した公的個人認証サービスによる本人確認	35
(イ) 公的個人認証サービスと他のオンライン上の本人確認方法との違い	36
(ウ) 公的個人認証サービスによる現況確認	37
イ. マイナポータル	38
(ア) マイナポータルAPIの活用	39
(イ) 民間事業者によるマイナポータルAPIの活用条件	41
3. マイナンバーカードの現状および直近の政府の動向	42
(1) マイナンバーカードの普及状況	42
(2) マイナンバー制度を巡る直近動向とロードマップ	43
ア. コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続	43
イ. 民間事業者における電子証明書手数料の当面無料化	44
ウ. マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載	45
エ. 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の基本4情報の提供	46

オ. マイナンバーカードと健康保険証の一体化の実現	46
カ. マイナンバーカードと運転免許証の一体化の実現	47
キ. マイナンバーカードの券面の一部見直し（氏名のフリガナ記載等）	48
4. 生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じた	
データ利活用によるユースケース紹介	48
(1) 生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じたデータ利活用によるサービスの例	48
(2) 生命保険分野で想定されるユースケース一覧	49
(3) 生命保険分野で想定される具体的なユースケースの紹介	50
ア. ユースケース①：健診等情報の把握による契約手続きの簡略化・引受査定の高度化	51
イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化	54
ウ. ユースケース③：改姓情報の把握による手続きの簡略化・自動化	56
エ. ユースケース④：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等請求手続きの簡略化	58
オ. ユースケース⑤：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等のプッシュ型請求案内	61
カ. ユースケース⑥：生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化	64
キ. ユースケース⑦：死亡情報の把握による死亡保険金のプッシュ型請求案内	66
ク. ユースケース⑧：オンライン・非対面での厳格な本人確認の実施（含むマイナンバー収集）	68
ケ. ユースケース⑨：公金受取口座情報の活用による口座登録手続きの簡略化	70
5. 消費者ニーズアンケート調査結果	72
(1) 消費者ニーズアンケート調査の実施	72
(2) 各ユースケースにおける消費者の評価	72
(3) 生命保険会社のマイナンバー制度を利活用したサービスへの期待	74
(4) 生命保険会社が各種機関から情報を自動取得して提供するサービスへの期待と不安	75
6. サービス導入に向けた課題の整理と今後の展望	76
(1) 課題の整理	76
ア. マイナンバーカード・公的個人認証サービス関係（制度面）	76
イ. マイナポータル関係（制度面）	77
ウ. その他（生命保険会社における対応事項等）	77
(2) 今後の政府の施策ロードマップとユースケースの関連付け	78
7. マイナンバー制度を通じたデータ利活用による生命保険の利便性向上に向けた提言	79
(1) 提言目的	79
(2) マイナンバー制度全般の環境整備に向けた提言事項	79
ア. マイナンバーカード・公的個人認証サービス・マイナポータルの機能向上	79
イ. マイナンバーカード・公的個人認証サービスに係る手続きの利便性および機能の向上	80
ウ. マイナンバーカードの利用促進・信頼性確保	80
(3) 民間事業者におけるマイナンバー制度の利活用促進に向けた提言	80
ア. マイナンバーカード・公的個人認証サービス関連の提言事項	81
イ. マイナポータル関連の提言事項	81
おわりに ～デジタル社会における生命保険業界の将来～	83
(参考資料)	85

はじめに

日本では少子高齢化・人口減少が進むと同時に「人生100年時代」と呼ばれるかつてない長寿社会を迎えています。政府内では、全世代型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から社会保障制度全般について総合的な検討が行われており、少子化の克服や社会保障制度の担い手を確保すること、特に「子育て・若者世代」への支援を行うことを喫緊の課題としつつ、少子化対策等の各種取組みが進められています。

また、2022年6月に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が閣議決定され、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられるなど、社会全般でデジタル化の取組みが一層加速しています。社会保障分野においても同様にデジタル技術の活用、技術革新を通じた各種サービスの効率化・利便性向上を図る取組みが進められています。

こうした状況を踏まえ、社会保障制度の補完を担う生命保険業界としても、これらの動きと同期をとりながら、より一層のデジタル化、デジタル活用を進めていくことで、国民の利便性の向上に資するサービス提供ができるようになると考えられます。このような視点から、この度、諸外国の社会保障分野におけるデジタル活用に関する状況、特に諸外国で普及している「個人識別番号」（日本のマイナンバーに類似のもの）の仕組みや概要、官民での利活用の状況を中心に調査を行いました。その結果、諸外国においては社会保障分野をはじめ様々な局面で個人識別番号が活用され、行政手続が効率化されるとともに民間サイドでの活用も進んでいることがわかりました。日本でもマイナンバーカードが普及しつつあり、生命保険分野においても後述する公的個人認証サービスやマイナポータルといった「マイナンバー制度」を積極的に利活用することによって、より一層のお客さま利便に資するサービス提供が可能になるものと考えられます。

本書は、第1部として、海外での社会保障分野におけるデジタル活用事例等の調査結果を取りまとめた報告書「社会保障分野におけるデジタル対応と諸外国の取組事例」、第2部としてマイナンバー制度の利活用に係る提言書「マイナンバー制度を通じたデータ利活用による生命保険の利便性向上に向けて」の構成としています。

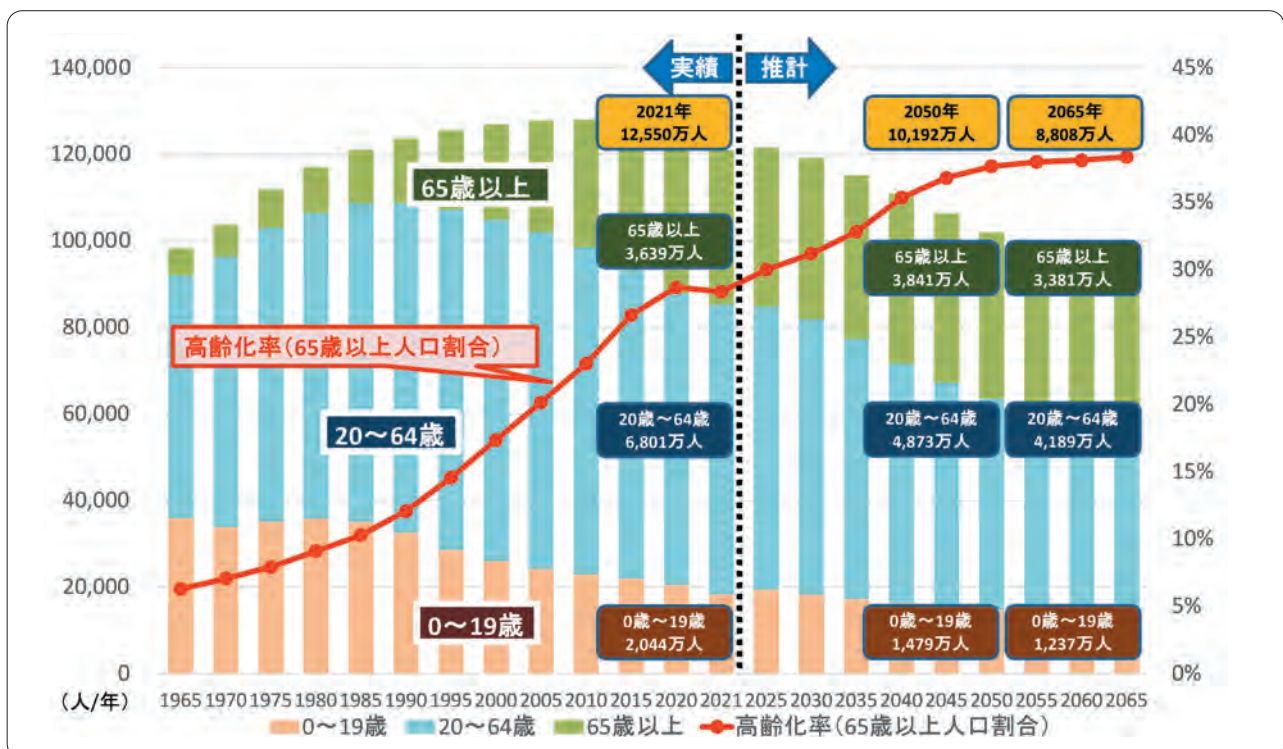
本書が、会員各社におけるデジタル技術の活用やマイナンバー制度を利活用したサービス導入の検討の参考となり、今後、お客さまへ提供するサービスの更なる向上、健康増進等を通じた健康寿命延伸への貢献の一助となれば幸いです。

1. 社会保障を取り巻く環境認識等と今後の方向性

(1) 少子化・人口減少および高齢化の状況と影響等

日本の総人口は2008年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、今後も少子化の影響等により、減少トレンドが続くことが予想されます。人口推計の内訳のうち、65歳以上人口の「高齢化」については、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年にかけて急速に増加した後、2040年に向けてその増加は緩やかになることが予想されます。一方、「少子化」に影響を与える出生数については、2021年は81万1,622人であり、2020年と比較すると2万9,213人（3.5%）減り、6年連続で人口動態調査開始（1899年）以来過去最少を更新しています。20歳から64歳の人口は減少トレンドが続く見込みであり、65歳以上人口の割合を示す高齢化率は今後も上昇の一途をたどることが予想されています。（資料1）

（資料1）人口の推移と将来推計



（出所）国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（出生中位・死亡中位仮定）「性・年齢（5歳階級）別総人口：2020年」、総務省統計局「人口推計（2021年（令和3年）10月1日現在）全国：年齢（各歳、男女別人口・都道府県：年齢（5歳階級）、男女別人口）」より生命保険協会作成

全体の人口の将来推計は前述のとおりですが、日本の社会保障制度は働いている現役世代が退職後の世代を支えるといった構図になっており、例えば、20歳から64歳の人口を“支える側”（≒現役世代）、65歳以上を“支えられる側”（≒退職後の世代）と形式的に捉えたうえでそのバランスを見てみると、資料2のとおりの結果となります。持続的な社会保障制度の構築に向けてはこの“支える側”と“支えられる側”のリバランスを図ることが重要であると考えられます。

(資料2) “支える側”と“支えられる側”のバランス
(65歳以上ひとりに対して20～64歳の人口)



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」(出生中位・死亡中位仮定)より生命保険協作成

持続可能な社会保障制度を構築するにあたっては、“支えられる側”である高齢者等の就労を促進していくことや健康増進、健康寿命を延伸することも重要になってきます。資料3は平均寿命と健康寿命の差の推移を男女別に見たものですが、平均寿命と健康寿命との差が2019年で男性は8.73年、女性は12.07年となっています。

(資料3) 平均寿命と健康寿命の推移



出所: 内閣府「令和4年版高齢社会白書」

(2) 健康増進・健康寿命の延伸に向けた取組み

政府においても健康増進等を通じた健康寿命の延伸に係る取組みが進められており、例えば厚生労働省の「2040年を展望した社会保障・働き方改革本部」における議論においては、「現役世代の人口の急減という新たな局面に対応した政策課題」の1つとして「健康寿命延伸プラン」が掲げられ、2040年までに男女ともに2016年比で3年以上健康寿命を延命し、75歳以上とすることを目指すとされています（男性75.14歳以上、女性77.79歳以上）。その後、2019年時点においても健康寿命については延伸しているものの「健康寿命延伸プラン」の目標値の達成に向けて、引き続き重要な課題であるといえます。健康寿命延伸を達成するための取組みメニューは様々示されていますが、そのうちのひとつとして、「PHR (Personal Health Record)¹⁾の活用推進」が示されています。PHRには個人の健康・医療・介護に関する情報が含まれており、これらの情報を利用者本人が確認・認識するとともに、個人の健康状態に応じてその増進や改善に向けたサービス提供を受けること等に活用することで疾病予防、健康づくり等に役立つと考えられます。なお、現在、PHR情報はマイナポータル²⁾により提供されており、マイナポータルで本人の薬剤情報や特定健診情報等が確認できます。また、マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）により、本人が同意すれば、薬剤情報や特定健診情報等を医師・薬剤師に共有することも可能になっています。

このPHR情報の利活用推進に向けて、民間サイドにおいては、2022年6月にPHRサービス事業を展開する企業が民間事業者団体（PHRサービス事業協会（仮称））の設立宣言を行う等、民間PHRサービス事業展開の動きが広がりつつあります。例えば、民間PHRサービス事業者が提供するアプリでは、スマートウォッチや体組成計から体重、運動記録、血圧等のデータを自動的に取得して管理し、さらにユーザが登録した日常の食事記録をもとに、管理栄養士から食事量や栄養バランスに関するアドバイスが行われる等、ヘルスデータを活用し、健康増進や改善を促すような内容になっています。

政府サイドにおいても民間PHRサービス事業者の情報と医療機関が持つ診断・投薬情報、および行政機関等が保有する予防接種歴や健診情報を安全に連携できる仕組みづくりを進めています。より多くの情報をもとにすることで、医療の質の改善や健康増進の一層の効率化等の相乗効果が生まれることが期待されます。例えば、糖尿病患者の日々の運動や食事等のデータや健診情報を医師に提供・共有することで、医師はこれらの情報をもとに患者の状況を把握し、当該患者に対してスマートウォッチを通じて運動目標を提示する等、一人ひとりに最適な疾病予防・健康増進をサポートするサービスを提供することができるようになること等が考えられます。

-
- 1) Personal Health Record：生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報および個人が自ら日々測定するバイタルデータ等）。
 - 2) マイナポータルは、子育てや介護等の行政手続の検索、オンラインでの申請など、ワンストップのサービスを提供しています。行政機関等が保有する自身の情報を確認することや、行政機関等からのお知らせ内容を確認することもできます。なお、一部の機能の利用にはマイナンバーカードが必要です。

2. 社会保障分野のデジタル化および ヘルスデータの活用状況に関する海外の取組事例

PHR情報等のヘルスデータは諸外国においても民間保険会社の付帯サービスや、医療保険プロバイダーのヘルスサポート等に活用されており、これらの情報を利活用するにはそれぞれの国に導入されている「個人識別番号」を用いた認証スキーム等が使われています。この「個人識別番号」は日本における「マイナンバー」と類似のものともいえますが、諸外国においては行政のデジタル化や社会保障（医療保障）分野のデジタル化の基本的なインフラとして、幅広く利用されています。

日本においても、マイナンバー制度³⁾が2016年1月より開始されており、現在、マイナンバーカードの普及やマイナポータル³⁾の活用による各種サービスの拡充・環境整備に向けた各種施策が進められています。一方、諸外国の「個人識別番号」は導入の歴史も古く利活用の幅も広いため、これからマイナンバー制度の利活用の拡大が見込まれる日本において事業を行う生命保険会社にとっても、各種サービスの拡充等の観点から諸外国での対応や取組みは参考になるのではないかと考えられます。

今般、生命保険協会では個人識別番号やヘルスデータの利活用の状況等について、欧米主要国（アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス）に加え、デンマーク、オランダ、シンガポール（以下この3か国を「デジタル先進国」と記載）を対象として調査を行いました。

調査結果の詳細は次節以降のとおりです。

（1）各国の個人識別番号の概要

全調査対象7か国においては、社会保障給付の管理や行政の効率化、国民の利便性向上等を目的に、国民一人ひとりに番号を付与して情報を管理する個人識別番号が導入されています。

導入の歴史は各国により区々ですが例えばアメリカの1936年を筆頭に、1940年代にシンガポール、イギリス、フランス、1960年代にデンマークで導入される等、相応の歴史を持っており各国の社会保障分野において個人識別番号が幅広く利用されています。

それぞれの国の個人識別番号の管理方法は2つのモデルに大別されます。1つは複数の行政分野において共通の識別番号を使用する「フラットモデル」であり、アメリカ、デンマーク、オランダ、シンガポールで導入されています。もう1つは行政分野ごとに異なる識別番号を使用する「セパレートモデル」であり、イギリス、ドイツ、フランスで導入されています。各国の状況は資料4のとおりです。

3) マイナンバー制度は、大きくは、①社会保障や税に関する行政情報を主体別に管理するためのマイナンバー、②対面やオンラインで本人であることを公的に証明できるマイナンバーカード、③オンライン申請のほか、行政機関等が保有する自身の情報の確認や、行政機関等からのお知らせ通知の受信等のサービスを受けることのできる行政手続のオンライン窓口であるマイナポータル、の3つからなります。

(資料4) 各国の個人識別番号の活用

<フラットモデル：社会保障を含む複数の行政分野で共通の個人識別番号を活用>

		アメリカ	デンマーク	オランダ	シンガポール
個人識別番号	社会保障	社会保障番号	市民登録番号	市民サービス番号	国民登録番号カード番号
	税務				
所管		社会保障庁	社会・内務省	内務・王国関係省	シンガポール入国管理庁
導入目的		<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保障給付の管理 ・ 内国歳入庁による個人の税務管理 	全国民の一元的管理	電子政府の推進による国民の利便性の向上、行政効率化	英国統治下でシンガポール国籍を証明し、不法移民を排除するため
導入年		1936年	1968年	2007年	1948年
民間での活用		○	○	○	○
保険		○	—	—	—

<セパレートモデル：社会保障分野と税分野で異なる個人識別番号を活用>

		イギリス	ドイツ	フランス	参考：日本
個人識別番号	社会保障	①国民保健サービス番号 ②国民保険番号	①社会保険番号 ②医療保険被保険者番号	①全国個人識別登録簿番号	マイナンバー(個人番号) ※社会保障、税等分野における法定事務等でのみ利用可能 ※法令に規定された主体限定
	税務	②国民保険番号	③税務識別番号	②税務識別番号	
所管		①国民保健サービスコミッション委員会 ②歳入関税庁、雇用年金省	①連邦労働社会省 ドイツ年金保険連盟 ②連邦保健省、疾病金庫 ③連邦財務省 連邦中央税務庁	①国立統計経済研究所 ②公共財政総局	・総務省 ・デジタル庁
導入目的		①医療情報連携識別子 ②国民保険制度の公的年金、就業不能保障、遺族手当等の現金給付の一元管理	①社会保障給付の管理、公的年金の不正受給防止 ②公的医療保険の被保険者情報の電子管理 ③一元管理による税務簡素化	①徴兵制度のための人口動態調査(1978年以降は、社会保障給付の管理) ②税務での身元確認	・国民の利便性の向上 ・行政の効率化 ・公平・公正な社会の実現
導入年		①1996年※1995年より新生児の付番開始 ②1948年	①2001年 ②2003年 ③2008年	①1941年 ②1985年	2015年 ※住民票を有するすべての人に通知
民間での活用		○ (②国民保険番号)	—	○	○
保険		—	—	○	—

(2) 個人識別番号の官民での活用

各国における個人識別番号の官民での利用状況の概要は資料5のとおりです。個人識別番号そのものについては、前述のフラットモデル、セパレートモデルがありますが、いずれの方式を採用していても、全調査対象国において社会保障分野で個人識別番号が利用されており、公的年金（被保険者の死亡情報、年金口座、給付の管理等）や公的医療保険（診療時の受給資格証明、入院・手術手続、給付管理、統計データ作成等）領域での利活用がその中心となります。この他、税金の支払、公的扶助の受給、選挙の投票、運転免許の取得等、幅広い行政手続に個人識別番号が利用されている国もあります。

また、民間分野においても銀行口座開設、入学、就職、住居購入時等、幅広い領域で活用されています。生命保険分野においても生命保険の加入、契約保全、保険金支払、被保険者の生死確認、年金給付の停止等に利活用されている国もあります。

(資料5) 各国における個人識別番号の官民での利用状況（概要）

	国	行政分野での活用	民間分野での活用
フラットモデル	アメリカ	社会保障給付の管理、個人の税務管理等	クレジットカード作成、銀行口座開設、住宅・車の購入、生命保険の加入・契約保全・死亡保険金支払 等
	デンマーク	公的医療保険へのアクセス(かかりつけ医への連絡、病院での診察、入院時)、税金の支払等	銀行口座の開設、賃貸物件の契約、給与の受取、学校・保育園への入学・入園時、就職・起業、融資申請時、携帯電話の契約時 等
	オランダ	公的医療機関へのアクセス、公的扶助受給、年金・社会保障の受給時、税金の支払、選挙の投票、運転免許の取得 等	銀行口座開設、住宅ローン・融資申請、就職・起業、学校や大学への進学、住所変更、住居の購入 等
	シンガポール	公的医療保険へのアクセス、病院の受診・入院手続き、介護施設への入居時、税務手続き 等	銀行口座の開設、電気契約、融資、不動産売買、就職、ホテル宿泊 等
セパレートモデル	イギリス	電子カルテ(SCR)や、電子処方箋システム(EPS)、かかりつけ医から専門医への患者の医療情報連携、選挙人登録、失業給付 等	年金・投資口座の開設、学生ローン申請 等
	ドイツ	保険口座(年金口座)の管理	—
	フランス	公的医療保険の管理、社会保障制度のデータベース構築 等	補足的医療保険(公的医療保険制度で給付されない自己負担分を補完)を提供する保険会社の給付手続や生命保険会社の被保険者の生死確認のためのデータベース構築

各国の詳細な内容については、資料6のとおりです。

(資料6) 各国における個人識別番号の官民での利用状況 (詳細)

[アメリカ] <フラットモデル>

■ アメリカの**社会保障番号(Social Security Number; SSN)**は、あらゆる政府機関や民間企業が活用している。

社会保障番号(SSN)

付番対象	国民のうち申請した者 ※SSNの取得は任意 国民に自動的に付番されるものではない。
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、出生地、国籍、人種・民族、両親の氏名(18歳未満の子どものみ)
番号	9桁 (エリア(州)番号、グループ番号、シリアル番号)
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会保障局(SSA)による社会保障給付の管理 ➢ 内国歳入庁(IRS)による個人の税務管理等
民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間企業は個人識別としてSSNを幅広く利用 ✓ クレジットカード作成、銀行口座開設、住宅や車の購入、生命保険の加入・契約保全・死亡保険金支払時等 ➢ 生命保険会社は、被保険者の生死確認、未請求保険金の対応、年金給付の停止等にデスマスターファイルを利用

SSNで名寄せしたデータベースの構築

■ **Numidentファイル**

- 管理対象情報：SSNの管理対象情報に「死亡日」を加えた個人情報
- 所管：社会保障局(SSA)

■ **デスマスターファイル**

- 管理対象情報：SSN、氏名、生年月日、死亡日(Numidentファイルから抽出した死亡情報)
- 所管：社会保障局(SSA)

- 2種類のデータベースが存在
 - ✓ 完全版：すべての死亡情報を含む。連邦政府、州政府のみ、SSAの承認を得たうえで閲覧可能
 - ✓ 一般公開版(アクセス制限版)：死亡後3年未満および州政府から提供された死亡情報を含まない。民間企業に有料公開
- ※ 1978年の情報公開法(FOIA)に基づき、SSAに対して故人のSSN、氏名、生年月日、死亡日の一般公開が義務付けられた。

[デンマーク] <フラットモデル>

■ デンマークの市民登録番号である**CPR番号(Det Centrale Personregister Nummer)**は、行政分野(特に、福祉・医療分野)でのサービスの利用に加えて、銀行・保険等の民間分野でも活用されている。

市民登録番号(CPR番号)

付番対象	デンマーク居住者 (全国民、デンマークに3か月以上滞在している外国人) ※市民登録システム(CPR)に登録され、付番
管理対象情報	氏名、出生地、国籍、住所、電話番号、かかりつけ医、婚姻状況、死亡情報等
番号	10桁 生年月日、デンマーク国民固有の識別番号(女性は偶数、男性は奇数)で構成
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 特に、福祉・医療サービスにおいて利用 ✓ 公的医療保険へのアクセス(かかりつけ医への連絡、病院での診察、入院の手続、手術を受ける時 等) ➢ 税金の支払等の行政サービスでも利用
民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 銀行口座の開設、賃貸物件の契約、給与の受取、学校・保育園への入学・入園、就職・起業、融資を受ける時、携帯電話の契約時 等
備考	<ul style="list-style-type: none"> ※ CPR登録に関連しNemID申請可能 ※ 市民登録システム法に基づきCPRに登録された情報には、公共機関のみならず民間企業もアクセス可能

医療保障分野での活用

- CPR登録後、4週間後に**医療保障カード(sundhedskort)**が届く。
- 医療保障カードは、CPR番号が記載されたIDカードであり、医者にかかる時や市町村の役所に行く時には必ず必要
NemIDの取得の際にも必要
※図書館、郵便局、店などで本人確認書類としても利用される。
- 医療保障カードには、氏名、住所、CPR番号、担当医師名・住所が記載され、デンマーク、グリーンランド、フェロー島で医療を受けることが出来ることを証明
- アプリ(Sundhedskortet)を入手すれば物理的なカードは必要なく、モバイルでの提示が可能。
※(親権者は)子どもの医療保障カードもモバイルで提示可能

【Sundhedskortet】



(出所:sundhed.dk)


【オランダ】＜フラットモデル＞

■ オランダの**市民サービス番号(Burgerservicenummer; BSN)**は、あらゆる行政サービスや幅広い民間サービスの利用において必要な番号として活用されている。 ※社会保障番号、国民ID番号、納税番号の機能を有する。

市民サービス番号(BSN)		各分野での活用
付番対象	オランダの全居住者(4か月以上の長期滞在者は必須、短期滞在者は希望者のみ) ※国民登録簿である人口情報(居住者情報)の基本レジスター(BRP)に登録され、自動的に付番	<ul style="list-style-type: none"> 医療分野における活用 医療サービスを利用する場合の身元確認に活用 ※一般医や医療保険会社等のサービスプロバイダーはBSNを使用しなければならない。
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、国籍、住所、親の情報、配偶者または法的パートナーの情報、死亡情報等	<ul style="list-style-type: none"> 教育における活用 BSNは個人識別番号(PGN)または教育番号と呼ばれ、教育現場でも活用されている。PGNはBSNと同じ番号 学校は記録上、PGNを使用しなければならない。
番号	8桁または9桁	<ul style="list-style-type: none"> 育児・住宅・医療給付金における活用 保育機関は、子どもと親のBSNの提示を要求しなければならない。 ※親により申告された保育時間数と保育機関にある記録を照合して給付が行われる。 住宅給付金や医療給付金についても、育児給付金と同様、給付手続きにおいてBSNが活用される。
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療機関へのアクセス、公的扶助受給、年金や社会保障の受給 税金の支払、選挙の投票、運転免許の取得等 ※オンライン行政サービスへアクセスするためのデジタルID認証(DigiD)は、BSNとリンク 	<ul style="list-style-type: none"> 身元詐欺の防止における活用 BSNは、政府機関等が個人情報を誤りなく交換することを容易にする。 ※BSNを活用する各組織は、BSNを本人が使用していることを確認しなければならない。
民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> 銀行口座開設、住宅ローンや融資申請、就職・起業、学校や大学への進学、住所変更、住居の購入等に必要な 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ※行政の効率化と市民への行政サービス提供の最適化のために旧税務・社会保障番号(SoFi番号)に代わって導入 ※BSNは、パスポート、国民IDカード、運転免許証に番号とQRコード形式で記載されている。 	

【シンガポール】＜フラットモデル＞

■ シンガポールでは、**国民登録番号カード(National Registration Identity Card; NRIC)**番号は、税・社会保障等の行政分野と民間分野(銀行口座の開設等)で利用されている。

国民登録番号カード(NRIC)番号		行政分野での活用
付番対象	全国民 ※出生時に付番。NRICは15歳到達時に発行され、30歳で更新される。 ※外国人には外国人登録番号(Foreign Identity Number; FIN)を付番	<ul style="list-style-type: none"> ほぼすべての行政手続きがオンライン化されている。オンラインでの本人確認で利用されているデジタルID認証(Singpass)において、NRIC番号が共通IDとして使用されている。 ※2019年9月以降は、法律で規定されていない限り、企業や団体が個人にNRIC番号の提出を求めることが禁止されている。従前は、NRIC番号の利用目的を制限する規定がなく、官民において幅広く利用されていた。
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、出生国、民族、住所、国籍、証明写真、指紋、発行日	
番号	11桁 アルファベット2文字と9桁の数字	
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険へのアクセス、病院の受診・入院手続き、介護施設への入居 税務手続き等 	 <p>(出所: Innovative Routines International(HP))</p>
民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> 銀行口座の開設、電気契約、融資、不動産売買、就職、ホテル宿泊等 	
備考	<ul style="list-style-type: none"> ※英国統治下で、シンガポール国籍を証明し、不法移民を排除する目的でNRICを導入。身分証明書として使用 	

【イギリス】<セパレートモデル>

■イギリスの個人識別番号は主に、医療分野に用いられる**国民保健サービス番号(National Health Service Number)**と、公的年金や児童手当等に用いられる**国民保険番号(National Insurance Number)**がある。

国民保健サービス番号(NHS番号)		国民保険番号(NI番号)	
付番対象	全居住者 (全国民とNHS登録した長期滞在外国人)	付番対象	16歳以上の居住者、英国就労予定者
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、出生地、住所、連絡先等	管理対象情報	氏名、性別、生年月日、国籍、住所、国民保険への拠出状況、社会保障給付の受給状況、学生ローン借入金額等
番号	10桁	番号	9桁 (英字2文字+数字6桁+英字1文字(A~D))
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国民保健サービス(NHS)の医療情報連携システム「Spine」で、個人識別番号(医療情報連携の識別子)として利用 ✓ 電子カルテ(SCR)や、電子処方箋システム(EPS)、かかりつけ医から専門医への患者の医療情報連携(電子紹介状サービス「e-RS」)等 	行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 選挙人登録当局、地方自治体(住宅給付等の管理) ➢ 雇用年金省が利用(失業手当等の管理) ➢ 歳入関税庁が利用(納税・児童手当等の管理)
民間分野での活用	見当たらない	民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 雇用主、年金提供会社、個人貯蓄口座(ISA)提供会社、学生ローン会社が利用
備考	※IDカードは発行されない。	備考	※IDカードは発行されない。

【ドイツ】<セパレートモデル>

■ドイツでは、行政分野毎に異なる個人識別番号が導入されている。具体的には、**社会保険番号(年金保険番号)(Sozialversicherungsnummer(Rentenversicherungsnummer))**、**医療保険被保険者番号(Krankenversicherertennummer)**、**税務識別番号(Steuerliche Identifikationsnummer)**等がある。

社会保険番号(年金保険番号)		医療保険被保険者番号	
付番対象	公的年金の被保険者	付番対象	公的医療保険の被保険者
管理対象情報	氏名、住所・出生地・州、雇用主事業所番号、就労開始日、生死情報	管理対象情報	氏名、生年月日、性別、住所、資格、保険開始日、同カードを発行した疾病金庫名称、カード有効期限等※電子健康カードに情報が格納
番号	12桁 公的年金運営主体の地域番号、生年月日、名字の最初の文字、性別番号、確認番号で構成	番号	20桁 個人番号、加入する疾病金庫番号、確認番号で構成
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保険口座(年金口座)を管理※ 	行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 受給資格の証明 ➢ 医療サービス提供者との決済
民間分野での活用	見当たらない	民間分野での活用	見当たらない
備考	※「年金保険機関は、被保険者ごとに、保険番号に従って整理された保険口座を保有しなければならない。保険口座には、年金情報等、保険の継続および給付の決定・支給に必要なデータが保管されるものとする」(社会法典6編149条1項)。	備考	※電子健康カードはEヘルスの取組みの1つ。Eヘルスは、ICTが提供する可能性を利用して患者の治療やケアを支援する取組み。電子健康カードに加え、電子カルテ・電子処方箋の利用、遠隔医療、病気の治療や予防等に活用できる健康アプリの利用が含まれる。

【参考】税務識別番号

➢ 2021年に可決された「登録現代化法(RegMoG)」により、従来の納税者番号としての個人識別番号の機能が拡張された。これにより、行政手続きの簡素化・迅速化、よりデジタルな運用が可能となる見込み。

【フランス】＜セパレートモデル＞

■ フランスの全国個人識別登録簿番号(Numéro d'inscription au RNIPP; NIR)は、社会保障分野での利用が主だが、民間医療保険の給付手続き、生命保険の未請求契約対策(生死確認)でも用いられている。

全国個人識別登録簿番号(NIR)

付番対象	フランス居住者 ※国内出生者は国籍にかかわらずRNIPPに登録、付番。フランス国外の出生者および外国人は、社会保障制度加入時に付番
管理対象情報	氏名、性別、生年月日、出生地、出生証明書番号、死亡年月日、死亡地、死亡証明書番号
番号	15桁 性別、出生年月、出生地の番号、INSEE番号、セキュリティ管理番号で構成
行政分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> 公的医療保険の管理で利用(通称「社会保障番号」) 社会保障制度のデータベース構築(右記参照)
民間分野での活用	<ul style="list-style-type: none"> 補足的医療保険(公的医療保険制度で給付されない自己負担分を補完)を提供する保険会社の給付手続きで利用 生命保険会社の被保険者の生死確認のためのデータベース構築(右記参照)
備考	※社会保障分野で利用されているため、「社会保障番号」が通称となっている。

NIRで名寄せしたデータベースの構築

- ＜行政分野＞
- **全国医療保険制度間登録簿(RNIAM)**
 - 公的医療保険の給付管理や保健分野の統計作成で利用
 - **身元管理システム(SNGI)**
 - 社会保障制度(公的年金制度を除く)の身元確認で利用
- ＜民間分野＞
- **保険リスク情報管理協会(AGIRA)データベース**
 - AGIRAが保険業界団体の委任を受け、RNIPPのデータから死亡者情報を抽出し、独自のデータベースで管理
 - 管理対象情報：氏名、性別、生年月日、出生地、死亡年月日、死亡地、死亡証明番号(NIRは含まない)
 - 生命保険会社には、同データベースを利用して、保有契約の被保険者の生死確認を毎年行うことが義務付け
 - 受取人に指定されている可能性のある個人・法人は、未請求契約対応の一括窓口であるAGIRAに契約照会を行うことが可能

(3) 行政のデジタル化の取組みと個人識別番号の官民での活用

①ポータルサイト

日本においては、政府が運営するオンラインサービスとして「マイナポータル」があり、子育て等に関する行政手続のワンストップ化、行政からのお知らせの確認等が可能となっています。諸外国においてもオンライン行政サービスの情報を集約・管理するポータルサイトが設けられており、このサイトを通じて、税金の支払い、引っ越しワンストップサービス、各種証明書の発行等が可能となっています。(資料7)

(資料7) 各国におけるオンライン行政サービス

		電子政府サービス ポータルサイト(オンライン行政サービスを一元集約)	
フラットモデル	アメリカ	USA.gov	✓政府機関のサービスに関する省庁横断的な情報提供サイト
		Digital.gov	✓電子政府サービスに関する情報提供サイト
	デンマーク	Borger.dk	✓公共部門が公開するオンライン情報やeサービスへ、市民がアクセスできる単一の窓口 ✓一般的な情報、地域固有の情報、個人的な情報、データ、eサービスを提供
	オランダ	Overheid.nl	✓個人・企業向けサービスの情報をテーマ別、ライフイベント別、地域別に分類して提供
	シンガポール	eCitizen	✓全省庁の行政サービスを一元的に集約したポータルサイト ✓ライフスタイルに応じた目的別(家庭、住宅、教育、健康、交通等)に情報を掲載 ※全行政手続の98%をすでに提供。2023年までに申請から給付までの行政手続がオンラインで完結する予定
MyInfo		✓一度個人情報を入力すると様々な行政サービスでもその情報を利用できる個人情報保存の共通基盤システム ※法人向けにはMyInfo Businessがある。	
セパレートモデル	イギリス	GOV.UK	✓旧来の省庁ごとのウェブサイトすべてをすべて集約。23省庁および400公的機関の提供する行政情報・サービスの一括窓口
		GOV.UK account	✓歳入関税庁が運営
	ドイツ	Bund.de	✓連邦政府、州、地方自治体が提供する行政サービスを一元的に管理するポータルサイト ※連邦と州は2022年末までに各行政ポータルサイトをネットワーク化することを義務付けられている(現在構築中)。
	フランス	Service-Public.fr	✓行政サービスを一元的に管理するポータルサイト(2022年5月時点で571種類のサービスを提供) ※2016年にMon.service-public.frを継承
ants.gouv.fr		✓内務省管轄下の国家安全文書機関(ANTS)のポータルサイト ✓車両登録、運転免許、パスポート、身分証明書に関わる行政書類のオンライン申請・発行	
参考：日本	マイナポータル	✓政府運営の行政手続のオンライン窓口 ✓行政手続の検索、オンラインでの申請等のワンストップサービスを提供	

② デジタルID認証

全調査対象国において、行政サービスへのオンラインアクセスのための電子的な本人確認の仕組みとして、「デジタルID認証」が導入されています。フラットモデルの国では、個人識別番号が「デジタルID認証」の個人IDとして利用され、セパレートモデルの国では個人識別番号とは異なる身分証明書番号等が利用されています。(資料8)

(資料8) 各国における個人IDとデジタルID認証

■ フラットモデルのアメリカ、デンマーク、オランダ、シンガポールでは個人識別番号が、セパレートモデルのドイツ、フランスでは別の番号が、個人IDとして利用されている。イギリスでは番号を利用したデジタルID認証は行われていない。				
		個人ID	デジタルID認証	デジタルID認証
フラットモデル	アメリカ	社会保障番号(SSN)	<ul style="list-style-type: none"> ○Login.gov ○my Social Security account ○ID.me 	■ 行政サービスへのオンラインアクセスのための電子的な本人確認の仕組み ➢ 各国では認証システムのセキュリティ水準の高度化と個人情報保護が行われている。 ➢ EU加盟国では、域内市場における電子取引のための電子的識別およびトラストサービスに関する規則((EU)910/2014、eIDAS規則)のセキュリティ基準を満たすことが求められる。 ※eIDAS規則：域内市場における電子取引のための電子認証の条件やeトラストサービス(電子署名、eシール、タイムスタンプ、ウェブサイト認証等)の法的枠組み
	デンマーク	市民登録番号(CPR番号)	NemID ※2021～2022年にかけてMitIDへ移行	
	オランダ	市民サービス番号(BSN) ※2016年～ICチップ付電子IDカード導入	DigiD ※2017年にDigiDアプリを導入	
	シンガポール	国民登録番号カード(NRIC)番号	Singpass ※2018年に生体認証(指紋認証、顔認証)を利用したアプリ版Singpass Mobileを導入	
セパレートモデル	イギリス	政府ゲートウェイ番号 ※全国民悉皆附番。初回登録時のみ使用 ※政府発行の個人IDカードは、2010年に廃止	GOV.UK VerifyからGOV.UK Sign inへ移行中 ※GOV.UK accountのログイン認証システム	
	ドイツ	eIDカード ※eID機能を備えた個人IDカード	eID	
	フランス	CNiE ※電子身分証明カード	FranceConnect	
参考：日本		マイナンバー	公的個人認証サービス	

③ デジタルポスト、オンライン給付口座

行政機関等と市民との間の情報交換手段であるデジタルポストは、デンマーク、オランダで導入されています。

また、日本では国民が金融機関の預貯金口座一人一口座を給付金等の受取りのため、マイナンバーとともに国（デジタル庁）に任意で登録する公金受取口座登録制度があり、緊急時の給付金のほか、年金、児童手当、所得税の還付金等の幅広い給付金等の受給に利用することができます。諸外国においても、行政機関等からの支払いを直接行うためのオンライン給付口座が設けられており、アメリカ、デンマーク、シンガポールで確認されました。そのうちデンマーク、シンガポールにおいては保険会社等の民間企業による給付（保険金の受取り）等も可能となっています。（資料9）

（資料9）各国におけるデジタルポストとオンライン給付口座

		デジタルポスト	オンライン給付口座	デジタルポスト
フラットモデル	アメリカ	見当たらない	Direct Deposit	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政機関と市民の間の情報交換手段(電子私書箱) ➢ 電子政府サービスの一環として提供され、ユーザーは、行政機関等から発信されるメッセージを受信することができる。 ➢ 市民ポータル等の4つのプラットフォームからアクセス可能な国(デンマーク)、政府のポータルサイトがメッセージボックスとして機能する国(オランダ)、デジタルポストを導入するも利用者の伸び悩みとコスト負担増が要因で廃止された国(シンガポール)などがある。
	デンマーク	e-Boks	NemKonto	
	オランダ	Mijnoverheid.nl	見当たらない	
	シンガポール	2017年に廃止	PayNow	
セバレートモデル	イギリス	GOV.UK Notify ※政府から国民への情報提供手段	見当たらない	<ul style="list-style-type: none"> ■ 行政機関等からの支払いを直接行うための銀行口座の登録 ➢ 通常の銀行口座と番号制度が紐付けられている(デンマーク、シンガポール)。 ➢ 保険会社等の民間企業による給付(保険金の支払い等)が可能な国(デンマーク、シンガポール)もある。
	ドイツ	見当たらない	見当たらない	
	フランス	見当たらない	見当たらない	
参考：日本		マイナポータル	公金受取口座	

各国の詳細な内容については、資料10のとおりです。


(資料10) 各国におけるデジタルID認証・デジタルポスト・オンライン給付口座等の利用状況
【アメリカ】

■ アメリカでは、政府機関や民間企業が運営するデジタルID認証、政府機関が運営する電子納税サービスやオンライン給付口座により、行政手続きの簡素化が図られている。

<p>■ デジタルID認証</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Login.gov <ul style="list-style-type: none"> ✓ 一般調達局(GSA)が運営 ✓ 初回ログイン時に、氏名、生年月日、SSN、住所、写真付き本人確認書類を登録。以降は、メールアドレスとパスワードでログイン ✓ Login.govの加盟政府機関が運営するマイページ上で、各種申請(連邦職員の求人応募、退役軍人によるヘルスケアサービス申請等)が可能 ➢ my Social Security account <ul style="list-style-type: none"> ✓ 社会保障庁(SSA)が運営 ✓ SSN、住所、メールアドレスで登録 ✓ SSAサイトの個人アカウント上で、社会保障関連の申請・給付状況の確認、将来の社会保障給付額の見積もり、登録住所の変更等が可能 ➢ ID.me <ul style="list-style-type: none"> ✓ 民間企業ID.meが運営 ✓ 本人確認時、氏名、生年月日、SSN、住所、本人確認書類を提示 ✓ 政府、民間ともに利用可能 ✓ 一部の政府機関は、ID.meアカウントでのログイン認証を導入(上記my Social Security accountのマイページへのログイン等) 	<p>■ その他</p> <p>◆ 電子納税サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 連邦税電子納税システム(EFTPS) <ul style="list-style-type: none"> ✓ 財務省が運営 ✓ 内国歳入庁(IRS)へオンラインで納税するシステム ✓ 法人、個人共に利用可 ✓ 要アカウント登録 ✓ 1日5回、1回につき5,000万ドルまで納税可 ➢ Direct Pay <ul style="list-style-type: none"> ✓ IRSが運営 ✓ IRSへ銀行口座から直接オンラインで納税するシステム ✓ 個人が利用可 ✓ アカウント登録不要 ✓ 1日2回、1回につき1,000万ドルまで納税可 ➢ Your Online Account <ul style="list-style-type: none"> ✓ IRSが運営 ✓ ID.meを使用してログイン ✓ 個人の納税や、納税記録の閲覧等に使用可 ✓ 口座引落し、デビットカード、クレジットカードで納税可
<p>■ オンライン給付口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ Direct Deposit <ul style="list-style-type: none"> ✓ SSA運営のmy Social Security accountに自身の銀行口座情報を登録することで、社会保障給付金の口座振替の設定・変更が可能 	<p>■ デジタルポスト</p> <p>※見当たらない。</p>

【デンマーク】

■ デンマークでは、CPR番号所有者が取得可能な国家的電子署名(NemID)、受信可能なデジタルポスト(e-Boks)、CPR番号と紐付けられたオンライン給付口座(NemKonto)が、市民、企業および行政機関によって利用されている。

<p>■ デジタルID認証(NemID)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ CPR番号を所有する15歳以上が取得可能。取得は任意 ➢ ログイン時にユーザーIDとパスワードを入力し、次にコードカードに記載されたワンタイムコードを入力する仕組み ➢ 2018年以降は、スマホアプリ(NemIDアプリ)を提供 ※キーコード入力はスマホの指紋認証により代替可能に。 ➢ 行政分野と民間分野で利用可能 <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン行政サービス(住所変更、保育園の申込み、税金の確認、医師の選択、デジタルポストの閲覧等) ✓ オンライン民間サービス(オンラインバンク、保険、年金基金、通信業、小売業等のサービス) ➢ 市民向けポータルサイト(Borger.dk)へのログイン認証としても利用 	<p>■ デジタルポスト(e-Boks)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ CPR番号とデンマークの永住権を持つ15歳以上のすべての市民に設定 ➢ 2014年11月以降、公的機関からの郵便物をデジタルで受け取ることが義務付けられている。 ➢ 約440万人の市民と約68万社の企業、約400の公共機関が利用(2021年時点) ➢ 銀行・保険会社等の民間企業からのメールも受信可能 ➢ 4つのプラットフォーム(Borger.dk、Digital Post app、e-Boks、mit.dk)からアクセス可能 	<p>■ オンライン給付口座(NemKonto)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ デンマークで登録されたすべての市民(18歳以上)と企業に所有を義務化 ➢ 個人が指定した通常の銀行口座とCPR番号が紐付けられる。 ➢ 公的機関からの給付(税金の還付、児童手当、年金、学生ローン、失業給付等)が直接振り込まれる。 ➢ 保険会社等一部の民間企業も給付(保険金の支払い等)が可能
 <p>(出所:MitID)</p>		
<p>※ 2021年～2022年にかけて、NemIDは段階的に廃止され、すべてのNemIDユーザーはMitID(新しいデジタルID認証)へ移行</p> <p>※ MitIDはセキュリティの最新要件を満たしており(eIDASに準拠)、従来NemIDを使用していたのと同じタスクで使用することが可能</p> <p>MitIDアプリも提供</p>		

【オランダ】

■ オランダでは、市民サービス番号(BSN)が記載されたeIDカードおよび電子個人識別ID(DigiD)が導入され、電子政府サービスへのアクセスにおいて活用されている。政府運営のポータルサイト内にデジタルポストが設置されている。

■ デジタルID認証(DigiD)

- 市民向けの公的認証(G2C認証)として使用
- 厳格な条件の下で民間の認証ソリューションを受け入れることを目的として導入(税申告関連、社会福祉手当、給付金等の申請や年金の確認をオンラインで行う際に使用)
- 3段階のセキュリティレベル(Basic, Medium, Substantial)を設定
- ログインしている個人のBSNが公開され、ログインしている人を確認できる。
⇒個人に合ったサービス提供が可能

※2016年1月～政府はログインツール「Idensys」の試験運用を行ったが、2018年12月末に停止した。

■ デジタルポスト (MijnOverheid.nl)

- 政府ポータルサイト(Overheid.nl)内のマイページにメッセージボックス(Berichtenbox)を設置
- 個人データの閲覧と政府からのデジタルメッセージ受信が可能

※ Overheid.nl内にはビジネス・ポータルサイト(Ondernemersplein)への外部リンクがある。同サイトを通じて、企業や企業家に対して政府からの情報がウェブサイト、電子メール、チャット等を通じて提供されている。

■ オンライン給付口座

※見当たらない。

■ その他

◆ eIDカード(elektronische identiteitskaart)

- ICチップ付きのeIDカードが2016年2月から配布され、2021年8月以降新モデルに変更
- ICチップには所有者の指紋、カードの裏面には市民サービス番号(BSN)が記載されたQRコードを搭載



(出所:オランダ中央政府HP)

【シンガポール】

■ シンガポールでは、NRIC番号を使用した個人向け公的認証システム(Singpass)、個人情報登録のワンストップポータル(Myinfo)が行政分野で導入されている。NRIC番号を使用した電子決済サービス(PayNow)は、保険会社を含む民間企業にも活用されている。

■ デジタルID認証(Singpass)

- NRIC番号とパスワードでログイン(シングルサインオンパスワード)
- セキュリティ強化のため、2016年以降2段階認証に変更(Singpassでの認証時にスマートフォンのショートメッセージで受け取るワンタイムパスワードが必要)
- 取得は任意
- 納税、年金、外国人の就労VISA申請、公団住宅の申請、徴兵関係等60以上の省庁のサービスで利用
- 官公庁のサービスごとに異なる個人認証基盤を統一し、利便性を向上させることを目的に2003年に導入

※ 外国人は外国人登録番号(FIN)を使用し、Singpassの一部機能を利用できる。
※ 法人向けにCorppassがある。

◆ Singpass Mobile(Singpassアプリ版)

- スマホの生体認証(指紋認証、顔認証)を利用しパスワードは不要
- デジタル署名等が可能
- 2018年導入



(出所:シンガポール政府技術庁HP)

■ オンライン給付口座 (PayNow)

- 銀行口座とNRIC番号(または携帯電話番号)を紐付け登録
- スマートフォン等の銀行アプリの中で、PayNowに登録している送金先の携帯電話番号(個人)や事業者番号(法人)と金額を入力することで、即時に決済が可能
- 保険会社(FWD, MSIG)も保険金支払いで活用
- シンガポール銀行協会が主導し、シンガポールの9つの金融機関と3つの電子決済業者が連携し、2017年に運用開始

※コロナ禍によって非対面・非接触ニーズが高まったこともあり、電子決済全体の利用が増加し、PayNowの取引件数も、2020年は前年比2倍超に拡大

■ デジタルポスト

- 2012年にOneInBoxが導入されたが、利用者数が伸びず、コスト負担も大きかったことが要因で、2017年に廃止された。

■ その他

◆ 個人情報登録ワンストップポータル(Myinfo)

- Singpassの認証でログイン
- 一度個人情報を入力すると様々な行政サービスでもその情報を利用できるシステム
⇒ 行政手続きごとに個人情報を個別に入力する手間が省ける。
- 2016年導入

※法人向けにはMyinfo Businessがある。

◆ 本人認証システム(SG Verify)

- Singpass Mobileを利用した本人認証システム
- 銀行や病院等から提供されたQRコードをスキャンするだけで本人認証と必要な個人情報の提供が可能
⇒ 身分証明書の提示や個人情報の入力の手間が省ける。
- 2019年導入

【イギリス】

■ イギリスでは、行政サービスの分野で、**デジタル認証サービス(GOV.UK Verify, GOV.UK Sign in)**、**デジタルポスト(GOV.UK Notify)**が活用されている。一方、政府発行のIDカードは廃止され、民間会社発行のIDカードが存在する。

■ **デジタルID認証(GOV.UK Verify)**

- GOV.UK accountのログイン認証システム (GOV.UK Sign inへ順次移行中)
- 登録は任意。初期登録時のみ**政府ゲートウェイ番号**が必要
- 2回目以降はメールアドレスとパスワードでサインインが可能
- 住所変更等の手続きのほか、法人税支払や年金口座確認、運転免許の更新、旅券発行申請、児童手当の申請等が可能

■ **デジタルポスト(GOV.UK Notify)**

- アカウントの作成により、すぐに通知書の管理・配送ができるサービス
- 政府、自治体等から市民宛のメール・メッセージ・手紙の配送および返信の管理ができるサービス
- メッセージテンプレート作成や受信確認等も可能

Digital by Default (初期設定でデジタル/デジタルが基本) 戦略

■ **オンライン給付口座**

※見当たらない。公的給付受給の申請時に、振込先銀行口座を申請する形式

■ **個人ID**

※政府発行の個人番号カードは2010年廃止
 ※民間会社が警察の認証を受けて発行するIDカードは存在(年齢確認が目的)



(出所: My ID Cardウェブサイト)

■ **その他**

◆ **GOV.UK account**

- 政府サイト(GOV.UK)全体にログインする「プラットフォームとしての政府」を体现。個別手続きごとのログインが不要となる。
- 利用者が次に利用するであろうサービスを示唆し、そのまま遷移することが可能
- 現在は主に歳入関税庁で利用。法人税支払い、金融口座情報の自動交換、オンライン年金口座確認、印紙税・消費税等の納税に用いられる。

【ドイツ】

■ ドイツでは、**電子的個人認証(eID)**と次世代IDカード(**eIDカード**)が導入され、行政サービスはもとより、銀行・保険等の民間分野のサービスにおいても利用されている。

■ **デジタルID認証(eID)**

- 2010年に導入
- 所持認証(**eIDカード**)と知識認証(6桁の暗証番号(PIN))の2つの認証要素を利用して認証を行う。
- 16歳以上のドイツ国民は身分証明書を取得することが義務付けられている。
- 新身分証明書の制定により、2010年にeIDが導入された。



Mit dem Personalausweis können Bürgerinnen und Bürger online authentifiziert werden.
 Source: Bundesagentur für Arbeit, https://www.arbeitsagentur.de/

eIDカードを使ってオンラインで本人確認ができる。
 (出所: 連邦情報セキュリティ局(BSI))

■ **eIDの活用事例**

- eIDカードに搭載のオンラインID機能を活用
- ＜行政分野＞
 - **ドイツ年金保険**
 - ✓ 保険の履歴や年金情報の閲覧
 - ✓ 社会保険証明書の請求
 - ✓ 住所変更
 - ✓ 銀行口座の変更(年金受給中は不可)

＜民間分野＞

- **LVM保険**
- 顧客ページ「My LVM」に安全にログインした上で、以下のことが可能
 - ✓ 顧客自身による保険契約の管理 (例: 契約データをオンラインで閲覧)
 - ✓ 保険の証明書の請求
 - ✓ 住所・銀行口座等の個人情報の変更

■ **デジタルポスト**

※見当たらない。

■ **その他**

◆ **eIDカード**

- eID機能(オンラインで本人確認が実現する機能)を備えたICチップ付きカード
- ICチップに格納される情報: 身長、目の色、自署を除く券面情報、(本人が希望すれば)指紋等の個人データ、認証のための関連キー
- ICチップは格納された個人データの保護と所有者の認証のためのセキュリティアンカーとして機能
- 電子政府や電子ビジネス取引(民間サービスプロバイダーのeビジネス)の両方に適用される。

■ **オンライン給付口座**

※見当たらない。

【フランス】

■ フランス政府の「国民デジタルIDプログラム」の一環で、ICチップ搭載の電子身分証明カードでのID認証やデジタルID認証システムが導入されている。デジタルID認証システムは、2022年から民間分野での活用も可能になった。

■ デジタルID認証 (FranceConnect)

- すでに登録している政府ポータルサイト(税務署、公的医療保険等)のログインID・パスワードを利用し、他の行政ポータルサイト等へのアクセスを可能にするシステム
- 1,000以上の行政サービス(医療・健康、年金等)のログインに利用
- 利用は任意。2022年8月時点利用率は約59% (3,950万人以上)
- 2015年導入

◆ FranceConnect+

- 2021年より安全性の高いシステムが始動
- PHRの記入を行うデジタルヘルスのプラットフォーム(Mon espace santé)へのログインも可能
- 銀行口座の開設等、民間での利用も可能



(出所：FranceConnectのHP)

■ デジタルポスト

※見当たらない。

■ その他

◆ 電子身分証明カード (carte nationale d'identité électronique; CNIe)

- 指紋と証明写真のデジタルコピーが登録されたICチップを搭載。有効期限は10年
- 管理対象情報：氏名、生年月日、出生地、住所、身長、性別、カードの発行日と失効日、顔写真、指紋(12歳以上のみ)
- 氏名、証明書番号のQRコードを記載
- スマートフォンの背面にCNIeをかざすことで、近距離無線通信技術によりリモートでID認証を行うことが可能

※身分証明書の安全性強化のためのEU規則(2019/1157(EU)、2019年6月制定)により、2021年8月に導入された。



(出所：フランス内務省HP)

■ オンライン給付口座

※見当たらない。

◆ 行政サービスポータルサイト Service-Public.fr

- 引っ越しワンストップサービス(行政機関、電力会社等への住所変更一括通知)、出生証明書・死亡証明書の申請等(2022年5月時点で571種類のサービスを提供)

※2009年から2016年7月まではMon.service-public.frとして運営していた。



(出所：Service-Public.frのHP)

◆ 内務省管轄 国家安全文書機関 (ANTS)ポータルサイト ants.gouv.fr

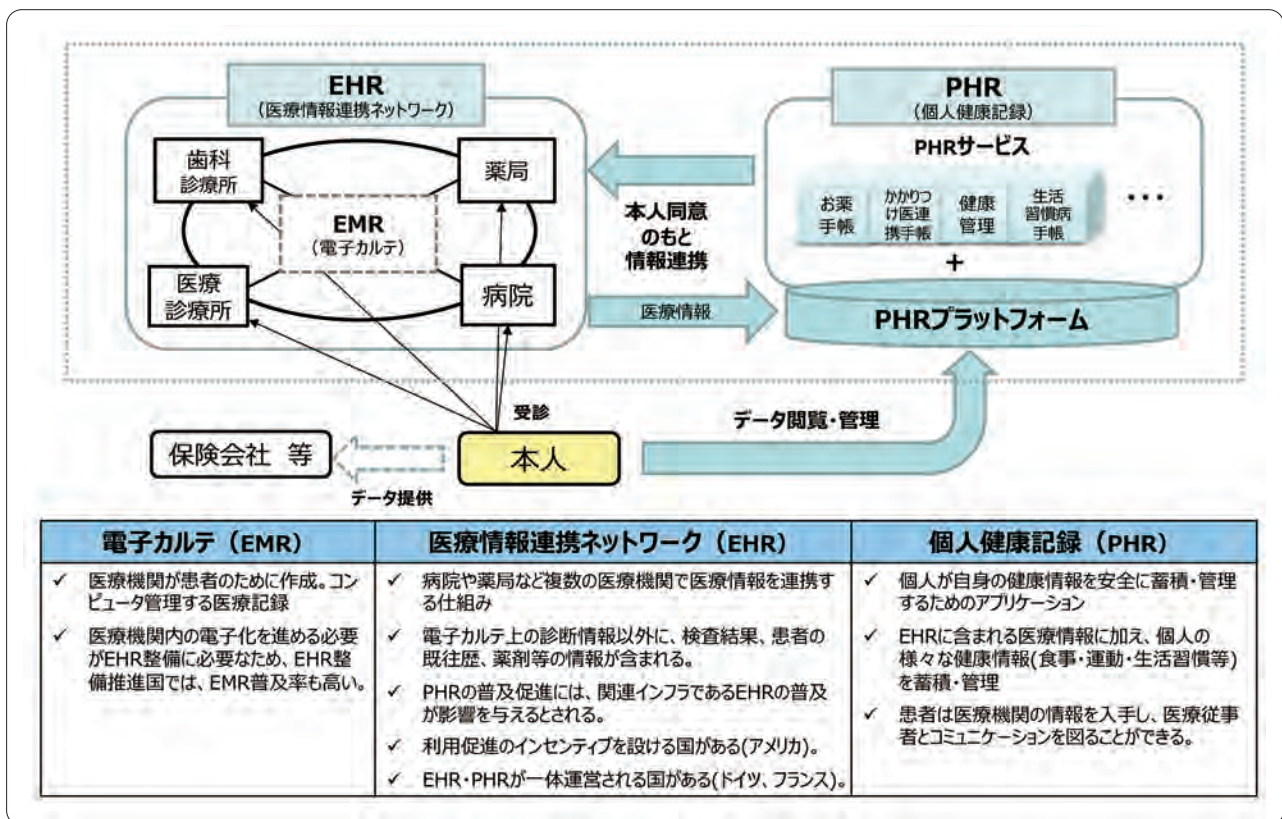
- 車両登録、運転免許、パスポート、身分証明書等の申請・発行が可能
- 2014年導入

※2020年には、1,200万のアカウントが作成され、1億7,000万件のアクセスがあった。

(4) 医療分野でのヘルスデータの利活用

ドイツ・デンマーク・オランダにおいて電子カルテの普及率が100%に達する等、高い水準で医療分野の電子化が普及しています。また、全調査対象国において、病院や薬局など複数の医療機関で医療情報を連携する仕組みとして、医療情報連携ネットワーク（EHR）が整備されており、医療機関同士での患者情報の共有が可能となっています。また、個人が自身の健康情報を管理するための個人健康記録（PHR）として、EHRの情報の一部を自分自身で閲覧することが可能となっており、イギリスでは、PHRの情報は医療機関や、本人同意のもと保険会社等の民間企業へ提供されています。（資料11）（資料12）

(資料11) アメリカ・イギリス・デンマーク等をもとにしたEHR・PHRのイメージ図



(資料12) 各国のヘルスデータの利活用状況

<欧米主要国 (アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス) >

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
電子カルテ普及率		91%	99%	100%	80%
仕組み	EHR	<ul style="list-style-type: none"> ■ EHR <ul style="list-style-type: none"> 医療機関や薬局等の医療情報の連携基盤 患者の基本情報、医療情報等を連携 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NHS Spine <ul style="list-style-type: none"> 患者の属性情報、電子カルテ、処方箋や紹介状等を医療機関や薬局等に情報連携する基盤 	<ul style="list-style-type: none"> ■ ePA (電子患者ファイル) <ul style="list-style-type: none"> EHRとPHRの一体化 医療情報、健康情報等の閲覧・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■ DMP (共通医療情報記録) <ul style="list-style-type: none"> EHRとPHRの一体化 患者の身元情報、医療情報等の閲覧・管理 医療従事者は、診療の度に全ての医療記録をDMPに記録することが義務付けられる。
	PHR	<ul style="list-style-type: none"> ■ PHR <ul style="list-style-type: none"> 医療情報、健康情報の閲覧・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■ GP health Record <ul style="list-style-type: none"> 属性情報、医療情報、健康情報等の閲覧・管理 		
PHR内認証・活用事例	認証方法	個人識別番号	個人識別番号	個人識別番号	個人識別番号
	民間保険会社の活用事例	<ul style="list-style-type: none"> 契約者向けの無料付帯サービスとしてPHRを提供 	<ul style="list-style-type: none"> 患者本人の意思に基づき、民間保険会社等の外部機関に提供可能 	<ul style="list-style-type: none"> 民間医療保険会社がデジタルサービスとしてePAを契約者(被保険者)へ提供 	<ul style="list-style-type: none"> ※医療従事者と患者本人以外のアクセスは認められていない。

<その他のデジタル先進国 (デンマーク、オランダ、シンガポール) >

		デンマーク	オランダ	シンガポール	参考：日本
電子カルテ普及率		100%	100%	見当たらない	42%
仕組み	EHR	<ul style="list-style-type: none"> ■ SDN <ul style="list-style-type: none"> 医療機関間での医療情報の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ■ EPD <ul style="list-style-type: none"> 医療機関間での患者記録の共有 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NEHR <ul style="list-style-type: none"> 医療機関と介護施設等の医療関連機関が保有する患者情報を集約し共有 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 構築中 <ul style="list-style-type: none"> 電子カルテの実用化と患者の医療情報共有化の推進
	PHR	<ul style="list-style-type: none"> ■ Sundhed.dk <ul style="list-style-type: none"> 国や地方自治体により運用される医療従事者と患者共通データベース 医療情報、健康情報等の閲覧・管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■ PGO <ul style="list-style-type: none"> 官民連携の「MedMijプロジェクト」により推進 ※政府が共通フレームワークを提供。同フレームワークに参加する民間事業者がPHRプラットフォームを構築 医療情報、健康情報等の閲覧・管理 		
PHR内認証・活用事例	認証方法	個人識別番号、デジタルID認証	個人識別番号、デジタルID認証	デジタルID認証	※マイナンバーカードの公的個人認証サービスの利用を想定
	民間保険会社の活用事例	<ul style="list-style-type: none"> 医療保険プロバイダーが、加入者向けヘルスサポートとしてPHRを活用 	<ul style="list-style-type: none"> ※(医療)保険会社はPGOやそれに含まれるデータを見ることはできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ※EHRへのアクセスは医療従事者に限定されている。一部の情報にのみ、本人がアクセス可能 	<ul style="list-style-type: none"> ※民間保険会社等によるマイナポータルのAPI活用を推進

具体的な各国のEHR、PHRの活用状況は資料13のとおりです。


(資料13) 各国のEHR、PHRの活用状況

【アメリカ】

■ アメリカにおけるEHR(Electronic Health Record)は、電子カルテ(EMR)の連携基盤であり、病歴、診断等の様々な情報が含まれている。また、EHR利用促進のためにメディケア、メディケイドを通じたインセンティブ制度が導入されている。

<p>■ EHRの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 病院等の医療情報を所有する機関による医療情報の連携基盤 ➢ EHRに含まれる患者情報 医療費請求データ、患者の基本情報、経過記録、バイタルサイン、病歴、診断結果、服用薬、予防接種日、アレルギー、レントゲン画像、検査結果 ➢ EHRは、検査室、専門医、医用画像施設、薬局、救急施設、学校や職場の診療所等、他の医療機関と情報を共有するように作られているため、患者の治療に関わる全ての医療情報を含んでいる。 	<p>■ EHR利用促進のためのインセンティブ制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 2009年、米国復興・再投資法(ARRA)内のHITECH法で定められ、2011年より施行 ➢ メディケア、メディケイド適用医療機関や医師は、EHRの導入要件を満たした場合にインセンティブを受領可能(2011年～) <p>※インセンティブ制度開始年の2011年に導入した場合、2015年までに、医師はメディケア、メディケイドそれぞれから最大44,000ドル、63,750ドルを受領可能であった(2016～2017年はインセンティブなし)。 ※2018年以降は「The Medicare and Medicaid Promoting Interoperability Program」へと改称し、インセンティブ受領ルールも変更。医療機関が受領できる診療報酬が年々増額し、2022年以降は診療報酬の9%が増額。なお、2021年にメディケイドのインセンティブ制度は終了</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ メディケア適用医療機関は、2015年以降、EHRの導入・利用要件を満たさなかった場合、ペナルティが科せられる。 <p>※メディケアの診療報酬を減額。なお、メディケイドのペナルティはなし</p>
<p>■ HIE(Health Information Exchange)ネットワーク : eHealth Exchange</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ オンライン上で医療情報を安全に共有するための、米国で最古かつ最大のHIEネットワーク。2006年に設立 ➢ 政府機関(SSA、VA、国防総省)、医療機関、薬局等が参加。政府機関、民間のeHealth Exchange加盟団体と、患者の医療情報を連携 ➢ HIEネットワーク同士が互いにオンライン上でデータ共有を可能にするための枠組み(Carequality)が存在。同枠組みには、政府機関や民間企業が参加 ➢ HIEの推進団体(The Sequoia Project)は、安全で相互運用可能な全国規模のHIE推進を主導する非営利団体。2012年に設立され、政府機関、医療機関、医療ITベンダー、HIEネットワーク、民間医療保険会社(Humana)等が参加(参加組織は、アメリカ全体の医療情報交換推進の取組みに参加可能) 	<p>【参考】民間医療保険会社(Humana)は、医療機関との提携実績があるEHRプラットフォーム大手「athenahealth」と提携(2021年から5年間を予定)</p>

■ アメリカにおけるPHR(Personal Health Record)においては、退役軍人省(VA)主体で開発された「Blue Button」が、政府機関のみならず民間医療保険会社においても活用されている。

<p>■ Blue Button</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 患者と医療従事者が情報技術を利用して協力し、健康を増進する医療システムの改善を目指す取組み ➢ 保健福祉省(HHS)の医療IT全米調整官室(ONC)が所管 ※退役軍人省(VA)が主体となり、メディケア・メディケイドサービスセンター(CMS)、国防総省と共同で2010年に開発。2012年より所管がONCへ移行 ➢ Blue Buttonにおいて、利用者個人は以下等が可能。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ オンライン上で自身の医療情報(疾患や処方箋、検査結果等)へアクセス・閲覧 ✓ 医療情報のダウンロード、同情報の医療従事者との連携 ※下記Blue Buttonのロゴマークは、HHSの登録商標。患者が自分の医療情報に簡単かつ安全にアクセスできることを意味する。このマークがついているサイトでは、自身の医療情報をダウンロードできる。 <div style="text-align: center;">  <p>(出所: ONC@HHS)</p> </div>	<p>■ Blue Button活用事例</p> <p>【政府機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ CMS: メディケアの加入者に対してPHRを提供 ➢ PHRの利用に際して、加入者は個人アカウントを作成。個人アカウント内では以下等の実施が可能 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自身の医療情報を管理、医療費請求データを閲覧・ダウンロード ✓ 医療従事者との医療情報の共有 ✓ PHR内の閲覧を許可する者を限定 ➢ VA: 退役軍人に対してPHRを提供 ➢ PHRの利用に際して、加入者は個人アカウントを作成。個人アカウント内では以下等の実施が可能 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 自身の医療情報(患者の基本情報、緊急連絡先、受診医療機関、医療保険、健康状態や病歴、処方薬、アレルギー、検査結果、予防接種、バイタルサイン、家族歴、軍での健康状態)の追加・閲覧・ダウンロード ✓ 医療従事者との医療情報の共有 ✓ PHR内の閲覧を許可する者を限定 ➢ 医療情報を閲覧・管理するためには、個人アカウントへのログインが必要 ✓ CMSは、ログイン時に、ユーザー名とパスワードを入力 ✓ VAは、ログイン時に、デジタルID認証(Login.gov、ID.me等)を利用
---	--

■ Blue Button活用事例

【民間医療保険会社】

- Humanaは、契約者が医療情報を保管するためのプライベートで安全なオンライン上の無料サービスとしてPHR(Blue Button)を提供
- PHR内は、契約者本人のみ閲覧可能。被扶養者はPHRを使用できない。契約者本人が許可した場合、医療従事者等も閲覧可能
- PHRの利用に際して、契約者は個人アカウントの作成が必要
- ✓ 同アカウントにログインして医療情報の閲覧・管理を行う。
- ✓ ログイン時には、ユーザー名とパスワードを入力
- ※初回ログイン時には、社会保障番号(SSN)、生年月日、名前等が必要
- 個人アカウント内では以下等の実施が可能
- ✓ 契約者自身の医療情報(医師の診察記録、検査・処方箋・入院履歴、医療費請求データ)の閲覧
- ✓ 医療従事者との医療情報の共有
- ✓ PHR内の医療情報の追加・削除の決定
- ✓ PHR内の閲覧を許可する者を限定

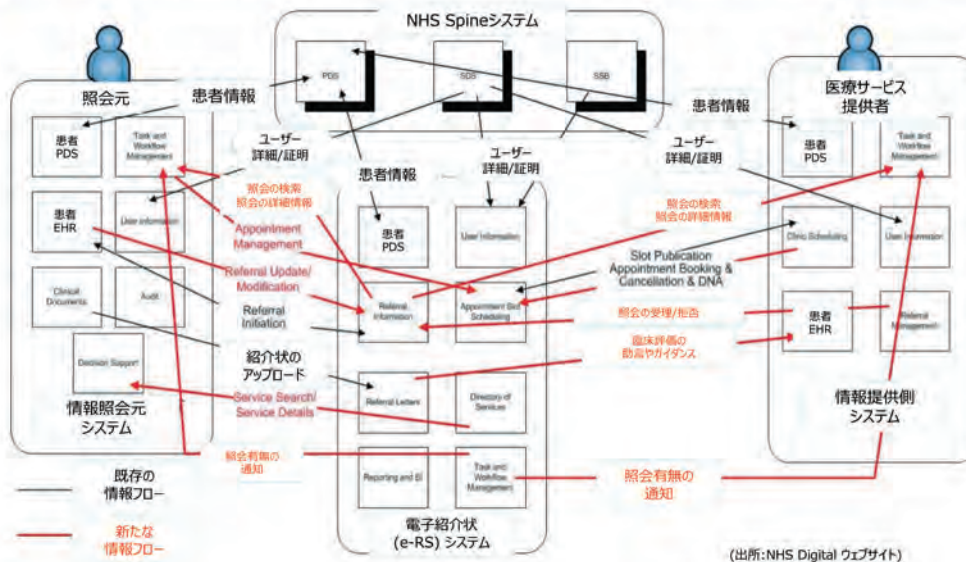
■ Aetna社のPHR活用事例

- 契約者が医療情報を保管するためのプライベートで安全なオンライン上の無料付帯サービスとしてPHRを提供
- PHR内は契約者本人のみ閲覧可能。契約者本人が許可した場合、医療従事者等も閲覧可能
- ※ 契約者の被扶養者もPHRを使用可能(契約者自身の情報のみ閲覧可)。18歳未満の子のPHRは契約者のみ閲覧可
- PHRの利用に際して、契約者は個人アカウントの作成が必要
- ✓ 同アカウントにログインして医療情報の閲覧・管理を行う。
- ✓ ログイン時には、ユーザー名とパスワードを入力
- ※初回ログイン時には、社会保障番号(SSN)、生年月日、名前等が必要
- 個人アカウント内では以下等の実施が可能
- ✓ 契約者自身の医療情報(医師の診察記録、医療費請求データ、入院歴、処方箋、家族歴、アレルギー、服用するビタミン剤や市販薬、体重、血圧、血糖値、コレステロール値、検査結果)の閲覧・追加
- ✓ 医療従事者との医療情報の共有
- ✓ PHR内の閲覧を許可する者を限定
- ✓ 契約者の年齢や性別等に応じて受けるべき検査や飲合せが悪い薬の同時服用時等の通知・アラート機能

【イギリス】

- イギリスにおける医療情報連携基盤(EHR)の背骨となるインフラがNHS Spineである。
- Spineを通じて、PDS(患者本人の属性情報)、SCR(電子カルテ)、EPS(処方箋)、e-RS(紹介状)等が、医療機関や薬局等間で連携されている。

国民保健サービス(NHS)の電子紹介状(e-RS)、NHS Spine、および外部システムとの情報連携の流れ



- イギリスにおけるPHR(患者参加型医療情報システム)として、GP health recordがある。
- GP health recordの情報(※)は、NHSアカウント内の個人の健康記録である。NHSへの初回ログイン時には、個人識別番号(NHS番号)などが必要とされる。

※GP health recordへの情報の掲載は、医療の提供を受ける中で「黙示の同意(Implied consent)」を得ているとの整理。なお、医療従事者による患者本人の属性情報の利用は同意不要とされている。

■ GP health record

- 患者個人の医療とケアに関する情報をオンラインで保存。情報は患者自身で管理し医療専門家はそれに情報を追加することができる。

※1998年データ保護法により患者が自身の健康記録へアクセスする権利が認められた。

- 患者個人は、NHSアカウントでGP health recordサービスへアクセス。NHSアプリまたはNHSウェブサイトのいずれかを使用して、NHSアカウントにログインすることができる。

- NHSへの初回ログイン時には、**NHS番号**、生年月日、名前等が必要

※初回ログイン時にメールアドレスおよびパスワード・携帯電話番号を入力するため、以降はメールアドレス・パスワードの組合せ、および携帯電話宛のセキュリティコード(2要素認証)でログイン可能

■ GP health record内で閲覧・管理される情報

➢ PDS情報(患者本人の属性情報)

NHS番号、名前、生年月日、出生地、出生時間及び出生順、死亡日、死亡届の提出状況、性別(gender)、住所、代替的連絡先、通信連絡手段の詳細、連絡時間の希望、連絡手段の希望、通知文書フォーマットに関する希望、通訳の必要有無、かかりつけ薬局等の状況、GP登録を削除した場合の理由、登録先GP、GP登録の日時等

➢ 医療情報

名前・年齢・住所、健康状態、治療および投薬、アレルギーおよび過去の投薬への反応、検査やX線検査等の結果、妊娠やメンタルヘルス等の専門医ケアの状況、喫煙・飲酒等の生活習慣情報、入院退院の記録等

➢ その他の情報

病院の予約状況、医師からのメール、ケアプラン、健康状態の履歴等

- NHSが認証した民間サービス事業者(Patients Know Best、Substrakt Health) が提供するアプリを経由してGP health recordへアクセスすることも可能。また、患者(契約者)本人の意思に基づき、民間保険会社を含む外部機関に提供することは可能。

■ Patients Know Best

- 自分の受診した外来診察や治療内容の閲覧、診療記録の閲覧
- 次回の診察予約等
- 自身の体調や症状の監視および記録(BMI、身長、体重、腹囲、運動履歴、食事、睡眠等)

メニューから「過去の検査結果」を選択し、「見る」を選択

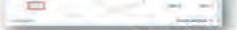


他のアプリからの検査結果連携も可能

アプリ経由で医師や看護師に相談可能



過去の検査結果の履歴も参照可能



(出所: Patient Know Best – Quick reference guide (クティンガム市NHSウェブサイト))

■ Substrakt Health

- 診察予約や病状の検索・救急通報との連携
- 近隣医療機関の検索
- 身長・体重等の管理やセルフケア情報提供

診察予約



症状の検索と救急通報への連携



近隣の医療機関の検索



身長、体重、コレステロール等の記録



(出所: Substrakt health – Patient Pack (substrakt health社ウェブサイト))

【ドイツ】

- ドイツでは、EHRである**電子患者ファイル(ePA)**がPHRとしての機能も有するようになっている。疾病金庫に加えて、民間医療保険会社も被保険者にePAを提供することが可能となっている。

■ ePAの概要

- 2020年成立の患者データ保護法(PDSG)により、処方箋やカルテなどのデジタル提供が可能となり、機密性の高いヘルスデータが最善の方法で保護されるようになった。
- ePAの利用は患者の任意。格納されるヘルスデータの決定と管理は、患者に委ねられる。
※診療所、薬局、病院は、患者の同意の下、格納データへのアクセスが可能
- 疾病金庫は2021年以降、被保険者の求めに応じかつ被保険者の同意を得て、ePAをすべての被保険者に提供することが義務付けられた。民間医療保険会社も2022年～被保険者に対するePAの提供が可能となっている。
- ePAに保存可能なデータ：医師のレポートや診断・レントゲン写真、投薬計画、血液値、アレルギー情報、重大な既往歴・その関連データ、緊急連絡先等に加えて、被保険者自身のデータ(血糖値の測定記録等)を保存することも可能。2022年以降は、予防接種証明、マニティバスポート、子どもの健康診断書等も保存可能となる見込み
- ePAの運用主体：**Gematik**(デジタル医療推進機構)
※ドイツのテレマティック・インフラストラクチャー(TI)の運用組織として設立
BMG、公的医療保険中央連合会、民間医療保険協会、医師会等が出資

■ ePAの活用事例

【疾病金庫：Heimat Krankenkasse】

- 同社専用のアプリよりePAの設定や利用が可能。アプリの登録には**医療保険被保険者番号、電子健康カードのPIN番号、有効なメールアドレス**が必要
- 被保険者は無料でePAを利用することができ、いつでも個人のヘルスデータ(検査結果、診察結果、処方薬、レントゲン写真、予防接種の状況等)を閲覧することが可能
- どのデータをePAに保存・削除するかを決めるのは被保険者自身。また、ePAに自身でアクセスできるのは被保険者のみであり、誰にデータへのアクセスを許可するかは、スマホアプリから設定できる。個人のデータは暗号化され、厳重に保管
※疾病金庫はデータを閲覧することができない。

【民間医療保険会社】

- アリアンツグループの医療保険会社(APKV)は、2022年8月、**医療保険のデジタルサービス**として、民間医療保険会社では初めて、被保険者にePAを提供する、ePA事業者としての認証をGematikから得た。
- ePAは、被保険者のあらゆる医療文書を安全に保管する場所となる。また治療プロセスの改善等、医療の質向上に寄与
- **完全医療保険の被保険者**は、すでに請求書の提出等に利用している同社のヘルスアプリからePAを利用できるようになる。
※付加医療保険の被保険者は、疾病金庫のアプリを利用可能

【フランス】

- フランスでは、医療従事者と患者本人が記録・アクセスできる**共通医療情報記録(DMP)**がPHRとして機能している。アクセス権の管理は患者本人が行い、医療情報は厳しく管理されている。

■ 共通医療情報記録(Dossier médical partagé; DMP)

- 医療従事者と患者本人が情報を記入し、共有する医療情報記録
- 登録には**社会保障番号と健康保険証(Carte Vitale)のシリアル番号**が必要
- 登録後に送付されるコード(数字4桁、アルファベット4文字)でアクセス
- 医療従事者には、診療の度にすべての医療記録をDMPに記録することが義務付けられている。

対象者	公的医療保険加入者 ※患者自身の子どものデータも管理・閲覧可能
管理対象情報	患者本人の身元情報、治療内容、処方箋、検査結果、病歴、入院情報、緊急時の連絡先(家族、かかりつけ医等)、リビングウィル等
医療情報へのアクセス権	患者本人が管理(デフォルトでアクセス権が設定されているが、設定ページから変更可能)
個人情報保護	➢ 情報を閲覧、修正、追加した場合には記録が残り、患者本人が確認可能 ➢ 保険契約、健康状態の評価を要するあらゆる契約の締結前に個人のDMPを閲覧することを禁止
運営主体	全国被用者医療保険金庫(CNAMTS) ※公的医療保険の運営主体
導入目的	医療従事者間で患者の医療情報を連携することにより、予防治療も含めた治療の質・継続性を向上させることを目的として、2018年に始動
経緯	DMPは個人医療情報記録として2004年に立案され、2011年に一部の地域で始動したが、普及しなかった。これを踏まえ、2016年に改正された新制度では オプトアウト方式 を採用。対象者にメールを送信し、6週間以内にオプトアウトの手続きを取らない場合は自動的にアカウントが作成される仕組みになっている。



■ 共通医療情報記録(DMP)は、デジタルヘルスのプラットフォーム内に設置されている。また、個人の医療情報と国民医療番号(INS)の紐付けが義務化され、今後の医療情報の活用可能性が期待されている。

■ デジタルヘルスのプラットフォーム Mon espace santé

- 共通医療情報記録(DMP)、メッセージ、健康手帳の利用が可能
- CNAMTSと保健省が運営



■ デジタルヘルスのロードマップ Ma santé 2022

- ヘルスデータの連携に向けた改革を実施(2021年1月1日以降)
- 左記Mon espace santéの創設(2022年)
- 個人の医療情報と国民医療番号(Identité Nationale de Santé: INS)の紐付けを義務化
- ✓ INS = 社会保障番号 + 姓、名、生月日、性別、出生地を表す各コードで構成

◎ 社会保障番号とINSの違い
 ✓ 社会保障番号では、被扶養者は扶養者の番号を使用するため、番号と個人の医療情報を紐付けることができなかった。
 ⇒ INSは個人ごとに付与されるため、個人の医療情報との紐付けが可能になる。



【デンマーク】

■ デンマークでは、全国をカバーするEHRの仕組みとしてSDNが構築され、ヘルスプロバイダー間で健康情報の共有が図られている。また、電子カルテ(EPJ)がほぼ100%普及している。

■ EHR : Danish Health Data Network (SDN)

- デンマークの医療分野(公的部門と民間部門)におけるデータ通信のための安全なネットワーク
- ※SDNのユーザーグループには、sundhed.dk、MedCom、デンマーク健康データ局(Sundhedsdatastyrelsen)、病院サプライヤー等が含まれる。
- ※デンマーク健康データ局は、すべての病院で登録・管理の上自動転送される様々な医療健康データ(画像データ等を除く)を一元的に収集・管理する医療健康データのアーカイブ機関。国民の医療・健康に関するいくつかの登録簿を備えており、例えば、患者レジスター(NPR)と呼ばれる医療健康データの登録簿が含まれる。
- デジタルソリューションの開発・導入により、GP、病院、薬局等のヘルスケアプロバイダーが健康情報を共有できる。
- 運用主体 : MedCom(医療電子通信システム)
- ✓ 1994年に公的資金による非営利団体として設立。デンマークのヘルスケア部門に関連する当局、公共組織、民間企業間のデジタル協力を促進することを使命とする。保健省、地方政府、地方自治体が共同出資・所有する。
- ✓ 診療時に患者データをMedComからNPRに記録
- 電子カルテ : EPJ
- EPJ(Elektroniske patientjournaler)
- ※GPおよび病院におけるEPJ導入率は、2010年までにほぼ100%に到達した。



- デンマークでは、国・地方自治体により運用されるPHR(**Sundhed.dk**)により、医療従事者や患者が、医療情報や健康情報等へアクセスする環境が整備されている。医療保険プロバイダーが加入者のヘルスサポートとしてPHRを活用する事例がみられる。

■ PHR:Sundhed.dk

- 保健省が2003年に設立した、国・地方自治体により運用される患者ポータル(医療従事者と患者の共通データベース)
- **SDN**を利用し、健康情報、医療記録および薬歴などの閲覧、診療予約、処方箋の更新、健康に関わる各種情報の確認が可能
- Sundhed.dkのサービスを利用し、データを閲覧するためには、**CPR番号**の登録が必要。ログインには**NemId**を使用
 - ※ユーザー名(CPR番号)とパスワードを入力後、NemIdを入力してログインすると、公共部門が登録した自身の健康データ(2005年からは、1977年以降の自分自身のカルテ情報)を閲覧できる。臓器提供に関する意向や治療の意思についても登録できる。
 - ※ログでは、Sundhed.dkを通して、病院からの医療記録(電子ジャーナル)、検査結果、予約、予防接種、家族カードや薬カードにどのような検索が行われたかを確認することができる。
- 2016年～モバイル・デバイスからの迅速なアクセスも可能
 - ※MyHealthアプリ(MinSundhed)により、Sundhed.dkから選択した健康データにアクセスすることができる。同アプリは500万回以上ダウンロードされた。
- ユーザーは、サービスを利用する前に、自身の健康データがSundhed.dk上で表示・処理されることに同意する必要がある。※初回ログイン時に、同意書への同意が求められる。

■ PHR活用事例 : Sundhedssikring

- デンマークで最大の医療保険プロバイダー
- 医療保険の加入者は、医療専門家による支援やアドバイスを受けることができ、公的・民間の医療システムにおいて簡易に治療が受けられる。
 - ※アドバイス、予防、治療を通してトータルでヘルスサポートを行う。
- 専用アプリ「My DSS」からNemIDで個人ページへログインして(下記イメージ図を参照)保険契約の内容を確認できる。また、医師の紹介状の入手や保険金請求書のアップロードもできる。
- Dansk Sundhedssikringのネットワーク内で治療を受けた場合は、治療費支払いの必要はなく、請求書の決済は、医療サービスプロバイダーとDansk Sundhedssikring社との間で直接行われる(ただし、保険でカバーされるのは事前に関社によって承認された治療費のみ)。ネットワーク外での治療については、治療費を加入者自身で支払い、領収書を送付して払戻しを受ける必要がある。



【オランダ】

- オランダでは、医療機関・医療従事者間の情報システムである**EPD**(EHRに相当)と、患者個人の医療・ヘルスデータを収集・管理する仕組みである**PGO**(PHRに相当)が存在する。PGOでは、個人の医療データを**DigiD**認証を使って医療機関から安全に入手することができる。

■ EHR : 電子患者記録

(Elektronisch Patiëntendossier ;EPD)

※英語は、Electronic Patient Record

- 医療機関や医療従事者の情報システムであり、同システムを利用して患者の医療データを処理
 - ※EPDは医療従事者や医療機関に属するのに対し、**PGO**(右記参照)は患者自身のデータである。
- 医療機関が行うすべての行為はEPDに記録され、医療機関は患者の記録を他の医療機関と共有できる。
 - ※**HIE**(機関間での医療情報交換)としては、ヘルスケアプロバイダー・コミュニケーション協会(VZVZ)により医療データ交換のプラットフォーム「LSP」が構築・運営されている。
- 医療従事者は、患者の許可を得た場合にのみ医療データを閲覧でき、かつ、治療に必要な場合に限られる。
 - ※患者は、例えばオンラインフォームに記入して医療従事者に提出することにより、データ閲覧の許可やその撤回を行う。
- EPDは主に、医師、看護師、専門医、精神科医等、患者と直接関わる医療従事者のために医療データを提供するものであるが、患者自身が医療従事者に要求して自分の電子患者ファイル(レントゲン写真、診断書、手術報告書等)を閲覧する権利がある。アクセスに加えて、患者は自分のファイルの訂正、追加、破棄を要求する権利も有する。

■ PHR : 個人の健康環境

(Persoonlijke Gezondheidsomgeving ;PGO)

※英語は、Personal Health Environment

- PGOは、自分の健康に関する情報を生涯にわたって記録し、積極的に健康づくりを始められるアプリやWebサイト
- 16歳以上は誰でも無料でPGOから自分の医療データを収集・管理することができる。現時点で収集できる医療データは、開業医のアドバイス、病院での治療結果、セラピストからの手紙などである。**DigiD**を経由して医療機関と接続し、安全な方法でPGOへ自分のデータをコピーしてもらう。
 - ※ユーザーの要求に応じて、医療機関は医療情報システムから医療ファイルの一部のコピーをデジタルでPGOに送信。PGOでデータを受信した時点で、それは個人ファイルの一部となる(医療機関はその個人ファイルについて責任を負わない)。
- PGOで閲覧できる情報は拡張されているところであり、参加する医療機関数も増えている。
 - ※現在、GPの約97%から自分の医療データや特定の文書を検索できる。
- PGOでは、ユーザー自身でヘルスデータ(血圧、体重、食べた物、運動量、睡眠時間等のデータ)を追加することも可能
- PGOのデータを共有するか否か、誰と共有するかはユーザー自身が決める。
 - ※(医療)保険会社は、PGOやそれに含まれるデータを見ることはできない。
- PGOのメリットは、「データをユーザー自身で管理できること」、「ヘルスデータをオンライン上で一元管理できること」、「PGOで医療機関と安全に接続できること」である。

■ オランダのPHRである**PGO**は、官民連携のプロジェクト(**MedMijプロジェクト**)により推進されている。また、MedMijの認定を受けた**民間のPHR事業者**が存在し、それぞれに異なるPHRサービスが提供されている。

■ **MedMijプロジェクト**(官民連携のPHR推進プロジェクト)

➢ MedMijは、オランダ患者連盟(NPCF)※のイニシアチブ。2015年に医療情報協議会が5つの重点プログラムの1つとして創設。医療をより良く、より利用しやすいものにするために、情報協議会は医療データが安全・確実に交換される医療の持続可能な情報システムの構築に取り組んでいる。

※200以上の患者が組織する団体を代表し、オランダの医療政策を策定する際に重要な役割を果たしている。

- ✓ MedMijは、ヘルスケアユーザーと医療サービスプロバイダー(病院、開業医、薬局等)の間でヘルスデータを安全に交換するためのオランダの標準規格。この交換は、**PGO**を通じて行われる。
- ✓ 政府が共通フレームワークを提供し、フレームワークに参加する民間事業者がPHRプラットフォームを構築する官民共同のプロジェクト
- ✓ 民間事業者は、MedMijにデータ標準やセキュリティ水準に関する審査を依頼し認定を受けることで、MedMijのラベルを使うことができる。一方、ユーザーは、任意のサービスを選択し、MedMijのフレームワークを利用することができる。



(出所:MedMijのHP)

■ **PGOの活用事例**

- MedMijラベル付きのPGOは現在24件※。それぞれに異なるデータ(心拍数、血液値、食習慣、睡眠等)を保存できる。
- 交換できる医療データもPGO毎に異なる。

※MedMijに準拠するPHRサービス(PGO)を提供している事業者には、以下のものがある。

- ・Drimpy：診療・服薬・画像などの医療データの閲覧と、医療従事者との共有などが可能なサービス提供
- ・healpt-PGO：自らの治療に関する情報や検査数値、投薬履歴などのデータへのアクセス・収集・共有が可能なサービス提供 など



(出所:DrimpyのHP)

【シンガポール】

■ シンガポールでは、EHRとして**全国医療記録(NEHR)**が整備されている。個人はNEHRにはアクセスできないが、デジタルヘルスのプラットフォーム**HealthHub**を通じて、NEHRの自身の医療情報の一部にアクセスすることができる。

◆ **医療情報連携基盤(EHR)**



(出所:NEHRのHP)

■ **全国医療記録(National Electronic Health Record; NEHR)**

➢ 病院や診療所、臨床検査機関、介護施設等の医療関連機関が保有する患者に関する情報を集約し全体で共有するシステム

対象者	全国民
登録情報	氏名、年齢、性別、診察履歴、入退院歴、臨床検査結果、放射線検査結果、処方歴、手術歴、アレルギー、薬物の副作用
個人情報保護	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健省が承認した医療従事者のうち、患者の治療に直接関与する者のみがアクセス可能 ➢ 雇用主、保険会社、患者本人のアクセスは不可 ➢ 保健省が認めた場合にのみ、公衆衛生を目的としてデータを活用することが可能
運営主体	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健省(Ministry of Health; MOH)が管轄 ➢ シンガポールの公的医療機関を複数運営するMOHホールディングスの子会社Integrated Health Information Systems(IHIS)が運営
経緯	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全国民にNEHRの医療記録が作成されるが、オプトアウトが可能。オプトアウトした個人の医療記録はNEHRに残るが、すべてのアクセスがブロックされる。本人の意思でいつでも復活させることが可能

◆ **個人健康記録(PHR)**



(出所:HealthHubのHP)

<デジタルヘルスのプラットフォーム HealthHub>

- ✓ ID認証「Singpass」でログイン
- ✓ 健康関連情報の閲覧、公的医療機関の手続き(診療予約、請求書の支払等)、自身や家族の医療情報へのアクセス、健康管理ツールの利用が可能

■ **自身や家族の医療情報へのアクセス**

➢ 過去1年分の自身のNEHR情報の一部にアクセス可能

予防接種履歴、臨床検査結果、入退院情報、健康管理情報、診察等の予約情報、処方歴

※自身の子どもや親の医療情報にアクセスすることも可能(親の場合は、事前に親がアクセス許可の手続きを行うことが必要)

■ **健康管理ツール My Health Booklet**

- 初回アクセス時にライフスタイルに関する質問票に記入
- 脈拍、体温、血圧、予防接種履歴、入退院歴、投薬歴等を管理
- 登録された健康情報に基づき、個別のライフスタイルのアドバイスを受けられる

※家族の健康情報にもアクセスできるようになる予定

このように調査対象国においては、医療情報を個人識別番号に紐付けて医療機関や薬局が共有することで、国民一人ひとりの健康状態を正確に把握し、個人の状況に応じた健康増進のための必要な支援が行われる等の対応がとられています。

そうした国民一人ひとりの状況に応じた支援を行うためには、まずもって個人の特定を確実かつ迅速に行う必要があり、その基盤となっているのが個人識別番号です。

また、個人識別番号は社会保障分野での幅広い利活用に加えて、民間分野においても、個人識別番号によるオンライン給付口座の活用、生命保険分野での被保険者の生死確認、年金給付等に利活用され、国民の利便性向上につながっています。

諸外国と日本の社会保障制度は異なり、またデジタル化の側面においてもその基盤やインフラ、電子カルテの普及率等が異なるなど、調査対象国と日本の置かれている状況は異なりますが、諸外国で個人識別番号が利活用されている実態を踏まえ、日本においても、社会基盤としてのマイナンバー制度の利活用の拡大が見込まれているなか、生命保険会社でもより効率的・効果的に利活用することで持続的な社会保障制度構築への貢献、国民の利便性向上につながることを期待できるのではないかと考えます。

以降、第2部において、海外での官民データ活用の事例も踏まえつつ、日本のマイナンバー制度の利活用に関するユースケース等について整理していきます。

1. 序章

マイナンバー制度は2016年1月、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤としてスタートしました。マイナンバーは、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号であり、2023年3月現在、社会保障、税、災害対策の各分野のうち、法律または条令で定められた事務手続において使用されています。また、マイナンバーカードは、表面に所有者本人の顔写真および基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）等が記載され、裏面に12桁のマイナンバーの記載とICチップ（電子証明書等）が格納されたプラスチック製のカードであり、本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアにおける住民票の写しの取得等に活用されています。確定申告等の行政手続の際、マイナンバーによって個人の特定を確実かつ迅速に行うことが可能であり、従来は申請ごとに多くの書類を準備・提出することが必要となっていた手続きについて、書類の提出が不要となる、行政の事務処理の時間が短縮されるなど、国民の利便性の向上につながるものとされています。

マイナンバーの利用については、社会保障、税、災害対策の行政分野以外においても、国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性も考慮することとされています。また、後述する公的個人認証サービスやマイナンバーカード、マイナポータルについても、マイナンバーそのものを使わない利活用が可能であり、デジタル社会の重要な基盤として、民間事業者等による積極的な活用を促す方針が政府より示されています。

生命保険協会では、生命保険が社会保障制度を補完する役割を担っていることから、生命保険分野においてもマイナンバー制度を利活用することでより効果的に社会保障制度を補完する機能を発揮できるのではないかと、この考えのもと、これまでマイナンバー制度の民間利活用について積極的に検討を行ってきました¹⁾。しかしながら、これまでの検討においては、マイナンバー制度についての国民における理解の浸透、とりわけマイナンバーカードの普及率の低さがマイナンバー制度を利活用した民間サービスの導入に向けた環境整備面での大きな課題であると認識していました。

一方で、政府が「2022年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目標に掲げたこと、マイナンバーカードを「デジタル社会のパスポート」と称し、2021年9月のデジタル庁発足を機に、マイナンバーカードの普及やマイナンバーカード・マイナポータルの活用による各種サービスの拡充・環境整備に向けた各種施策が急速に展開されたこと等により、マイナンバーカードの普及率は急激に上昇するとともに国民生活における利用機会も着実に増加してきています。

1) 2017年4月には、特に高齢者にとって有用な利活用が考えられるとして、「高齢者に配慮した取組みの推進に関する提言書－『マイナンバー制度の民間利活用』への提言－」を取りまとめ、公表しました。

こうしたマイナンバー制度およびマイナンバーカードの普及を巡る状況変化等も踏まえ、2022年度、生命保険協会では、生命保険分野におけるマイナンバー制度の具体的な利活用策について検討しました。具体的には、デジタル庁や本分野に造詣の深い関係者を招いての会員会社向けの勉強会や一般消費者向けアンケート等を通じ、生命保険分野で想定される複数のユースケースの検討、各ユースケースで検討したサービスを実際に導入する際の主な対応事項や課題等の整理を行いました。

第2部では、これらの検討結果等を、生命保険協会としての提言として取りまとめています。

2. マイナンバーカードおよび関連サービスの全体像

(1) マイナンバーカードの概要

マイナンバーカードは、氏名、住所、生年月日、性別等が記載された、顔写真付きのプラスチック製のカードです。このカードは個々人の申請に基づいて発行され、有効期限は発行日から10回目（未成年者は5回目）の誕生日までです²⁾。カードの表面は、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が記載され、顔写真付きの本人確認書類として様々な場面で利用できます。裏面にはマイナンバー（12桁の番号）が記載されており、法律または条例で定められた手続きにおけるマイナンバーの確認・証明に利用できます。裏面のICチップには、民間事業者においても活用可能な公的個人認証サービスで用いる2種類の電子証明書が格納されています。（資料1）

マイナンバーカードを利用することで、例えばコンビニエンスストアに設置された端末において住民票の写し等の各種証明書を取得するといった手続きを行うことが可能なほか、健康保険証としての利用も開始するなど、今後もその利用場面は拡大していくことが見込まれています。

(資料1) マイナンバーカードの機能

The diagram illustrates the front and back of a My Number Card. The front side (表面) shows a photo of a woman and basic information. The back side (裏面) shows the My Number (1234 5678 9012) and an IC chip. Two text boxes describe the functions of the card.

- 表面**
 - マイナンバーカードの表面には氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報の記載があり、顔写真付きのため公的な本人確認書類として利用可
 - マイナンバーカード自体の有効期限は発行日から10回目の誕生日まで
- 裏面**
 - ICチップには2種類の電子証明書を格納
 - ✓ 利用者証明用電子証明書：4PIN
 - ✓ 署名用電子証明書：6～16PIN
 - 格納された電子証明書は公的個人認証サービスにおける犯収法対応のオンラインでの本人確認やマイナポータルへのログインに用いられる
 - 電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日まで。電子証明書が失効しても本人確認書類として利用することが可能

2) マイナンバーカードの（署名用・利用者証明用）電子証明書の有効期間は、年齢問わず発行から5回目の誕生日までであり、有効期間を過ぎると、電子証明書としての機能を使用できなくなるため、継続利用する場合、有効期間を過ぎる前に更新することが必要となります。

(2) マイナンバーカードおよびマイナポータルを活用したサービスの概要

民間事業者においても、マイナンバーカードを利用したサービスを展開することが可能になります。本節では、公的個人認証サービスとマイナポータルの活用について、それぞれの概要を説明します。

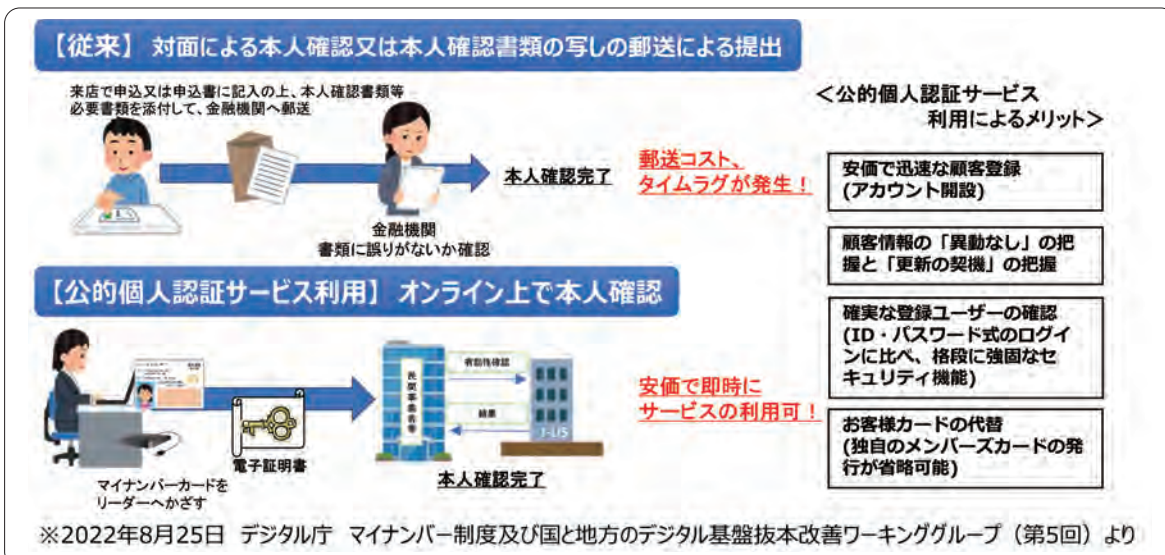
ア. 公的個人認証サービス

(ア) マイナンバーカードを活用した公的個人認証サービスによる本人確認

公的個人認証サービスとは、インターネットを通じたオンライン手続きや取引において、電子証明書により安全・確実に本人確認を行えるサービスです。この認証にあたってはマイナンバーカードに格納されているICチップ内の2種類（署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書）の電子証明書が使用されますが、それぞれの電子証明書は目的によって使い分けられています。署名用電子証明書は、インターネット等で作成・送信した電子文書が、利用者本人が作成した真正なものであり、利用者が送信したものであることを証明するような場合に使われます。一方、利用者証明用電子証明書は、インターネットサイト等にログインした者が利用者本人であることを証明するためのものです。これらの電子証明書は、なりすまし・改ざんを防ぐ等の高いセキュリティが確保されており、オンライン取引であったとしても、公的個人認証サービスを用いることにより、オンライン完結で本人確認を行うことが可能になります。(資料2)

なお、公的個人認証サービスは、政府が認める唯一のサイバー空間におけるオンライン本人確認・本人認証手段であり、民間事業者がこれを利用するにあたっては、①自社が自ら主務大臣認定を受けて署名検証者となる、②主務大臣の認定を受けているプラットフォーム事業者と契約し、利用料を支払ってサービス利用する、という2つの方法のいずれかを選択する必要があります。実際には、主務大臣への認定手続や設備投資等を要しない②を選択されるケースが多いようであり、本書でも以降はその前提で記載します。

(資料2) 公的個人認証サービスを利用した本人確認


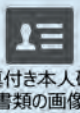





(イ) 公的個人認証サービスと他のオンライン上の本人確認方法との違い

公的個人認証サービスは、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯収法）³⁾で規定された本人確認方法のうち、いわゆるワ方式（犯収法施行規則第6条第1項第1号ワ）にあたり、金融機関における取引時や口座開設時等の本人確認手段として利用できます。

従来の代表的なオンライン確認方式であるホ方式（犯収法施行規則第6条第1項第1号ホ）およびヘ方式（同号ヘ）といった画像伝送方式とワ方式について、必要なプロセス、メリット、デメリットの観点から比較したものが（資料3）です。

(資料3) 公的個人認証サービスと他のオンライン上の本人確認方法との違い

本人確認方法 (犯収法)	必要プロセス	メリット	デメリット
ホ方式  and  容貌画像 and 写真付き本人確認書類の画像	お客さま 事業者 ①本人確認情報の入力 ②本人確認書類撮影 ③容貌画像の撮影・送信 ④サーバ上での画像照合 ⑤目視確認	●ブラウザで完結可能	●偽造判別やデータの真正性確認が困難 ●目視確認コストが必要（BPOの活用等）
ヘ方式  and  容貌画像 and 写真付き本人確認書類のICチップ記録情報	お客さま 事業者 ①本人確認情報の入力 ②容貌画像の撮影 ③本人確認書類の読取 ④サーバ上での画像照合	●ICチップ記録情報の署名検証による真正性の確認が可能 ●マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等の複数手段	●容貌の画像とICチップ記録情報の容貌画像情報との突合の必要がある
ワ方式  マイナンバーカードの電子証明書利用（公的個人認証）	お客さま ①PIN入力 ②マイナンバーカード読取	●デジタル完結 ●最もセキュア ●厳格な本人確認が可能	●引越し等で意図せず署名用電子証明書が失効する可能性 ●電子証明書の検証コストが必要

ワ方式のお客さま視点からのメリットは、工程の少なさ（容貌画像撮影・撮影画像送信等が不要）に加え、事業者側の工程の少なさ（画像突合不要）に伴う対応の迅速性等であり、事業者視点からのメリットはセキュリティや偽造防止効果の高さ、処理工程の少なさ等が挙げられます。

ワ方式の活用においては、一般的に、主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者が提供するサービスを、民間事業者が利用料を支払って利用することとなります。その利用料はプラットフォーム事業者が電子証明書の認証局に対して支払う手数料を考慮のうえ設定されています。なお、この手数料については、マイナンバーカードの利用拡大策として、2023年1月より当面3年間の無料化が開始されており、民間事業者にとっても利用コストの低減につながることを期待されています。

3) マネー・ローンダリング（資金洗浄）やテロ行為等へ資金供与されることを防止する目的で、2007年に成立・公布され、金融機関等の特定事業者が取引を行う際のお客さま等への取引時確認、取引記録等の作成・保管、疑わしい取引の届出等が義務付けられています。

(ウ) 公的個人認証サービスによる現況確認

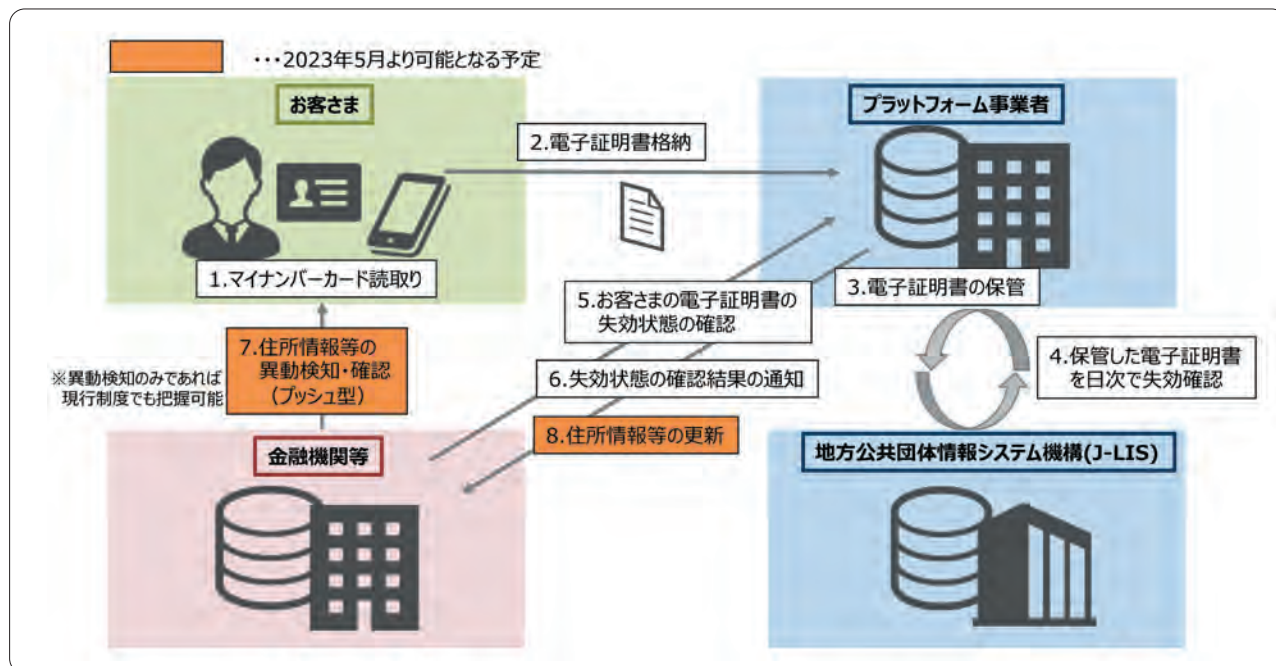
プッシュ型⁴⁾でお客様の現況確認を実施することが可能になることも公的個人認証サービスの特徴的な活用方法の1つです。

電子証明書は、本人が亡くなられた場合や引越し等により、住民票の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）に変更が生じた場合に署名用電子証明書が失効状態になりますので、主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者が保管する電子証明書が失効状態にあるか否かを同事業者経由で地方公共団体情報システム機構（J-LIS）に対し確認することで、お客様情報の異動（氏名・住所変更等）の有無についての検知が可能となります。（資料4）

具体的には、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書について、それぞれ失効・有効の別、失効理由を確認することで、例えば、「利用者証明用が有効である場合、生存が確実」、「署名用が失効・利用者証明用が有効である場合、氏名・住所等の変更が発生」として、お客様の現況確認が可能となります。ただし、現行制度上では、「署名用・利用者証明用とも失効である場合、死亡又は海外転出（失効理由では判別できない）」となるため、生命保険の給付要件に関連する死亡の事実に関する情報については、電子証明書の検証結果をもとに確定させることは困難な状況になっています。（資料5）

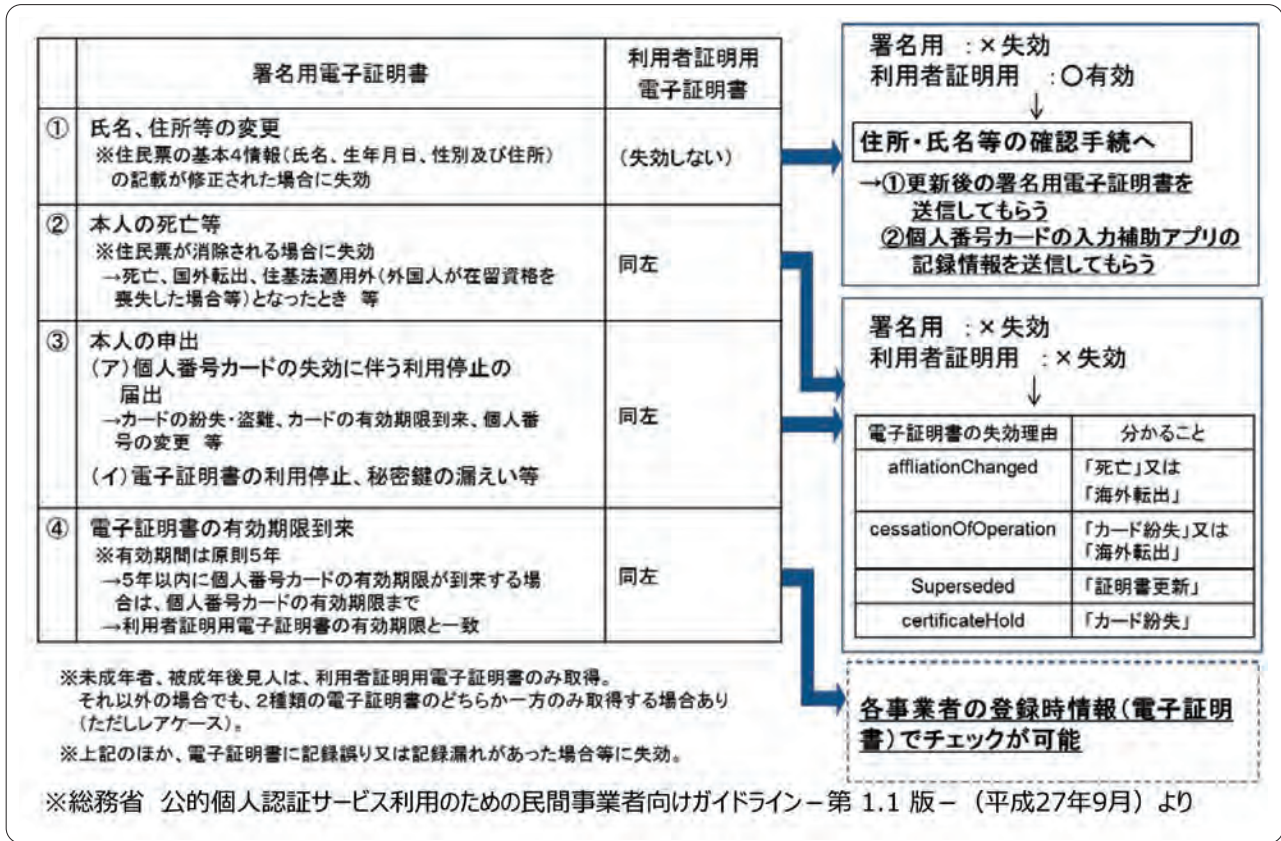
なお、引越し等により署名用電子証明書が失効した場合でも、その後にお客様が引越し先の市区町村の窓口で電子証明書の再発行手続きを行っていただければ、変更後の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）について、お客様本人の同意に基づき、プラットフォーム事業者を経由してJ-LISから取得できるようになるサービスが2023年5月から開始される予定です（詳細は3.（2）エ参照）。

(資料4) 公的個人認証サービスによる現況確認（その①）



4) お客様からの申告によらず、サービス提供者側にて能動的にお客様に働きかける行為。

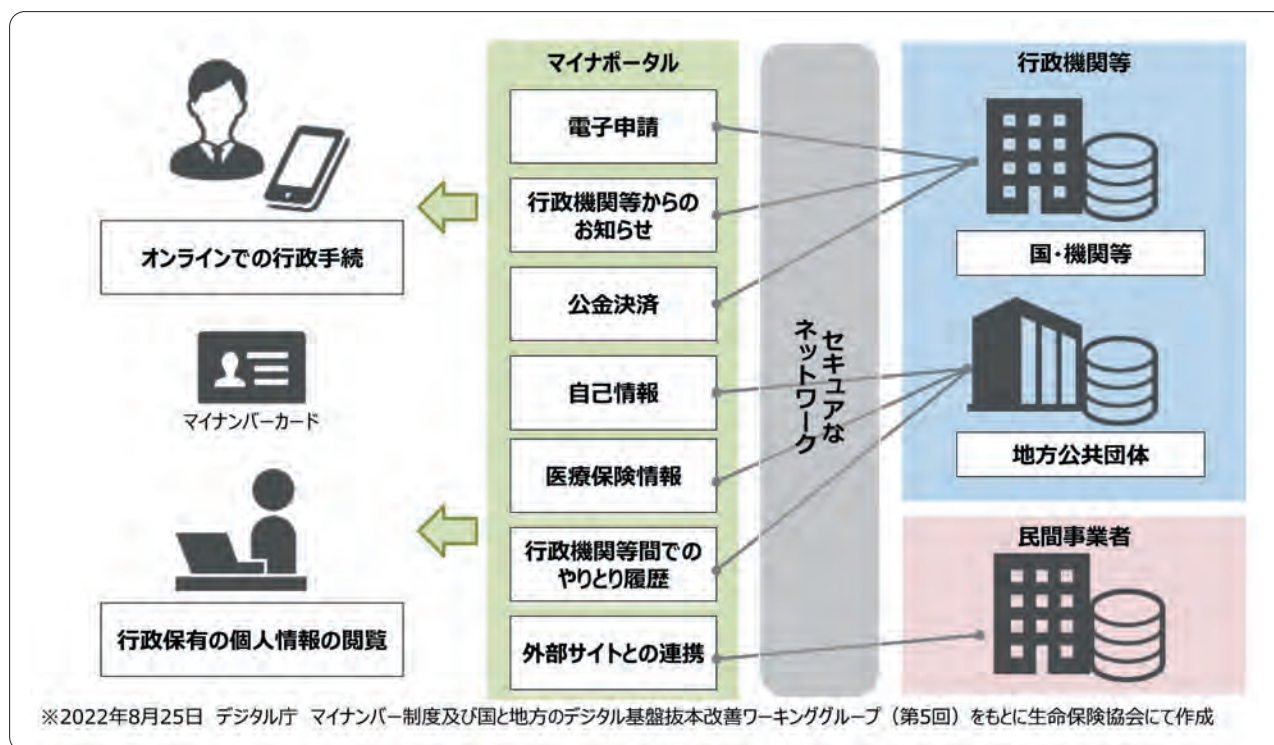
(資料5) 公的個人認証サービスによる現況確認 (その②)



イ. マイナポータル

マイナポータルは、デジタル庁が「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」と称しているように、マイナポータルを介して、子育て・介護をはじめとする各種行政手続のオンライン申請や行政機関等からのお知らせの受領、ねんきんネット・e-Tax等の外部サイトとの連携、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得が可能であるなど、様々なサービスが提供されています。(資料6)

(資料6) マイナポータル仕組み



(ア) マイナポータルAPIの活用

マイナポータルが提供する機能を、行政機関等や民間事業者に対してオンライン接続することで提供可能とするのが、マイナポータルAPIです。行政機関等や民間事業者が提供する外部サービスからの電子申請をマイナポータルで受け付けたり、利用者の同意のもと、行政機関等から入手した自らの個人情報を外部サービスに提供することが可能となります。(資料7)

(資料7) マイナポータルAPIの一覧 (2023年3月現在)

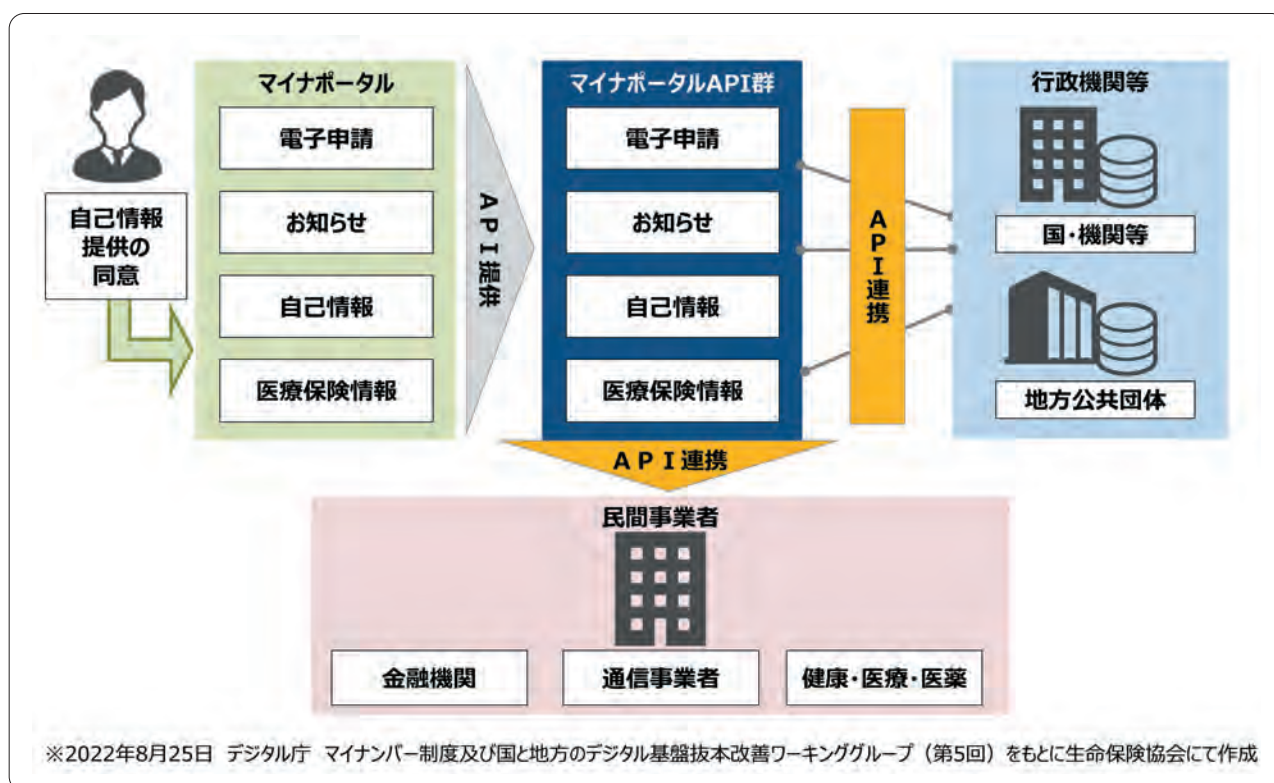
手続の種類	対応API
行政機関等へオンライン申請する	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人設立手続等申請API ● 社会保険・税手続申請API ● 在留手続申請API ● 電子申請等API ● 健康保険証利用登録API
オンライン申請の様式を取得する	<ul style="list-style-type: none"> ● 就労証明書様式取得等API
利用者の情報を取得する	<ul style="list-style-type: none"> ● 自己情報取得API ● 医療保険情報取得API ● お知らせ情報取得・民間送達サービス保有情報取得API ● 利用者登録等API
Webサービスをつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間送達接続API ● 属性連携設定API

※マイナポータルAPI仕様公開サイト (<https://myna.go.jp/html/api/index.html>) をもとに生命保険協会にて作成

生命保険分野に関しても、「民間送達接続API」を利用したサービスが提供されており、例えば、確定申告書を作成する際に、国税庁のマイナポータル等連携プラットフォームにて、生命保険会社から生命保険料控除証明書をオンラインで取得し、これを添付することで、オンライン上でスムーズに確定申告が完結できます。

マイナポータルAPIを活用することで、行政機関等のみならず民間事業者においても行政機関等が保有する情報等を活用することが可能となり、新たな行政サービス・民間サービスの創出につながっています。具体的に利用可能なサービスとして、健康記録をアプリで管理する「マイME-BYOカルテ」⁵⁾等が挙げられます。(資料8)

(資料8) マイナポータルAPIの活用に向けて



民間事業者との連携という観点から今後注目されるのは、民間事業者が行政機関等の保有する利用者本人の情報を取得することで展開されるであろう新たなサービスです。現在、マイナポータルAPIで取得できる情報の詳細については、デジタル庁「マイナポータルAPI仕様公開サイト」に掲載されています。2023年3月現在で対象となっていない情報（例：「事業主健診情報」・「学校健診情報」）も政府の施策によれば、今後対象となり、取得ができるようになる可能性があります。

これらのマイナポータルAPIで連携されるデータの利活用によって、民間事業者は様々なサービスを拡大していくことが可能になると考えられます。(資料9)

5) 神奈川県が提供するサービスで、マイナポータルAPIの活用により、予防接種歴や妊婦健診・乳幼児健診の情報が取得できます (<https://myna.go.jp/html/api/selfinfo/case.html>)。

(資料9) マイナポータルAPIでデータ連携される情報例

API名称	分類	項目・APIの名称等	API名称	分類	項目・APIの名称等		
自己情報取得API	健康・医療	医療保険資格・給付情報	自己情報取得API	介護・高齢者福祉	介護保険資格・給付情報		
		学校病治療に係る医療費援助情報			生活保護	生活保護情報	
		予防接種情報				障害保険福祉	身体障害者手帳情報
		がん検診等情報					医療・保険
		難病患者に対する特定医療費の支給情報	特定健診情報				
		健康保険証情報	医療費通知情報				
	税・所得・口座情報	所得・個人住民税情報	医療保険情報取得API	手術等の医療情報 ※本人閲覧のみ			
		公金受取口座の情報		電子処方箋情報			
	子ども・子育て	児童手当支給情報		事業主健診情報			
		ひとり親家庭への自立支援金給付情報		学校健診情報			
		母子保健					
		教育・就労支援					
	世帯情報	障害児支援・小児慢性特定疾病医療					
		住民票関係情報 ※基本4情報は除く					
雇用保険	雇用保険資格・給付情報						
年金関係	公的年金給付情報						

今後、取得可能となる可能性

(イ) 民間事業者によるマイナポータルAPIの活用条件

民間事業者が自己情報取得APIや医療保険情報取得API等のマイナポータルAPIを活用したサービスを実施する場合には、デジタル庁が指定する各種API利用ガイドラインに沿った対応が必要です。

なお、一部の自己情報取得API（がん検診・予防接種情報等）、医療保険情報取得API（健診等情報）を利用する場合については、民間PHR事業者⁶⁾として、「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（経済産業省・総務省・厚生労働省）の遵守も必要となります。例えば、情報セキュリティ対策や個人データの安全管理措置、健診等情報取得に係る事前同意の取得等の対応が必要になります。（資料10）

6) 「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」において、乳幼児健診、特定健診、薬剤情報等の健診等情報を取り扱う PHR サービスを提供する民間事業者を指します。

(資料10) APIの活用に係る留意事項の例

API名称	対象者	留意事項の例
マイナポータルAPI全般	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナポータルAPI接続のためのデジタル庁との企画書審査 ● 利用者への同意の取り方（タイミング・文言等）についてデジタル庁との擦り合わせ ● マイナポータルAPIからの取得項目や取得可能時間帯等のデータ項目詳細仕様の確認 ● デジタル庁のマイナポータルAPIの仕様変更への対応
	利用者	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者によるマイナンバーカード所持 ● デジタル庁が提供するマイナポータルアプリの利用
医療保険情報取得API（健診等情報）	民間PHR事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報セキュリティ対策（安全管理措置） ● 個人情報の適切な取扱い（利用目的の特定や明示等、同意取得など） ● 健診等情報の保存および管理 ● 健診等情報の相互運用性の確保 ● 「指針」の規定する要件を遵守していることの確認 ● プラットフォーム事業者（システムベンダー）等を介して健診等情報をデータ連携する場合においても、プラットフォーム事業者等が事業者に対して「指針」の規定を遵守していることを確認

3. マイナンバーカードの現状および直近の政府の動向

(1) マイナンバーカードの普及状況

マイナンバーカードについては、政府において「2022年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指す」との方針が示されています。2023年3月12日時点において申請件数は約9,499万件、申請件数率は約75.4%となっており、今後の交付率の更なる伸展が期待されます。(資料11)

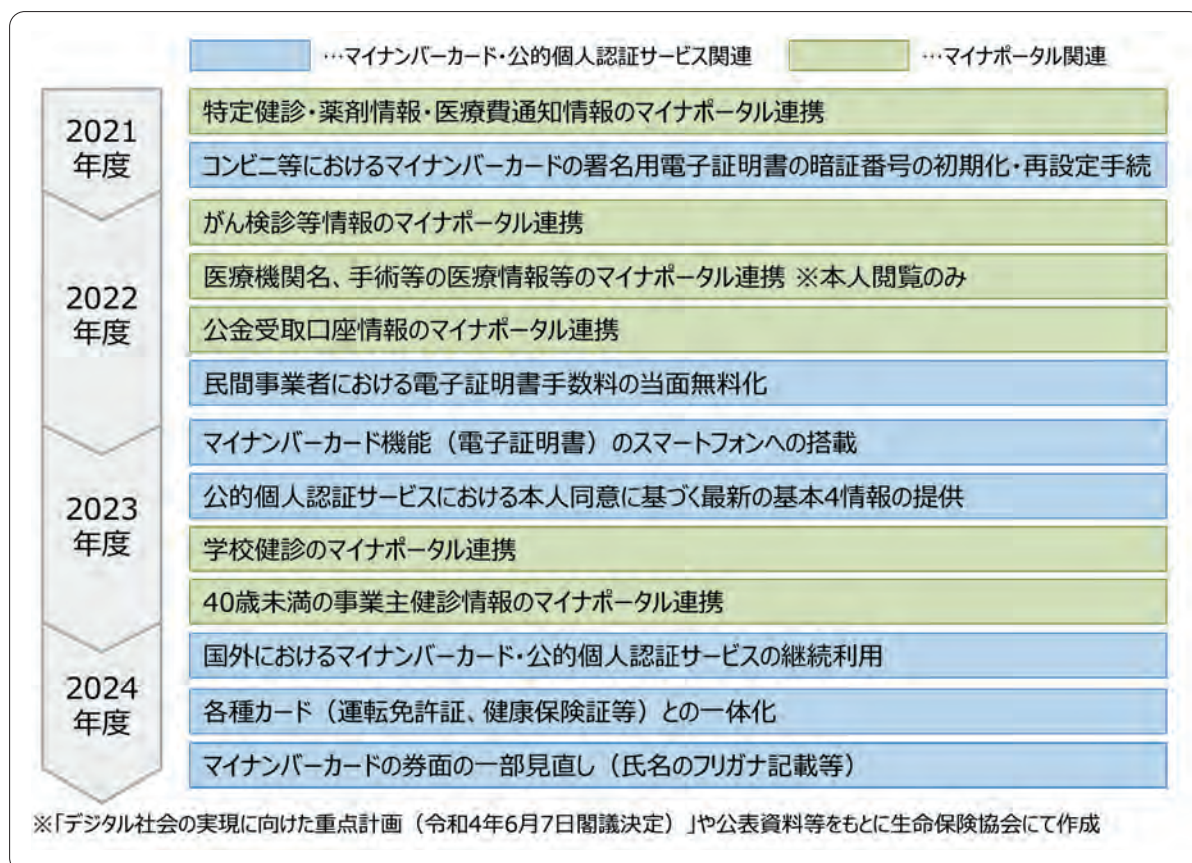
(資料11) (デジタル庁) 政策データダッシュボード（ベータ版）(2023年3月12日時点)



(2) マイナンバー制度を巡る直近動向とロードマップ

現在、公的個人認証サービスやマイナポータルAPIの連携等、マイナンバー制度を利用した各種サービスの活用に係る環境整備が順次進められています。生命保険分野における利活用策と親和性や関連性の高い政策もあり、その動向について主なものを以下に紹介します。(資料12)

(資料12) マイナンバー制度を巡る直近動向とロードマップ



ア. コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続

マイナンバーカードの署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手続は、従来は市区町村の窓口において手続きを行うことが必要でしたが、2022年2月よりコンビニエンスストア等のキオスク端末においても初期化・再設定手続が可能になりました⁷⁾。

また、郵便局におけるマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等（暗証番号の初期化・再設定含む）の手続きも制度上可能となっています。今後、対応可能郵便局の拡大が期待されます。(資料13)

7) 地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービス ポータルサイトより (<https://www.jpki.go.jp/jpkidreset/howto/index.html>)。

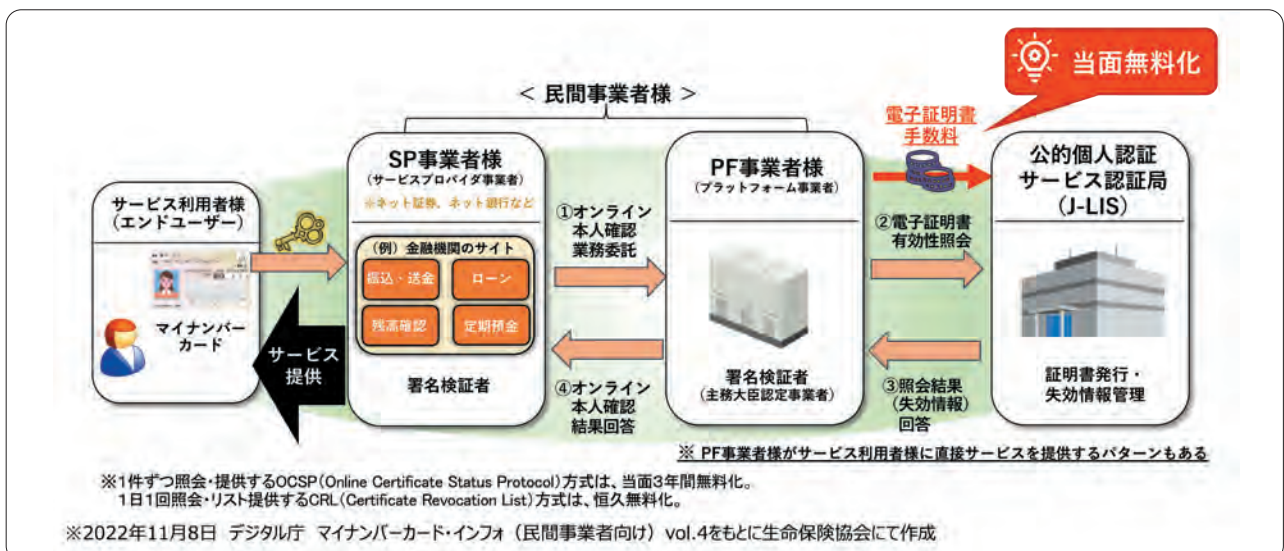
(資料13) コンビニエンスストア等におけるマイナンバーカードの
署名用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定手順



イ. 民間事業者における電子証明書手数料の当面無料化

2.(2)ア(イ)で記載のとおり、プラットフォーム事業者がマイナンバーカードの電子証明書の有効性を確認する際には、認証局に対する手数料がかかります。署名用は1件20円、利用者証明用は1件2円の手数料が必要ですが、2023年1月以降は利用者証明用については恒久的に無料化、署名用については当面3年間は無料化する措置がとられています。これにより、民間事業者がプラットフォーム事業者の提供するサービスに支払う利用料の低減につながることも期待されます。(資料14)

(資料14) 民間事業者における電子証明書手数料の当面無料化

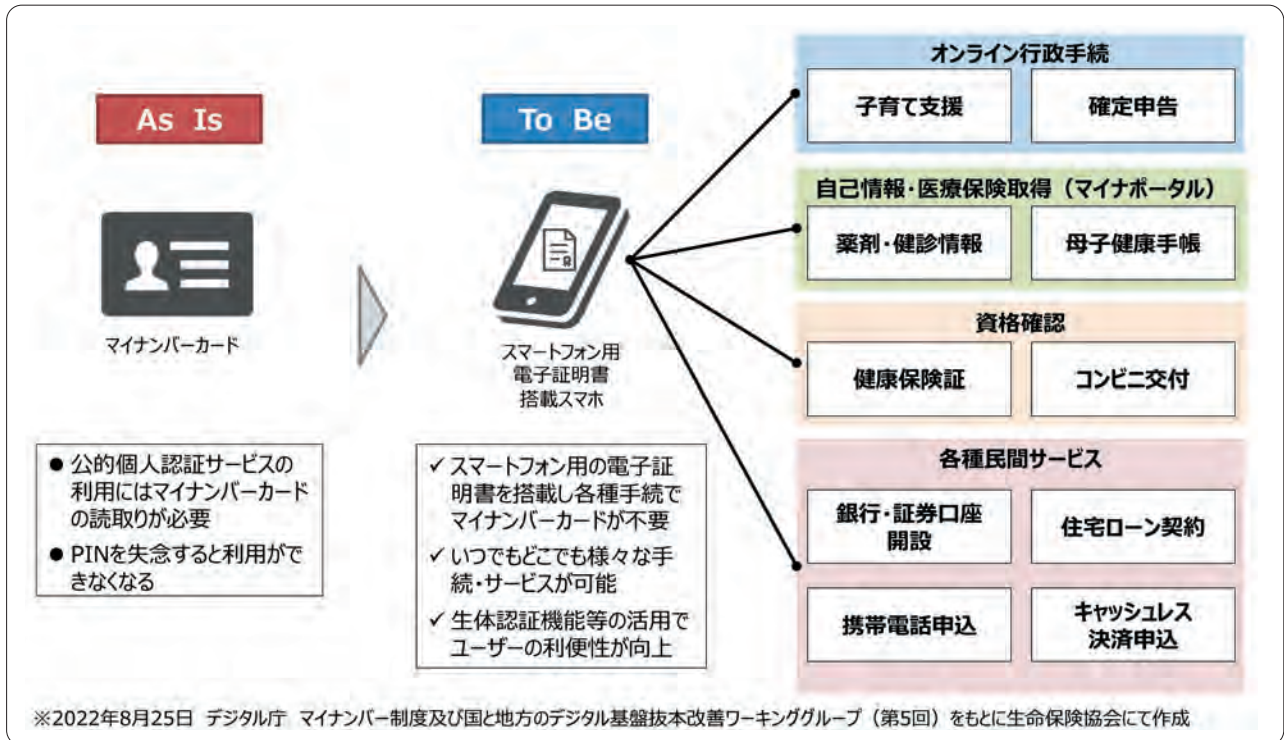


ウ. マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載

公的個人認証サービスにて利用する電子証明書について、スマートフォン用の電子証明書の発行・搭載を行うことで、スマートフォンひとつでいつでもどこでもオンラインによる各種行政手続や公的個人認証サービスを活用した民間事業者のサービスを利用することが可能になります。

2023年5月より、Android端末にて同機能が搭載される予定であり、iPhoneは実現時期が未定であるものの、早期実現を目指す政府方針が打ち出されています。(資料15)

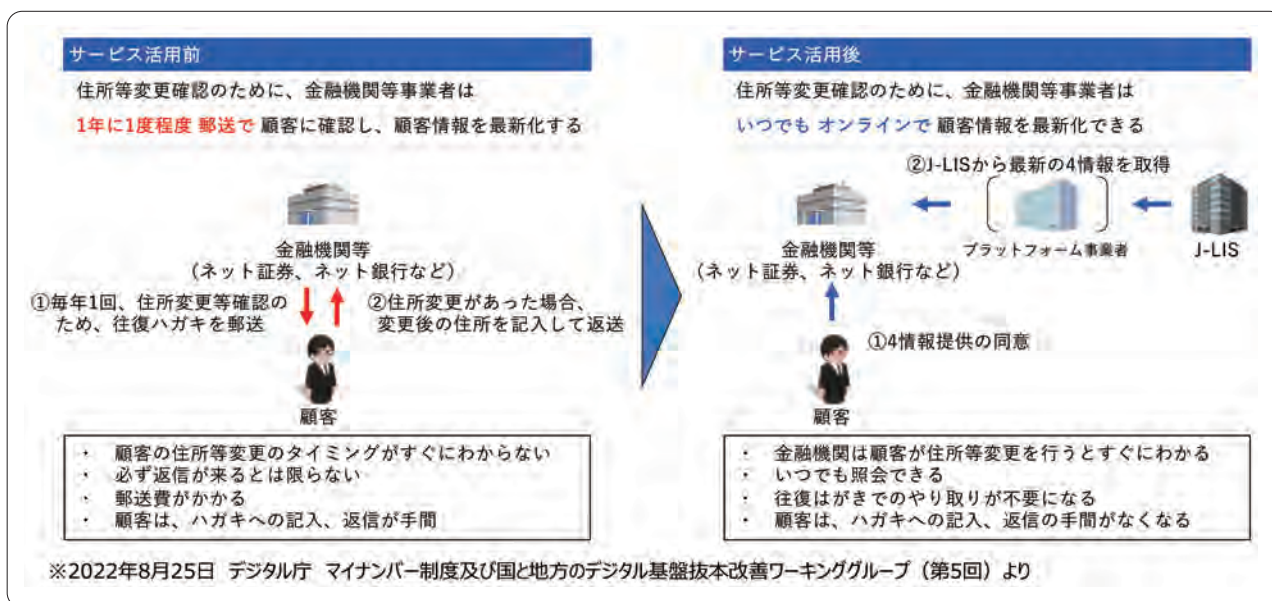
(資料15) マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載



エ. 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の基本4情報の提供

2.(2)ア(ウ)で記載のとおり、公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の基本4情報(氏名、住所、生年月日、性別)の提供サービスが、2023年5月に開始される予定です。(資料16)

(資料16) 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の基本4情報の提供

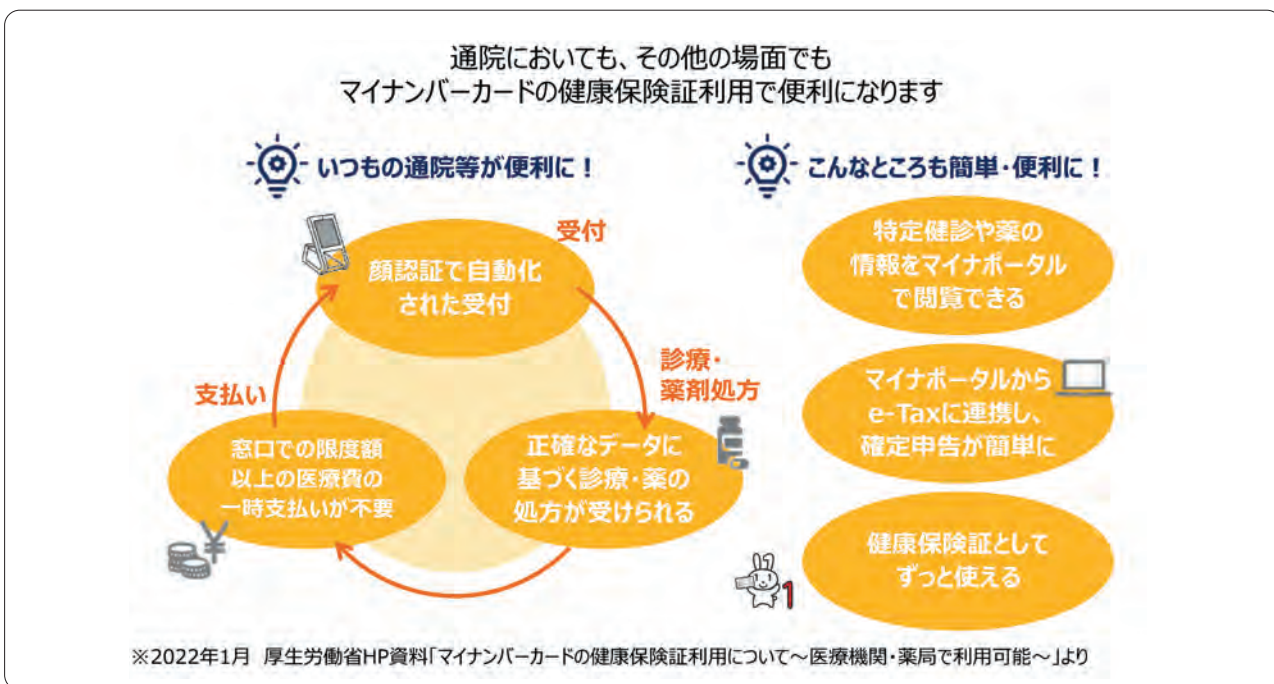


オ. マイナンバーカードと健康保険証の一体化の実現

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、マイナンバーカード1枚で医療機関・薬局を受診でき、またその際に患者本人の同意のもと、本人の薬剤・診療・特定健診情報を医療機関等に提供することで、多くのデータに基づいた、より良い医療を受けられる可能性が高まるなど、様々なメリットがあります。こうしたメリットを踏まえ、マイナンバーカードと健康保険証の一体化を加速し、2024年秋に健康保険証の廃止を目指すこととされています。

政府においては、医療機関・薬局の窓口に対して、マイナンバーカードの健康保険証としての利用に必要な顔認証付きカードリーダー等(オンライン資格確認等システム)の導入を促しており、2023年4月から全ての医療機関・薬局(義務化対象外・経過措置対象の医療機関や薬局を除く)において、マイナンバーカードを健康保険証として利用可能となるよう基盤整備が進められています。(資料17)

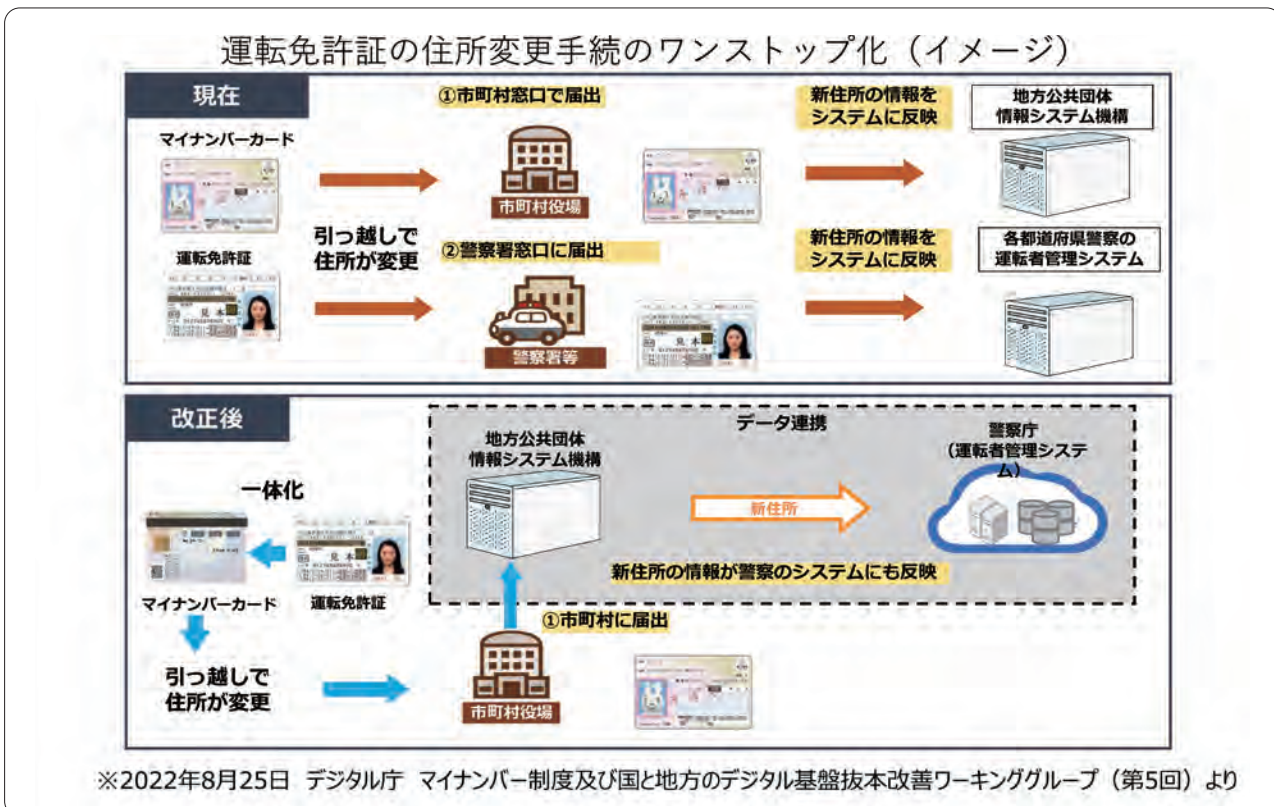
(資料17) マイナンバーカードの健康保険証利用のメリット



カ. マイナンバーカードと運転免許証の一体化の実現

マイナンバーカードと運転免許証の一体化の開始（希望者のみ）が2024年度末に予定されています。また、運転免許証の住所変更手続きについても、警察署窓口での手続きを不要とし、市区町村の窓口等での手続きのワンストップ化が予定されています。（資料18）

(資料18) マイナンバーカードと運転免許証の一体化の実現

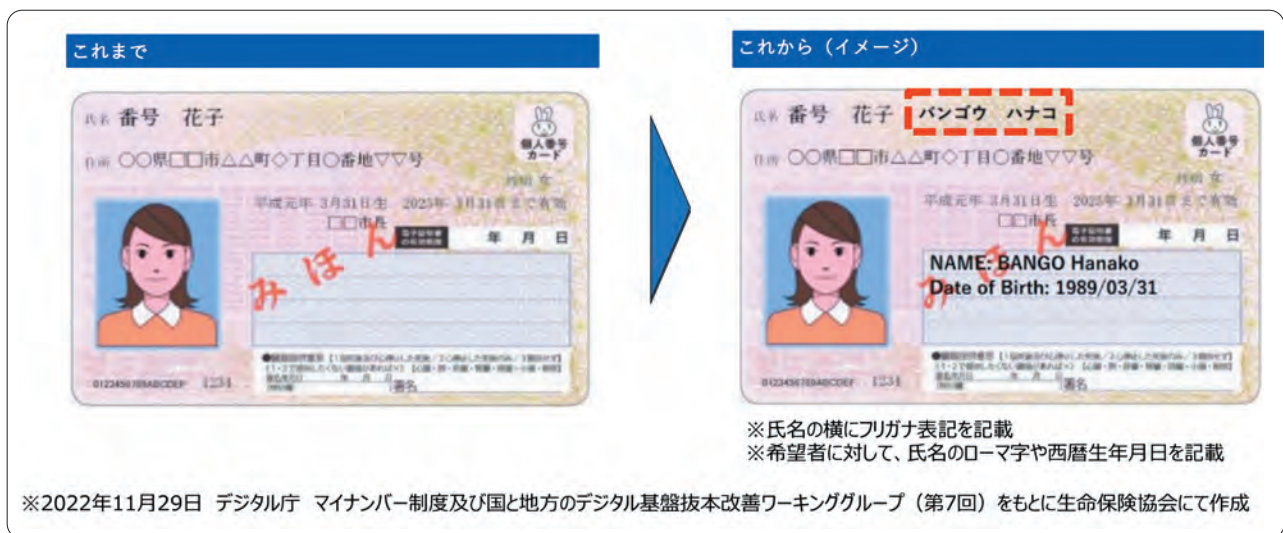


キ. マイナンバーカードの券面の一部見直し（氏名のフリガナ記載等）

片仮名による個人氏名の読み仮名表記を戸籍の記載事項とする戸籍法制の改正が検討されており、この法改正を踏まえ、マイナンバーカードに氏名のフリガナが記載される方針です。

これにより、各種手続きにおいて必要とされている氏名のフリガナについても、今後データで取得することが可能になる見込みです。（資料19）

（資料19）マイナンバーカードの券面の一部見直し（氏名のフリガナ記載等）



4. 生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じたデータ利活用によるユースケース紹介

（1）生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じたデータ利活用によるサービスの例

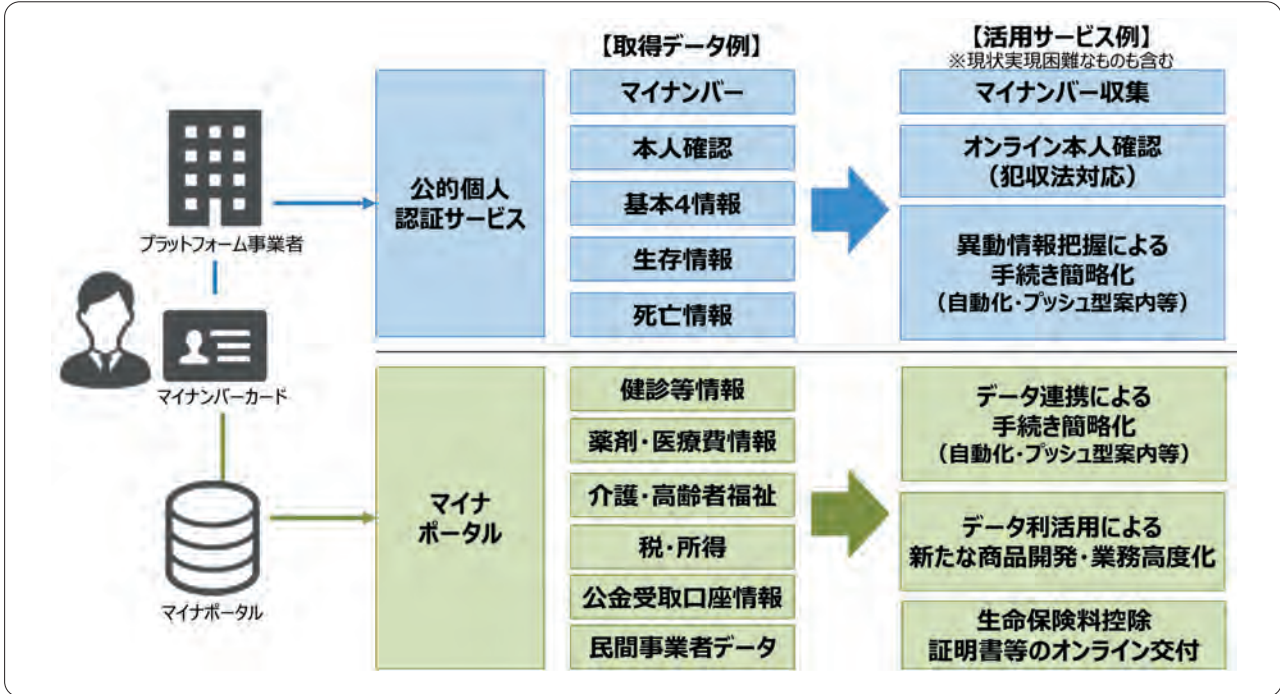
「3. マイナンバーカードの現状および直近の政府の動向」のとおり、マイナンバー制度の活用拡大に向けた各種環境整備が進められています。第1部で触れているように社会全体のデジタル化や社会保障分野でのデジタル化等の動向も踏まえると、公的個人認証サービスやマイナポータル経由で取得できる各種データを利活用した民間事業者によるサービス提供は、今後益々広がっていくものと考えられます。

生命保険分野においても、取得可能となるデータの利活用により、お客さまの異動情報把握による手続き簡略化やお客さまへの有用な情報の提供（プッシュ型案内等）、健診等情報のデータ連携による手続き簡略化など、お客さまの利便性向上に向けた様々なサービスを提供できる可能性があります。生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じたデータ利活用によるサービスの例については（資料20）のとおりです。

一方で、行政機関等が保有する情報・データの利活用については、個人情報保護の観点から利用範

困やセキュリティ対策等について厳しく制限がかけられているところ、デジタル化により各種サービスにおける利便性を向上させる観点から、お客さま本人の意思に基づき、より多様なデータが民間事業者においても利活用できるようになることが期待されます。

(資料20) 生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じたデータ利活用によるサービスの例



(2) 生命保険分野で想定されるユースケース一覧

第1部で紹介しているとおり、諸外国では、個人識別番号が基本的なインフラとなり、社会保障・税をはじめとする様々な行政分野のデジタル化が進められるとともに、民間分野でも個人識別番号の直接・間接的な利活用を認める国々があります。例えば、学校・保育園等への入学・入園や就職・起業、銀行口座の開設、電気や携帯電話、不動産等の契約時、あるいは契約期間中に住所変更等があった場合の手続き時等が比較的広くみられる利用場面です。

生命保険分野での利用としては、アメリカでは、氏名、生年月日、死亡日等が個人識別番号に紐付けられる形でデータベース化され、生命保険会社は、被保険者の生死確認、未請求保険金の対応、年金給付の停止等にそのデータベースを利用することができ、フランスでも保険給付に関連した利用が一部認められています。

日本においては、マイナンバーそのものの民間利活用は認められていないものの、マイナンバーカードやマイナポータルの民間利活用は政府としても推進しているところであり、公的個人認証サービスやマイナポータルAPI等のマイナンバー制度全般でのインフラ整備がされてきましたので、民間事業者がマイナンバー制度の利活用を通じて国民の利便性向上に寄与することは可能な状況にあります。

これまでは、マイナンバーカードの普及率が制度開始から低迷してきたことや、その背景としてマイナンバー制度に対する国民的な理解の醸成が十分でなかったこと等もあり、民間事業者における利

活用は進んできていませんでしたが、マイナンバーカードが普及してきたことや公的個人認証サービス・マイナポータルにおける各種サービスの拡充・環境整備が急速に進展したことにより、第1部で紹介した諸外国の事例と同様に、生命保険分野においてもマイナンバー制度を通じ、行政機関等の保有するデータを利活用することで、更なるお客さまの利便性向上に資するサービスを展開できる可能性が高まってきました。

そうした諸外国の事例も参考に、お客さまの利便性向上の観点から生命保険分野においてマイナンバー制度を活用したサービス提供をユースケースとして検討し、一覧化したものが（資料21）です。

なお、（資料21）の「主な課題など」にも記載していますが、現行制度上は困難であるもの、生命保険会社における態勢整備等が相応に必要となるものも含んでおり、ユースケースごとの実現に向けた課題は様々です。各ユースケースについての詳細な内容は次節以降で説明します。

（資料21）生命保険分野で想定されるユースケース一覧

	利活用データ種類	想定されるユースケース	主な課題など
公的個人認証サービス	マイナンバー	オンライン上の厳格な本人確認 (含むマイナンバー収集)	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、実施可能 カード機能のスマートフォン搭載がなされても、マイナンバー収集は引き続きカードが必要とされる等の実務的対応
	本人確認		
	基本4情報	改姓・住所変更手続きの自動化	<ul style="list-style-type: none"> 制度上は23年5月より可能となる予定 本人同意の取得方法などの実務的・技術的対応
	生存情報	生存保険・年金支払時の生存確認の自動化	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、生存確認は可能 本人同意の取得方法などの実務的対応
	死亡情報	死亡把握によるプッシュ型の請求案内	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、死亡/海外転出の別が判別できない 死亡の可能性を把握し、実務的に確認が必要
マイナポータル	健診等情報	健診等情報活用による契約手続きの簡略化 引受査定的高度化	<ul style="list-style-type: none"> 特定健診（40歳以上75歳未満）のデータ連携は可能 取得可能なデータ範囲、反映時期のタイムラグが課題
	薬剤・医療情報 (入院・手術等情報)	入院・手術・介護認定情報の活用による 給付金支払手続きの簡略化	<ul style="list-style-type: none"> 今後連携可能なデータが明らかとなる予定 支払査定に必要な項目が充足しない場合の実務対応
	介護・高齢者福祉	入院・手術・介護認定情報の自動取得による プッシュ型での請求案内	<ul style="list-style-type: none"> 現行制度上、連携の都度同意が必要なため、事前同意による自動取得の取扱いは不可
	公金受取口座情報	公金受取口座情報の活用による口座登録 手続きの簡略化（契約時・給付金支払時等）	<ul style="list-style-type: none"> 本人同意の取得方法などの実務的・技術的対応 口座登録後の有効性確認等が行われる必要

（3）生命保険分野で想定される具体的なユースケースの紹介

ここでは、生命保険分野において公的個人認証サービスやマイナポータルを活用した場合の具体的なユースケースについて、生命保険の一般的な手続きの流れ（【入口】（契約手続時）－【中間】（契約期間中）－【出口】（請求手続（保険金・給付金支払等））に沿って分類し、ユースケース①～⑨としてまとめています。ユースケースごとに【AsIs（現状）】および【ToBe（将来像）】を記載⁸⁾したうえで、主に生命保険会社にて実務面で検討や対応が必要となる事項を【対応事項】として、主に制度面における課題を【課題】として記載しています。

8) 実際の保険募集プロセスや業務フローは、生命保険会社により区々であるため、各内容については、一般的な事例として記載したものです。

【入口】契約手続時

ア. ユースケース①：健診等情報⁹⁾の把握による契約手続きの簡略化・引受査定の高度化

【中間】契約期間中

イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化

ウ. ユースケース③：改姓情報の把握による手続きの簡略化・自動化

【出口】請求手続（保険金・給付金支払等）

エ. ユースケース④：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等請求手続きの簡略化

オ. ユースケース⑤：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等のプッシュ型請求案内

カ. ユースケース⑥：生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化

キ. ユースケース⑦：死亡情報の把握による死亡保険金のプッシュ型請求案内

【共通：入口・中間・出口】

ク. ユースケース⑧：オンライン・非対面での厳格な本人確認の実施（含むマイナンバー収集）

ケ. ユースケース⑨：公金受取口座情報の活用による口座登録手続きの簡略化

ア. ユースケース①：健診等情報の把握による契約手続きの簡略化・引受査定の高度化**【AsIs（現状）】**

お客さまが生命保険契約を申し込む際に、生命保険会社にて生命保険契約の引受可否判断、保険料割引判定等に使用するため、お客さまの健康診断書等（コピーを含む）の提出が必要になるケースがあります。この際、お客さまは自身の健康診断書等を生命保険会社に郵送等の手段で提出したり、写真データにして送信したりすることが必要になります。

一方、生命保険会社では、お客さまより受領した健康診断書等を確認のうえ、お客さまの健康診断結果等に関する情報を生命保険会社内の契約引受査定システムへデータ入力し、ご契約の引受査定等を実施します。

【ToBe（将来像）】

お客さまによる健康診断書等の提出に代えて、マイナポータル経由でお客さまの健診等情報を生命保険会社がデータで受領することで、契約手続きの簡略化・引受査定の高度化が実現する可能性があります。

具体的には、お客さま同意のもと、マイナポータル経由でお客さまの健診等情報に関するデータ連携を受けることにより、お客さまにとっては健康診断書等の現物を準備し、生命保険会社に提出する負担が削減され、生命保険会社にとっては提出物の確認・データ入力・書類保管の負担削減につなが

9) 健診等情報として、保険者が40歳以上75歳未満の加入者に対して行う特定健康診査（特定健診）や事業主が労働者に対して実施する健康診断（事業主健診）の情報等を想定しています。

ります。

また、生命保険会社が健診等情報をデータで取得し、引受査定プロセスのデジタル化を推進することにより、引受業務の迅速化・効率化が見込めるとともに、健診等情報の他に服薬している薬剤の情報等を追加でデータ取得すること等を通じ、お客さまのより詳細な状況の把握が可能となることで、保険引受範囲の拡大を図る等の引受査定を高度化させることができる可能性があります。(資料22)

【対応事項】

マイナポータルとのシステム連携（医療保険情報取得API等の利用）が必要であるため、仮に生命保険会社が民間PHR事業者要件を満たしたプラットフォーム事業者等を介してAPI連携を受ける場合においても、以下の対応が必要となります。

なお、以降のユースケースにおいても、マイナポータルを利用して医療保険情報取得APIによるデータ連携をする場合には、同様の対応が必要となります。

- 健診等情報データの取扱いに際し、生命保険会社においても「民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」を遵守することが必要。
- 「医療保険情報取得API利用ガイドライン¹⁰⁾」を参照し、民間PHR事業者要件を満たしたプラットフォーム事業者等を利用する場合も生命保険会社よりデジタル庁へAPI利用申請が必要。

【課題】

本ユースケースの実現に向けた主な課題としては、以下の点が挙げられます。

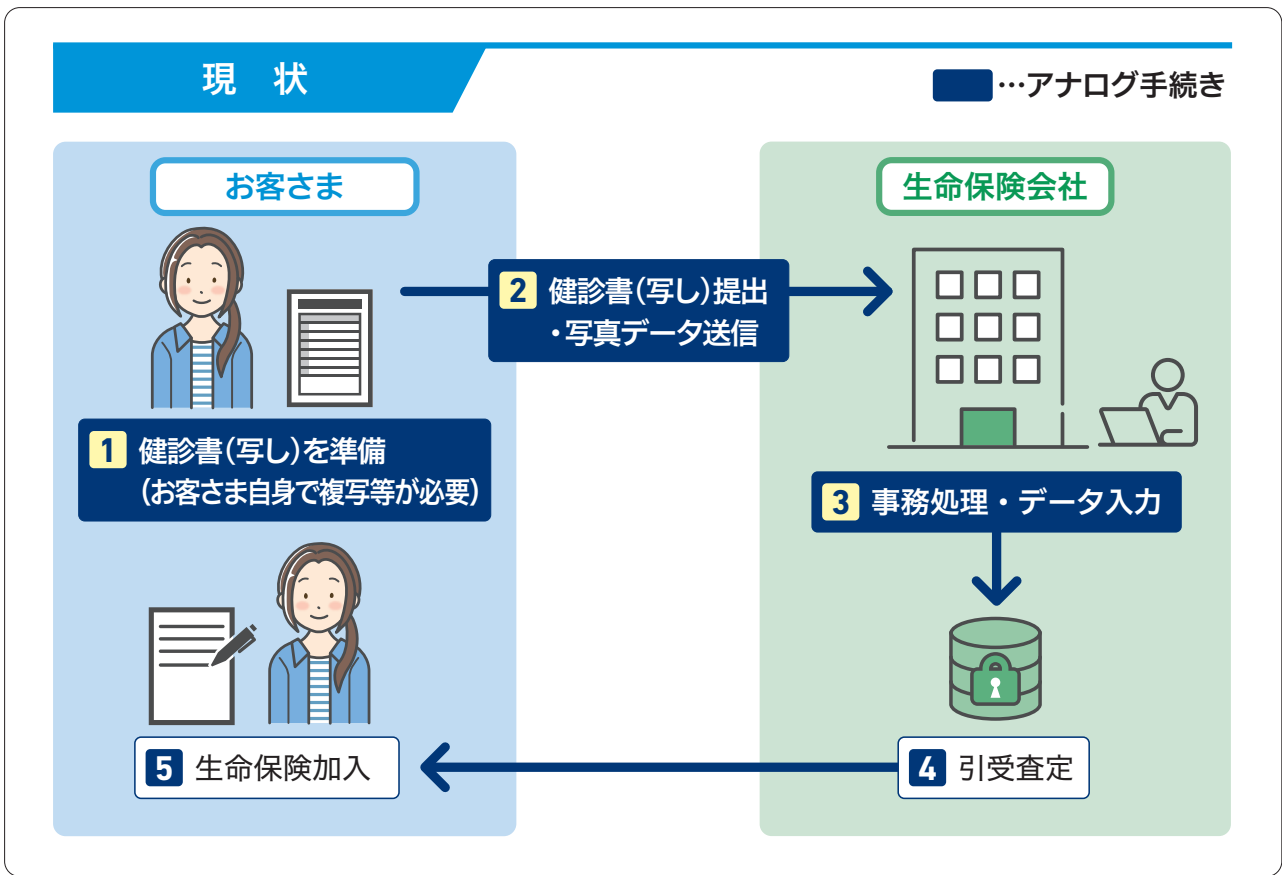
- お客さまが健康診断を受診した後、マイナポータル経由で、最新のデータ連携が可能となるまでのタイムラグ（保険者データベースへのデータ登録等）ができるだけ近接していることが必要¹¹⁾。
- 事業主健診情報等の今後マイナポータルAPIでデータ取得が可能になる予定の健診等情報についても、生命保険引受査定に活用するためには、例えば血液検査結果等の現行の特定健診情報でデータ取得可能な情報項目と同程度とされることが必要。
- データ連携が可能となる健診等情報の種類は、現在は、特定健診（40歳以上75歳未満）・自治体検診（がん検診等）があり、今後、事業主健診（40歳未満）・学校健診（児童・生徒等）が順次対象に追加されていく予定ですが、全ての種類の健康診断や健康診断受診者のデータがマイナポータルAPIでデータ取得可能となるわけではないため、引受査定に必要な情報の網羅性を担保できない可能性があることについて留意が必要。

10) デジタル庁において、「医療保険情報取得API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について説明したガイドライン (https://myrna.go.jp/html/api/pdf/api_medicalexaminfo_guideline.pdf)。

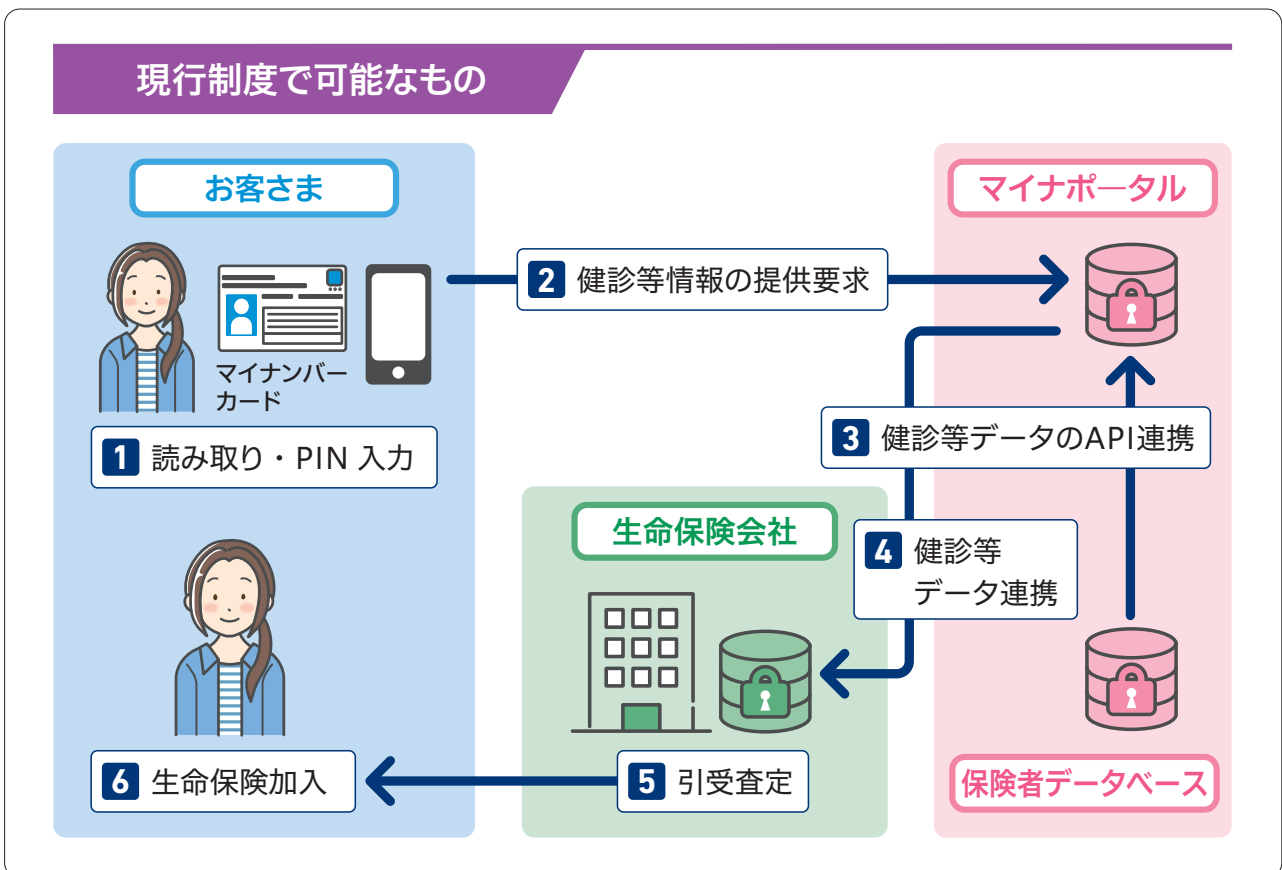
11) 生命保険会社が引受査定を行うに際しては、一般的にお客さまの最新の健康診断情報を取得することが必要となります。

(資料22)：健診等情報の把握による契約手続きの簡略化・引受査定の高度化

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



【第2部】提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化

【AsIs（現状）】

お客さまが引越しをした場合には、お客さまから生命保険会社宛に住所変更の申出が必要となります¹²⁾。しかしながら、お客さまが申出自体を失念する可能性もあり、そのようなケースにおいては、生命保険会社からのお客さま宛の重要なお知らせや生命保険料控除証明書等の郵送物が届かなくなるおそれがあります。

【ToBe（将来像）】

公的個人認証サービスの活用により、生命保険会社がお客さまの最新の住所情報を能動的に捕捉することを通じ、住所変更手続きの簡略化、手続漏れの防止を図ることが可能になります。

具体的には、生命保険会社はお客さまから同意を得たうえで、主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者を経由し、J-LISからお客さまの最新の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）を取得します。プラットフォーム事業者からの情報により住所変更の事実を把握した場合、生命保険会社は「プッシュ型」でお客さまに住所変更手続きの必要有無を確認します。

これらの対応により、生命保険会社において、お客さまが引越し先の市区町村の窓口で転入届を行ったタイミングでのタイムリーな情報把握が可能となります。お客さまにおいても生命保険会社への能動的な住所変更手続きの申出が不要になり、また、手続漏れを防ぐこと等ができるようになることが期待されます。（資料23）

【対応事項】

公的個人認証サービスを活用して基本4情報を取得するにあたっては、以下の対応が必要となります。

なお、以降のユースケースにおいても、公的個人認証サービスを利用して基本4情報を取得する場合や現況確認を行う場合には、同様の対応が必要となります。

- 公的個人認証サービスの活用にあたっては、主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者と契約し、利用するサービスに応じた業務フローを構築することが必要。
- マイナンバーカードを用いたお客さまからの本人同意の取得方法（業務フロー）の検討・対応が必要。
- お客さまからの本人同意の有効期限¹³⁾（10年間）を踏まえ、有効期限経過以降は再度お客さま同意の取得が必要。

【課題】

住所変更手続きにおける生命保険会社側での処理工程を住所データによるデジタル処理で実施することを想定した場合、本ユースケースの実現に向けた主な課題としては、以下の点が挙げられます。

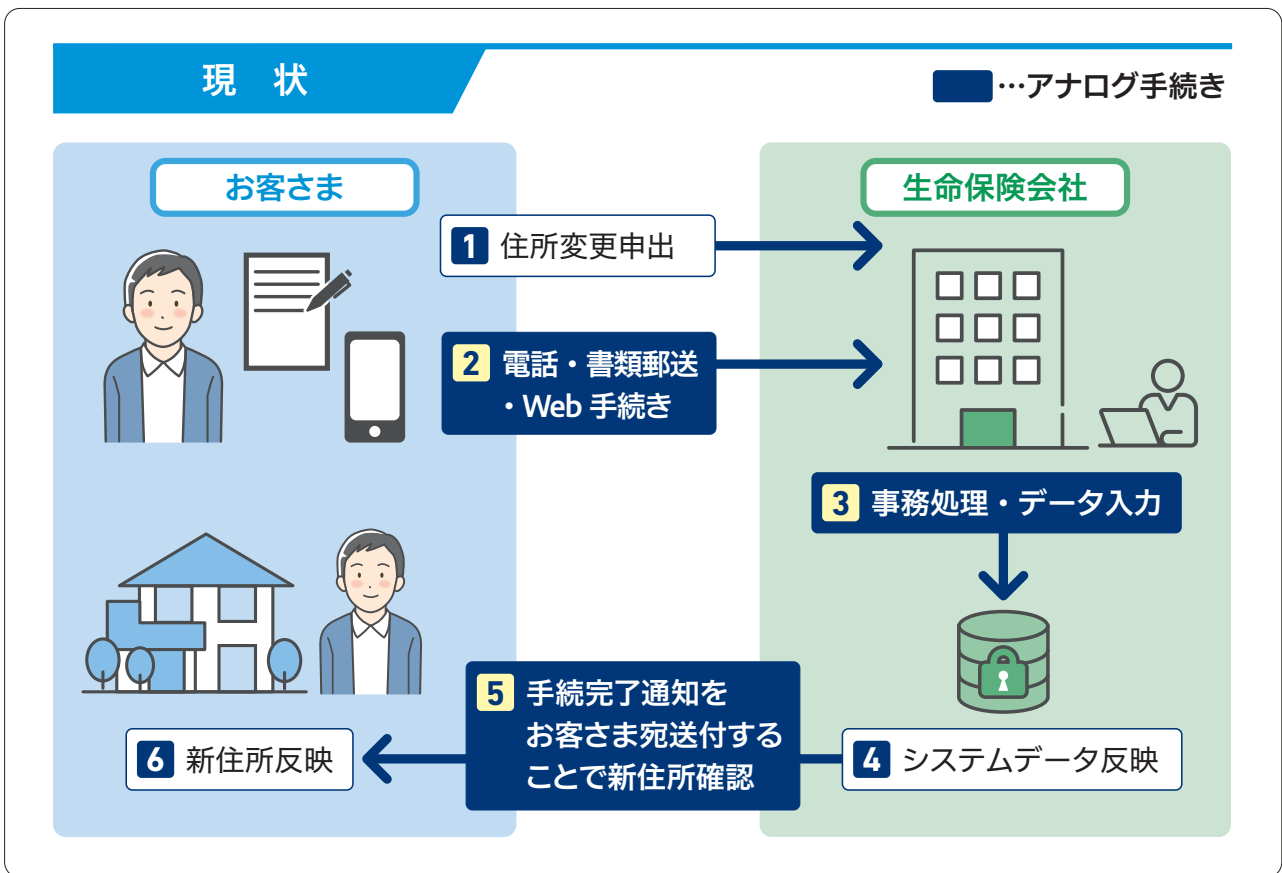
- プラットフォーム事業者を経由してJ-LISから受領する住所データにおいて、お客さまが居住する市区町村ごとに住所表記が異なる可能性に留意が必要（町名、番地、方書の表記方法等）。

12) 住所変更の手続きは、生命保険会社Webサイト（お客さま専用サイト）上やコールセンター等への申出により可能な場合も多いですが、お客さまにて能動的に手続きを行うことが必要です。

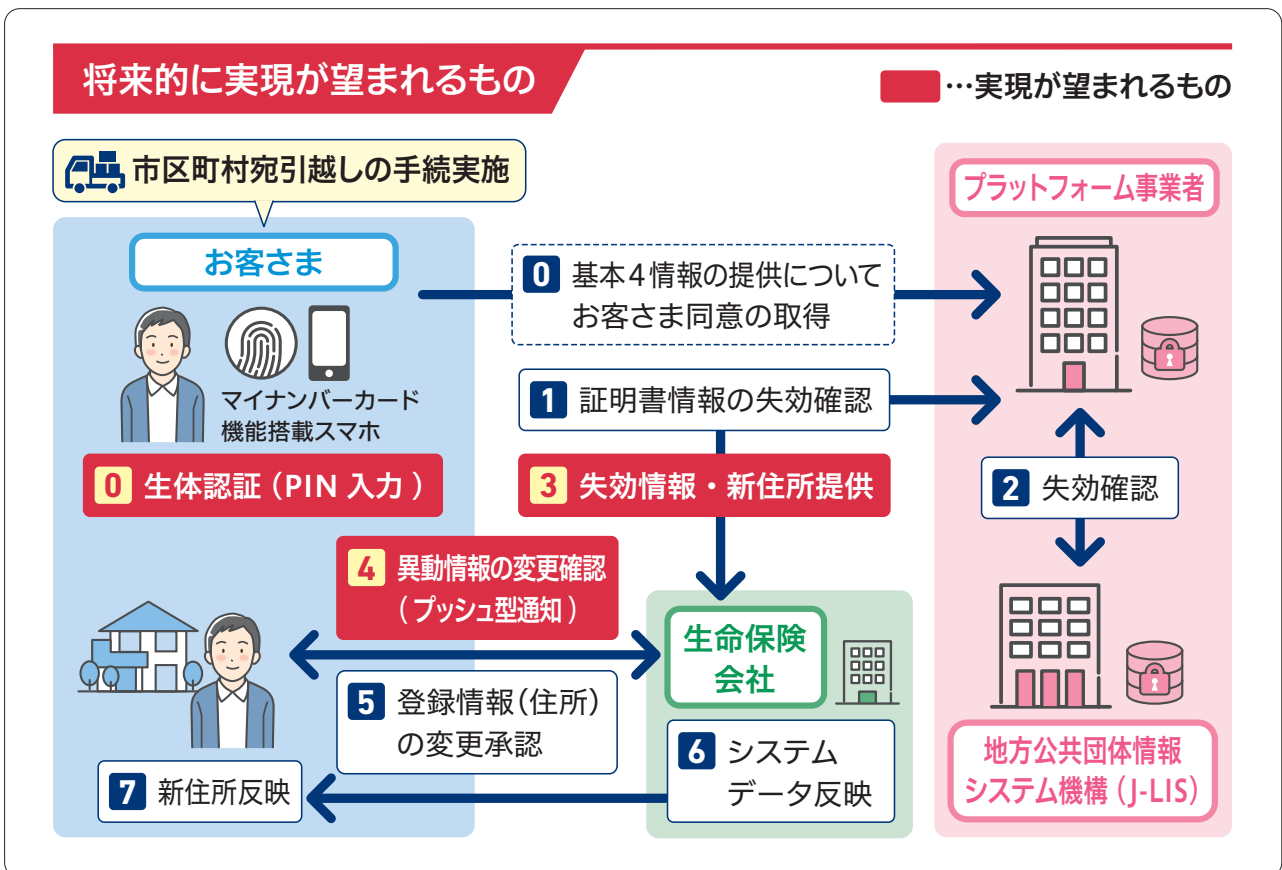
13) 基本4情報の提供の同意に係る有効期限については、同意の日の翌日を起算日として10年間とされています。

(資料23) 住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



【第2部】提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

ウ. ユースケース③：改姓情報の把握による手続きの簡略化・自動化

【AsIs（現状）】

お客さまが改姓した場合、生命保険契約の名義等を改姓後の氏名に変更するためには、お客さまから生命保険会社宛に改姓の申出が必要となります。氏名変更手続きにおいては、一般的にお客さまの本人確認が必要となるため、お客さまは本人確認書類等を準備し、郵送等の手段で生命保険会社に提出することが必要になります。

生命保険会社は、受領した本人確認書類等を確認のうえ、契約管理システムへデータ入力を行うこと等により氏名変更を行います。

【ToBe（将来像）】

前述の「イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化」と同様のフローで生命保険会社はお客さまの改姓情報を能動的に捕捉でき、「プッシュ型」でお客さまに氏名変更手続きの必要有無を確認できること、また、お客さまの最新の基本4情報の内容は住民票情報と同様に公的に認証された内容であることから、公的個人認証サービスを活用して氏名変更手続きを行う場合は、改めての本人確認を不要とすることが可能になります。

これらの対応により、生命保険会社において、お客さまが改姓手続きを行ったタイミングでのタイムリーな情報把握が可能となります。お客さまにとっても生命保険会社への能動的な氏名変更の申出が不要になり、手続き漏れを防ぐこと等ができるようになることが期待されます。(資料24)

【対応事項】

公的個人認証サービスの活用にあたっては、「イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化」と同様の対応事項が必要となります。その他、氏名変更手続きでの特有の対応としては以下の点が挙げられます。

- 本ユースケースは、保険契約者の改姓を想定していますが、生命保険契約においては、保険契約者のほかに、被保険者、保険金受取人、指定代理請求人等の立場が存在することから、改姓対象者が必ずしも保険契約者と同一人物ではないケースもあるため、保険契約者以外の改姓手続きの対応についても検討が必要。
- 保険料振替口座の名義変更等、生命保険契約に紐づく関連手続きに係る「氏名」もあり、保険契約者の名義変更以外で、改姓が生じた場合の各種手続きの対応における検討も必要。
- 生命保険会社側での処理工程をJ-LISから提供を受ける氏名データによるデジタル処理で実施することを想定した場合において、氏名における外字の取扱い等について市区町村ごとに表記が異なる可能性に留意が必要。

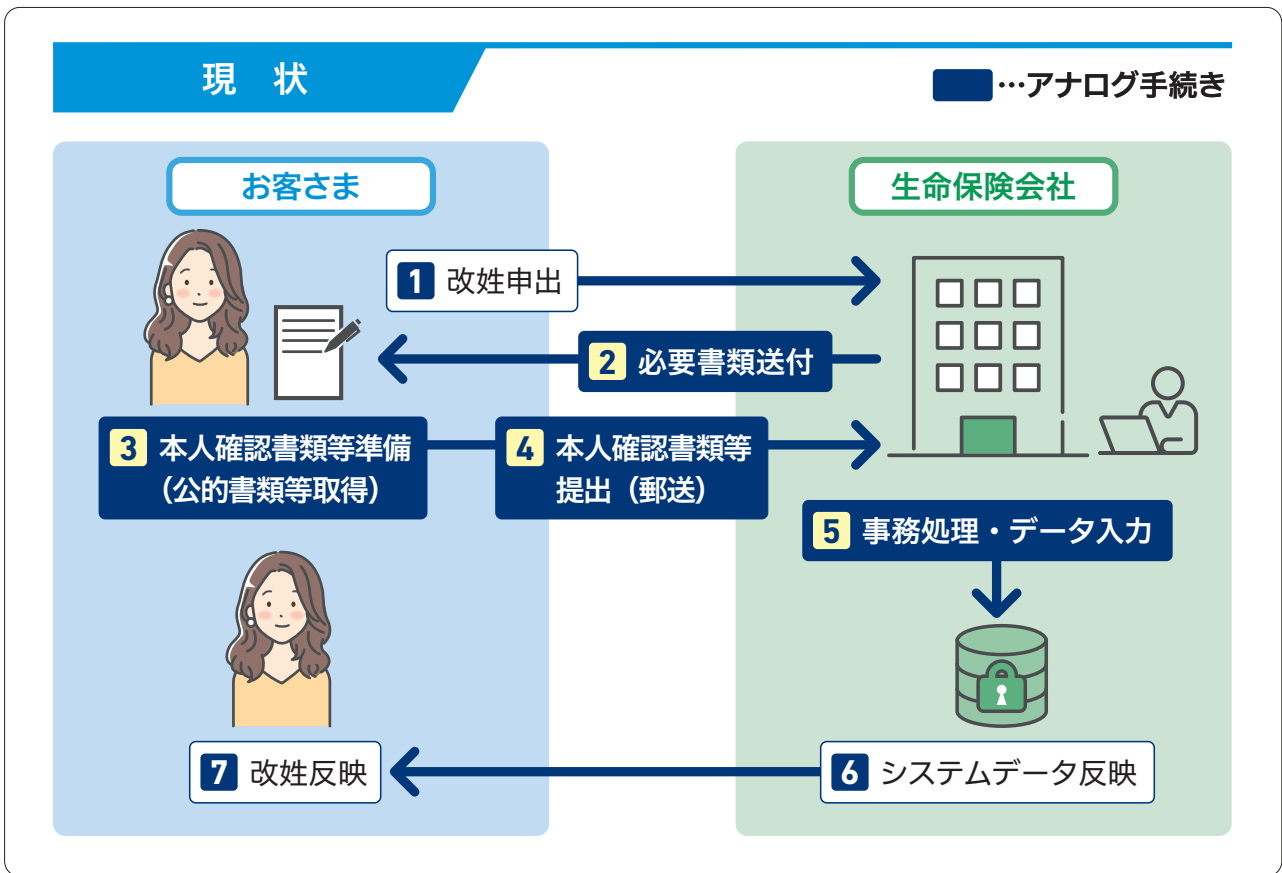
【課題】

本ユースケースの実現に向けた主な課題は、以下の点が挙げられます。

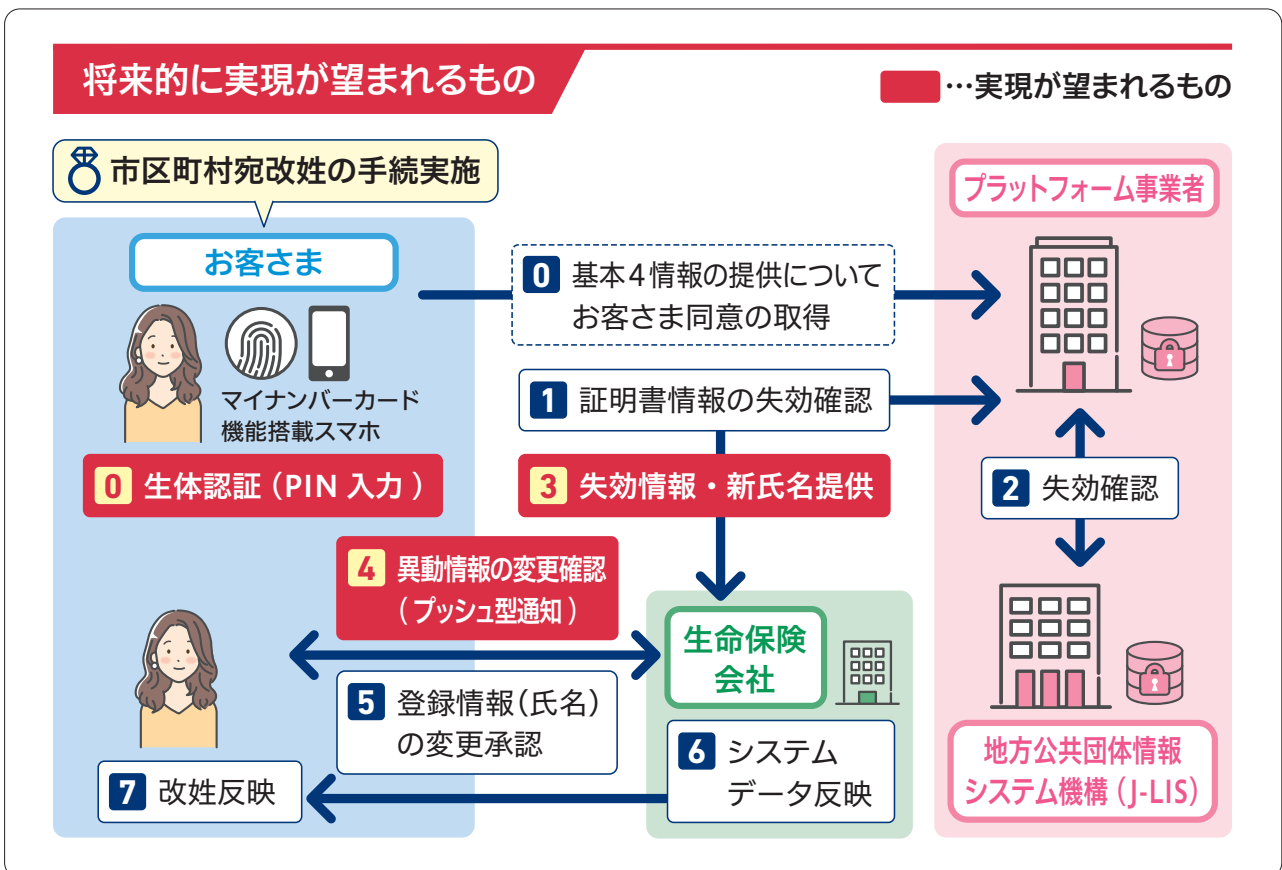
- 公的個人認証サービスでは、氏名のフリガナがデータ連携の対象となっておらず、改姓後のフリガナについては、お客さまに確認することが必要。

(資料24) 改姓情報の把握による手続きの簡略化・自動化

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



【第2部】提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

エ. ユースケース④：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等請求手続きの簡略化

【AsIs（現状）】

お客さまの入院や手術等に伴う生命保険会社への給付金等の請求に際しては、医療機関発行の診断書等の書類をお客さま側で入手し、生命保険会社に提出することが必要になるケースもあります¹⁴⁾。

この場合、お客さまは請求に必要な書類を生命保険会社に確認し、医療機関へ診断書等の作成を依頼したうえで、医療機関から受領した診断書等を生命保険会社へ提出します。生命保険会社においては給付金等の支払査定（給付金等の支払可否判断）の際、提出された診断書等の内容を確認したうえで、支払可否、支払金額等を査定し、お客さまへ給付金の支払いを行います。支払査定にあたってはシステムの対応を行っているケースが多いため、診断書等の情報を支払査定システム等にデータ入力することが一般的です。

【ToBe（将来像）】

給付金等の請求・支払において必要な書類手続等に代わりマイナポータルAPIによる医療保険情報（診断情報等）のデータ連携を活用することにより、手続きの簡略化が期待されます。

具体的には、お客さまは医療機関受診後に、マイナポータル経由で自身の医療保険情報（診断情報等）を生命保険会社にデータ連携する旨に同意することで、お客さまは生命保険会社に診断書等を書面で提出することなく、データにて提出することが可能となります。これにより、生命保険会社はデータ連携された医療保険情報（診断情報等）をもとに支払査定を実施することが可能となるため、お客さまからの書類提出の受付や書類の内容確認、データ入力、書類の保管が不要となります。

また、医療機関側にとっても生命保険会社提出用の診断書等の作成負担や診断書等をお客さまに手交する負担が削減されることが期待されます。（資料25）

【対応事項】

マイナポータルでの医療保険情報取得APIの活用が想定されるため、「ア. ユースケース①：健診等情報の把握による契約手続きの簡略化・引受査定の高度化」と同様の対応が必要となります。その他、給付金等請求手続きでの特有の対応としては、以下の点が挙げられます。

- 医療保険情報取得APIにてデータ取得可能な情報が、生命保険会社における支払査定に必要なデータ項目を充足していることが必要。
- 本ユースケースでの手続きは、給付金の請求権者となる被保険者による手続きを想定して記載しているが、指定代理請求人等の被保険者以外による請求手続きについては別途事務フロー等の検討が必要。

14) 医療機関発行の診断書の提出に代えて、治療費受領書・診療明細書等の証跡書類等の提出で請求可能なケースもあります。

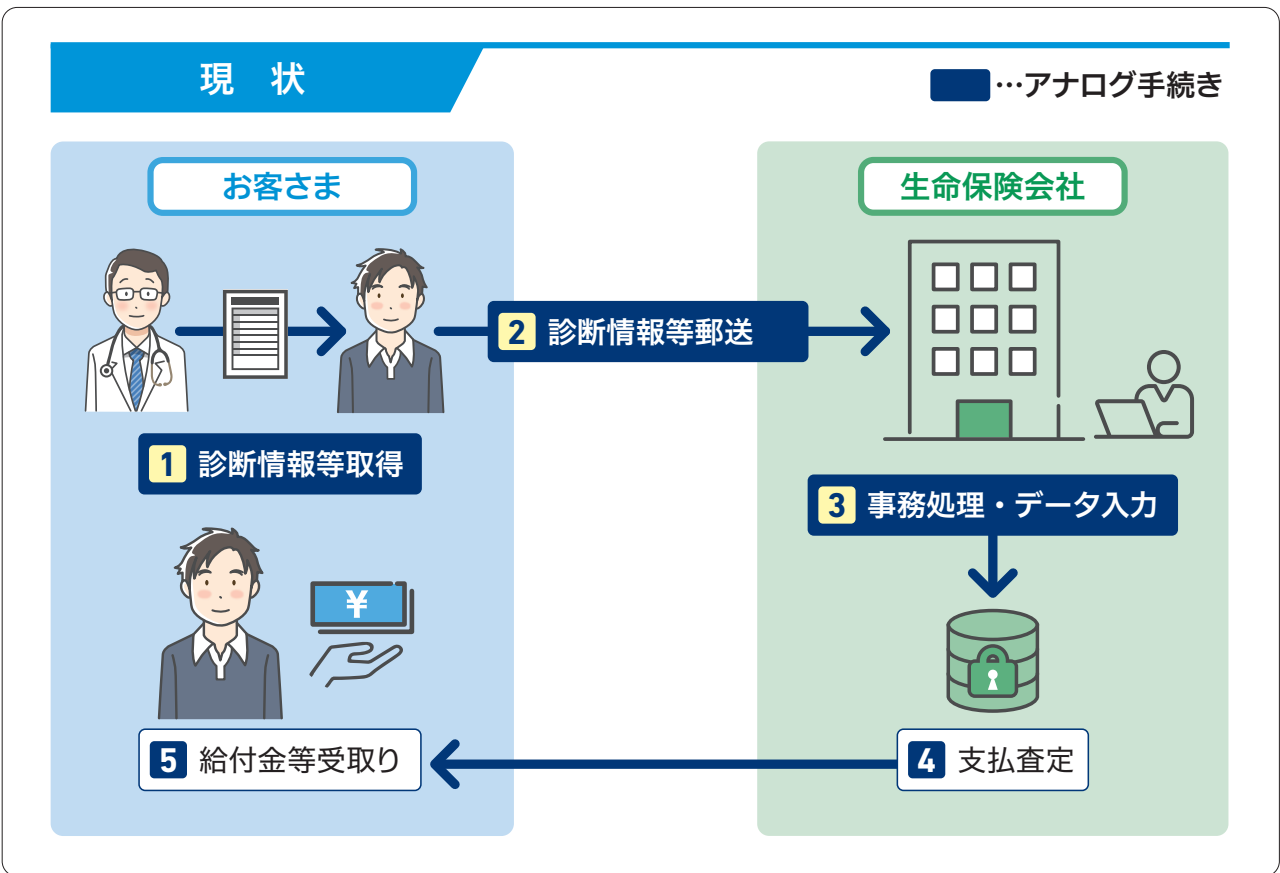
【課題】

本ユースケースの実現に向けた主な課題として、生命保険会社に対してマイナポータル経由で医療保険情報（診断情報等）のデータ連携が可能となる必要があり、以下の点が挙げられます。

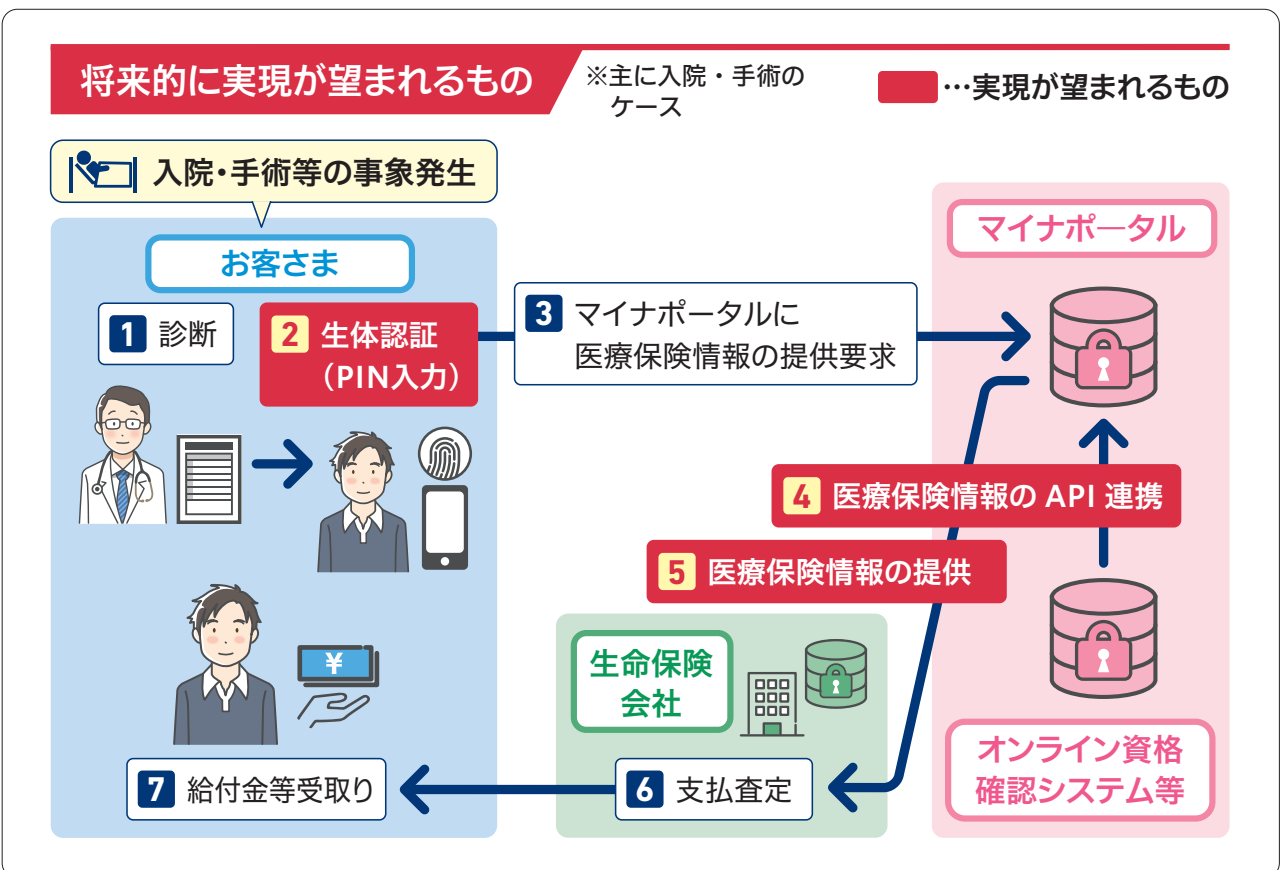
- 手術等の医療情報については、民間事業者がマイナポータル経由でデータ取得できない仕組みとなっているため、お客さまの同意を前提として、生命保険会社がマイナポータル経由でセンシティブ情報を含む医療保険情報（診断情報等）の取得ができるような制度整備（情報提供範囲や情報管理のルール整備等）が必要。
- マイナポータル経由で医療保険情報（診断情報等）の取得が可能となる前提で、給付金等の支払査定に有用な情報として、医療保険情報取得APIにおける対象データ範囲の拡大（入院・手術に関する情報として診療報酬点数とその区分・入院日数等）が必要。
- お客さま利便の観点からは給付金等を早期に受け取れることが望ましく、お客さまが医療機関を受診した時期と、マイナポータル経由で医療保険情報（診断情報等）のデータ連携が可能となる反映時期とができるだけ近接していることが必要。

(資料 25) 入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等請求手続きの簡略化

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



オ. ユースケース⑤：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等のプッシュ型請求案内

【AsIs（現状）】

入院・手術等に伴う給付金等は、お客さまが入院、手術等を受けた場合に支払われるものですが、生命保険会社は個々のお客さまの入院や手術等（以下、保険事故）の発生に関する情報を捕捉することができないため、給付金等の請求権者となる被保険者は生命保険会社に対して保険事故の発生を伝え、請求手続きを行う必要があります。

【ToBe（将来像）】

入院・手術等の給付金等の支払いにおいて、生命保険会社側でお客さまの保険事故発生を捕捉することができれば、プッシュ型での請求案内を行うことが可能になります。また、お客さまが請求を行うことを失念することによる請求漏れや支払漏れを防ぐことも見込めます。

具体的には、お客さまにおいて、あらかじめマイナポータル経由で自身の医療保険情報（診断情報等）について最新のデータを生命保険会社に自動連携する旨を同意しておきます。その後保険事故が発生した場合、マイナポータル経由で医療保険情報（診断情報等）が生命保険会社にデータ連携されます。生命保険会社では、データ連携されたお客さまの医療保険情報（診断情報等）について、給付金等支払事由への該当性の確認を行い、給付金等支払いの可能性を検知した場合には、お客さまへプッシュ型で請求案内を実施します。

これにより、お客さまは、生命保険会社からの連絡により給付金請求自体を失念することを防ぐことができ、生命保険会社から受取可能な給付金等を案内されることで、給付金等について漏れなく請求することが可能となります。また、生命保険会社にとってもお客さまへの支払漏れの抑止につながります。（資料26）

【対応事項】

マイナポータルでの医療保険情報取得API等の活用が想定されるため、「エ. ユースケース④：入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等請求手続きの簡略化」と同様の対応が必要となります。その他、お客さまへのプッシュ型での案内における特有の対応としては、以下の点が挙げられます。

- プッシュ型で請求案内するためには、生命保険会社にて受取可能と考えられる給付金等を事前に判別する必要があるため、医療保険情報取得APIにてデータ取得可能な情報が給付金等の支払可能性を判断できるデータ項目を充足していることが必要。
- 解約や満期等により生命保険契約が消滅した後に発生した保険事故に関する医療保険情報（診断情報等）のデータ連携を受けない仕組みの構築等が必要。

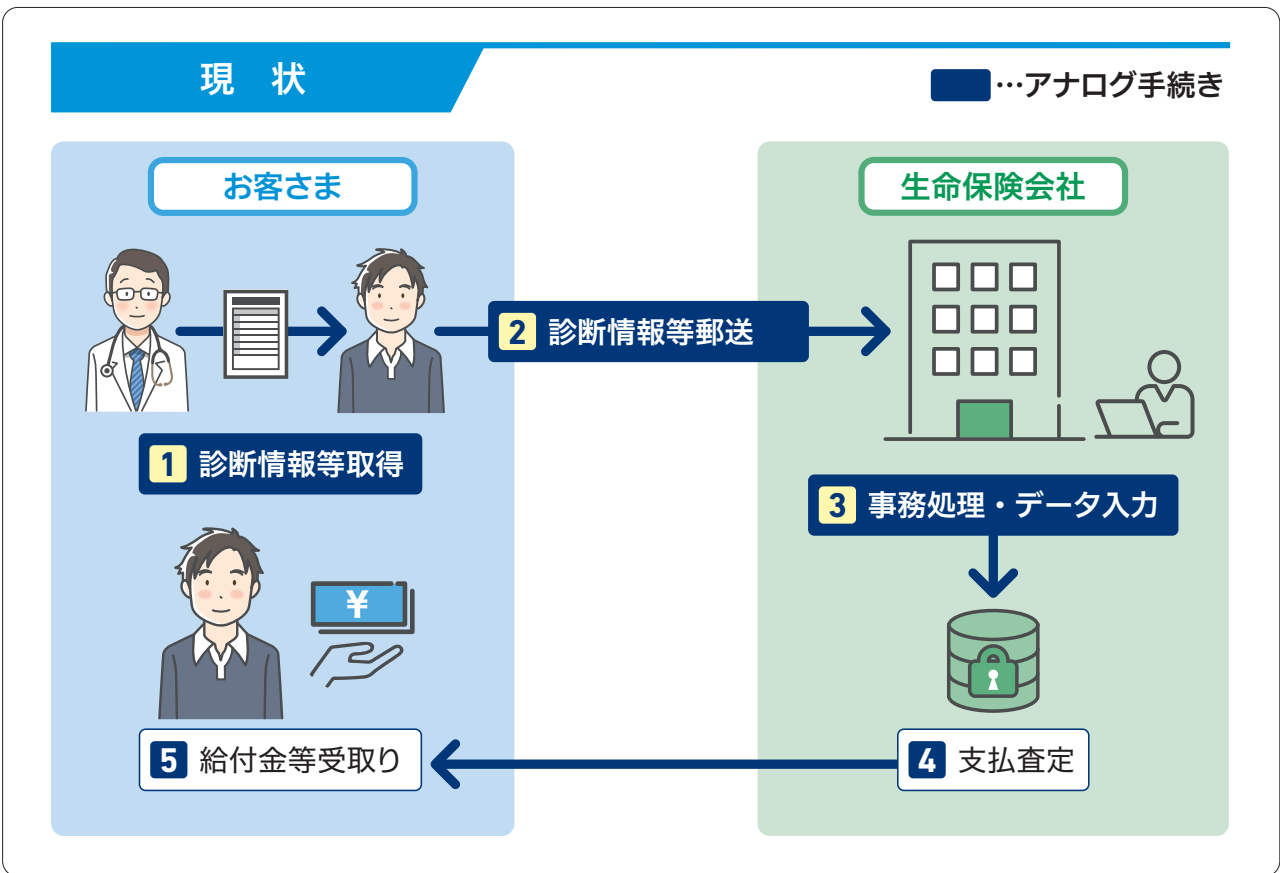
【課題】

本ユースケースの実現における主な課題は、マイナポータル連携に係る事項であり、以下の点が挙げられます。

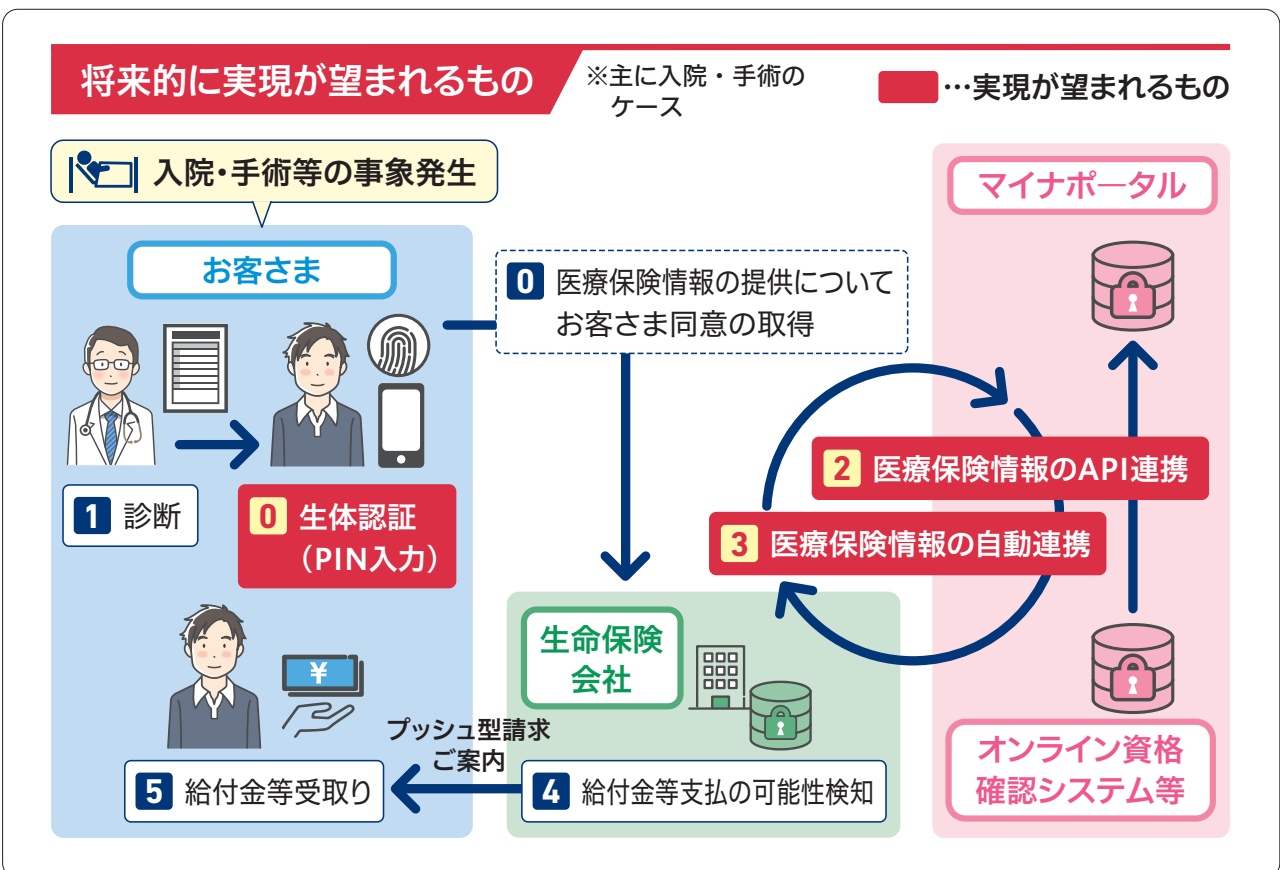
- マイナポータル経由でのデータ連携は、お客さまからの同意を経たうえで連携される仕組みですが、本ユースケースを実現するには、保険事故発生の都度、お客さまから同意を得るのではなく、あらかじめ実施する包括的な同意に基づき、マイナポータル経由でデータ連携が可能となるよう制度整備（情報提供範囲や情報管理のルール整備等）が必要。

(資料26) 入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等のプッシュ型請求案内

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



【第2部】提言書 マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて

カ. ユースケース⑥：生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化

【AsIs (現状)】

生存保険や年金保険（終身年金等）における保険金・年金等の受取りに際しては、お客さまが生存保険金支払日や年金支払日に「生存していること」が条件となります。そのため、生命保険会社は保険金や年金等を支払う際に、お客さまの生存情報を確認することが必要となります。例えば、年1回の年金支払が行われるケースの場合、お客さまは年金等を受給するため、住民票等の公的書類を市区町村の窓口等から毎年取得し、生命保険会社に提出する等の対応が必要になることがあります。また、生命保険会社においては、お客さまより受領した公的書類の目視確認、システム入力等を行ったうえで支払手続きを行うこととなります。

【ToBe (将来像)】

公的個人認証サービスの活用により、生命保険会社がお客さまの生存情報を能動的に捕捉することで、お客さまより住民票等の公的書類を受領することなく生存確認を行うことが可能になります。

具体的には、お客さま同意のもと、生命保険会社が主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者を経由し、お客さまの電子証明書の失効有無に関する状況を確認します。電子証明書が失効していなければお客さまが生存していることの証左であるため、この確認により、生命保険会社はお客さまの生存情報を捕捉できることとなります。

その結果、生命保険会社はお客さまから住民票等の公的書類を受領することなく生存確認を行うことができる（生存保険金・年金等の支払事由該当の確認ができる）ため、お客さまによる生存保険金・年金等の受取り手続きを簡略化・自動化することが可能になります。（資料27）

【対応事項】

公的個人認証サービスの活用にあたっては、「イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化」と同様の対応事項が必要となります。その他、本ユースケースでの特有の対応としては、以下の点が挙げられます。

- 有効期限経過や引越し等の事由により電子証明書が失効し、その後更新されていないケースにおいては公的個人認証サービスによる生存情報の確認ができないため、生命保険会社がお客さまの現況を直接確認することが必要。

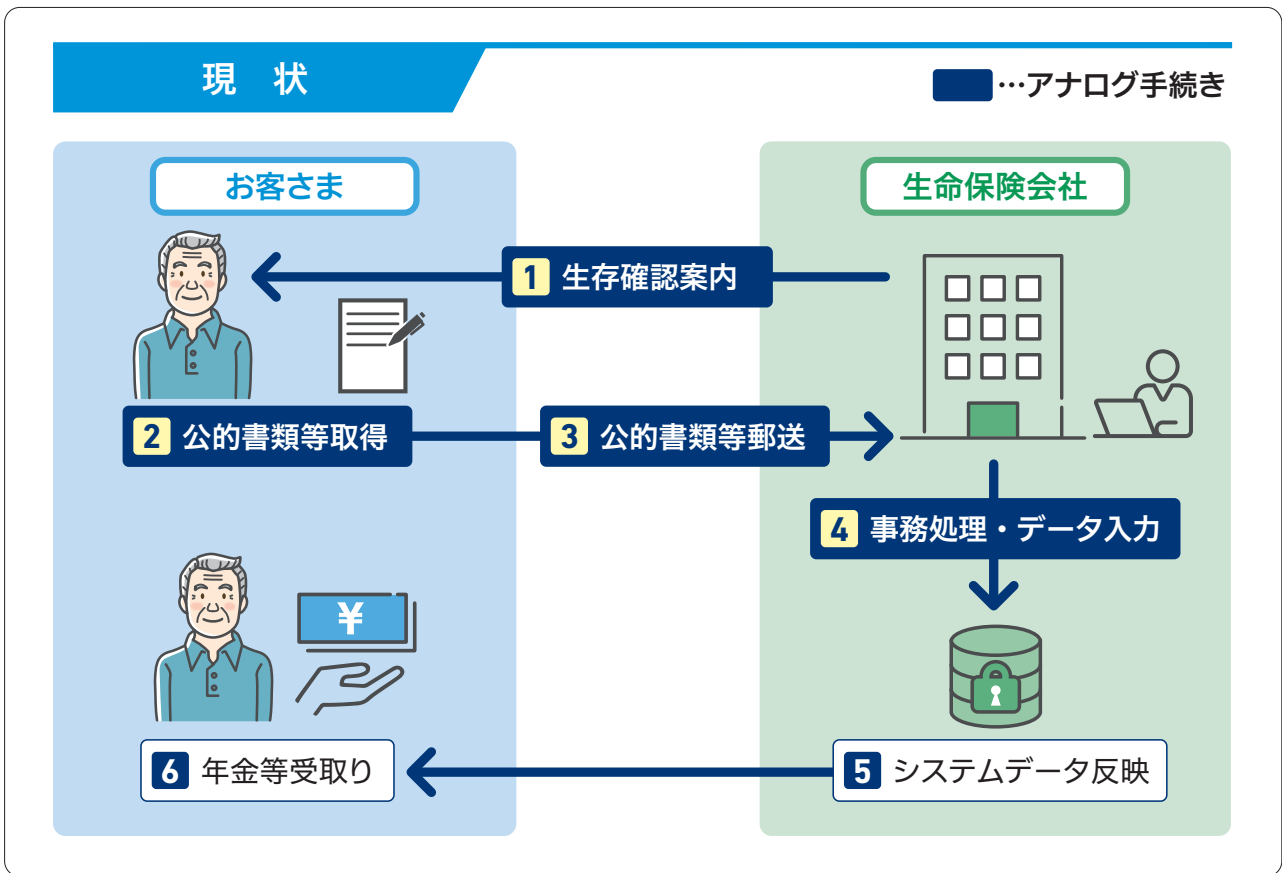
【課題】

本ユースケースの実現における主な課題は、比較的長期間にわたりお客さまの生存情報の確認が必要となる年金保険等の特徴を踏まえ、以下の点が挙げられます。

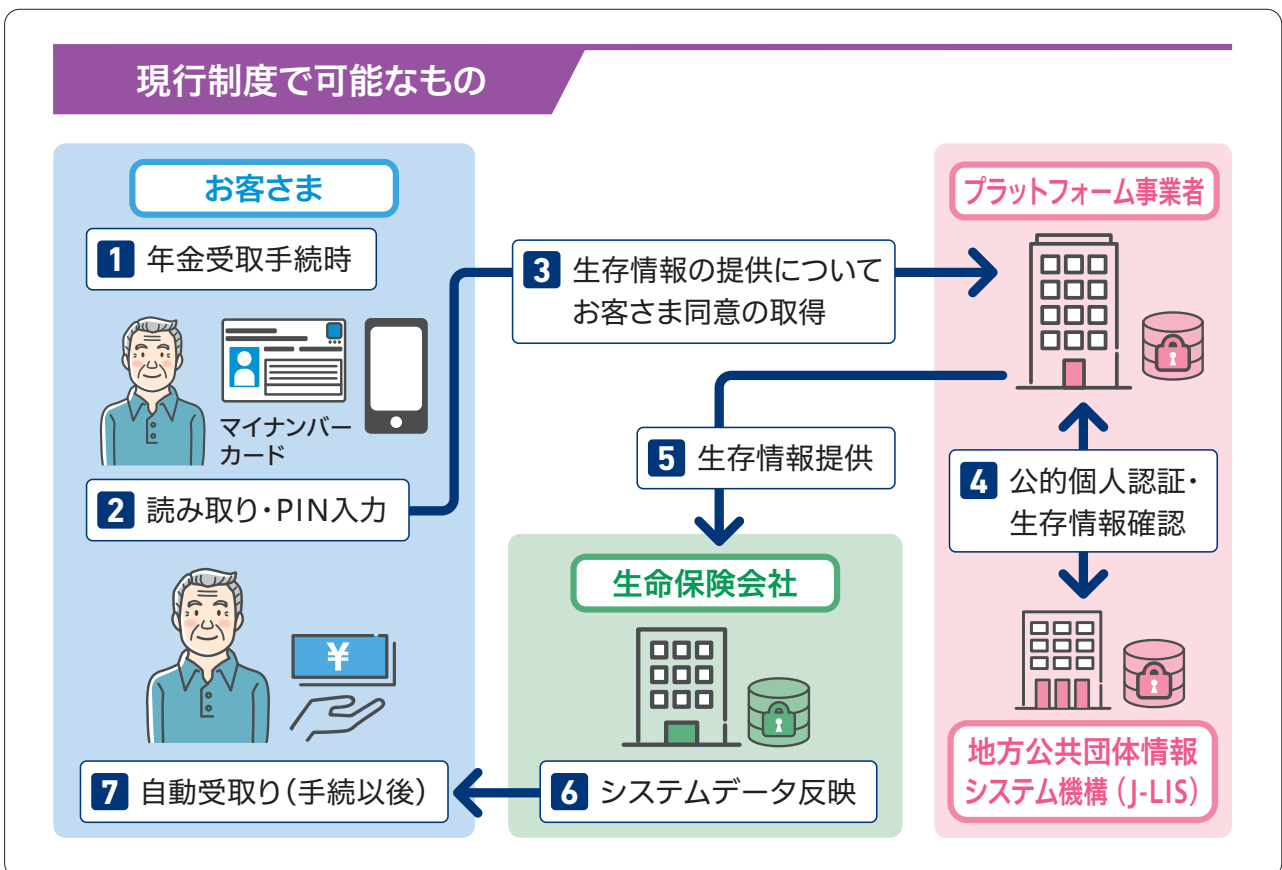
- 長期間にわたり公的個人認証サービスによるお客さまの生存確認を可能とするためには、電子証明書が有効状態であり続けるよう定期的に電子証明書の更新がなされる仕組み・制度等の検討が必要（電子証明書の更新手続きの簡略化や政府広報等による働きかけ等）。

(資料27) 生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



【第2部】提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

キ. ユースケース⑦：死亡情報の把握による死亡保険金のプッシュ型請求案内

【AsIs（現状）】

死亡保険金は生命保険契約の被保険者が死亡した場合に支払われるものですが、生命保険会社は個々のお客さまの死亡の事実を捕捉することができないため、死亡保険金を受け取るためには、保険金受取人（請求権者）は生命保険会社に対して被保険者の死亡の事実を伝え、請求手続きを行う必要があります。この際、保険金受取人は死亡診断書等の公的書類の提出を行うことが必要になります。また、死亡保険金の場合は、被保険者と保険金受取人（請求権者）が別人となりますので、加入保険会社や契約内容について保険契約者等から事前に知らされていなければ、保険金受取人が当該保険契約の存在等を把握することが難しくなります。

【ToBe（将来像）】

公的個人認証サービスの活用により、生命保険会社はお客さまが死亡している可能性を捕捉することで、保険金受取人からの連絡を待たずにプッシュ型で請求案内が可能となります。

具体的には、「カ：ユースケース⑥：生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化」と同様の対応となりますが、生命保険会社がお客さまから同意を得たうえで、主務大臣の認定を受けたプラットフォーム事業者を経由し、お客さまの電子証明書の失効有無に関する状況を確認します。この際、電子証明書が失効していることが確認された場合は、お客さまが亡くなっている可能性があります（死亡疑義検知）。

生命保険会社側でお客さまの死亡疑義情報を把握することにより、保険金受取人に対し死亡有無を確認する等、プッシュ型で保険金請求の案内につなげることが可能となります。（資料28）

【対応事項】

公的個人認証サービスの活用にあたっては、「イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化」と同様の対応事項が必要となります。その他、本ユースケースでの特有の対応としては、以下の点が挙げられます。

- お客さまの死亡事実（死亡日）のみでは保険金支払査定が完結しない場合もあるため、死亡事由等の追加情報の確認が必要。

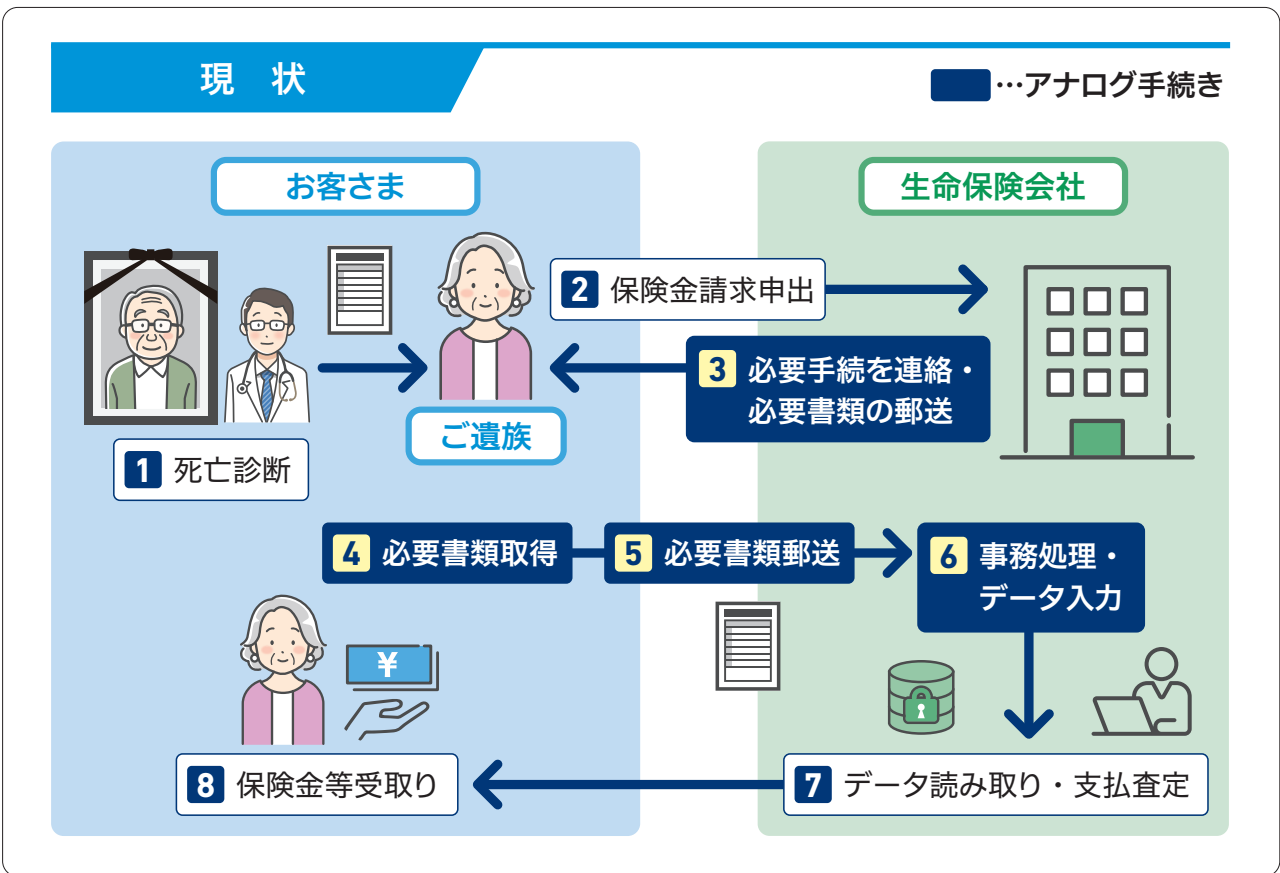
【課題】

本ユースケースの実現における主な課題は、電子証明書の取扱いについて、以下の点が挙げられます。

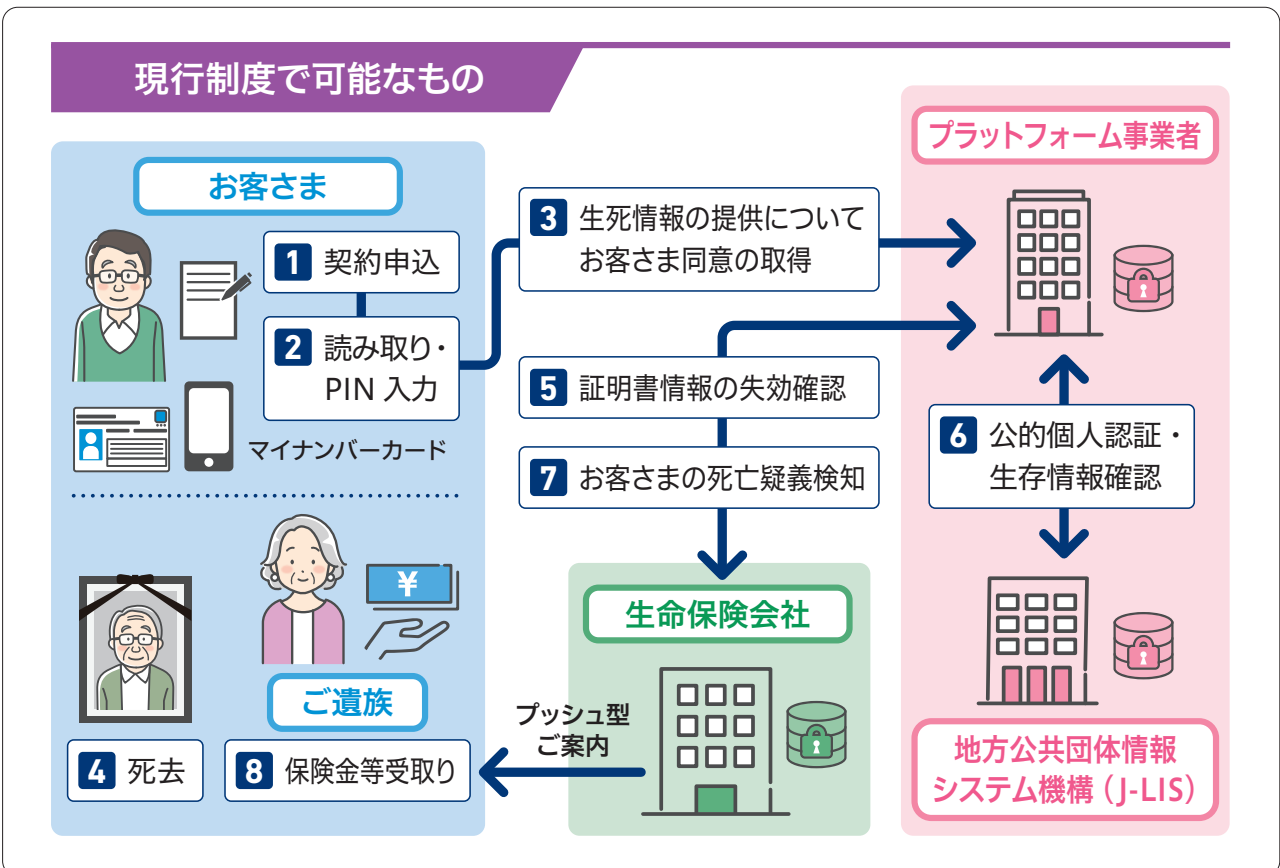
- 現行制度では、電子証明書の失効情報確認において、死亡または海外転出の区別が判断できないため留意が必要（死亡疑義の把握に留まるため、実務対応によって死亡事実の確認が必要）。

(資料28) 死亡情報の把握による死亡保険金のプッシュ型請求案内

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



【第2部】提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

ク. ユースケース⑧：オンライン・非対面での厳格な本人確認の実施（含むマイナンバー収集）

【AsIs（現状）】

生命保険会社が行う生命保険契約時等の本人確認やマイナンバー収集を実施する場合において、お客さまと生命保険会社の間において本人確認書類の写し等の授受が発生します。具体的には、お客さまが本人確認書類の写し等を書面や写真データにて生命保険会社へ提出し、生命保険会社は受領した本人確認書類の写し等を確認したうえで、本人確認証跡資料として保管します。

また、生命保険会社が保険契約者からマイナンバーを収集する場合においては、お客さまがマイナンバーカード等（マイナンバーが確認できる書類）の写しをマイナンバー専用封筒等に封入のうえ生命保険会社へ郵送し、生命保険会社では受領したマイナンバーカード等の写しと本人確認書類の写し等を確認したうえでシステムへデータ入力を行い、マイナンバーが記載された書類を一定期間保管します（特定個人情報としての安全管理措置を含む）。

【ToBe（将来像）】

生命保険契約時等の本人確認やマイナンバー収集を実施する場合において、公的個人認証サービスの活用により、書面での郵送手続きを行うことなく、デジタルな環境下で手続きを完結することが期待されます。

公的個人認証サービスの活用による本人確認については、犯収法にも対応した厳格な本人確認手段となっており、書面での授受を伴わず、オンライン完結でのセキュアな環境でのマイナンバー収集にも対応しています。今後は、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載の実現により、マイナンバーカードを持参することなく、スマートフォン1つで厳格な本人確認も可能になることが見込まれています。なお、マイナンバー収集の場合は、引き続き、マイナンバーカードによる手続きが必要となる見込みです。

これにより、お客さまが本人確認書類やマイナンバーカード等の写しを準備し送付する負担や、生命保険会社側の確認・データ入力・書類保管等の負担が削減されるとともに、書面での郵送手続きが介在しないため、個人情報等の紛失・流出リスクの抑制も見込めます。（資料29）

【対応事項】

公的個人認証サービスの活用にあたっては、「イ. ユースケース②：住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化」と同様の対応事項が必要となります。その他、本ユースケースでの特有の対応としては、以下の点が挙げられます。

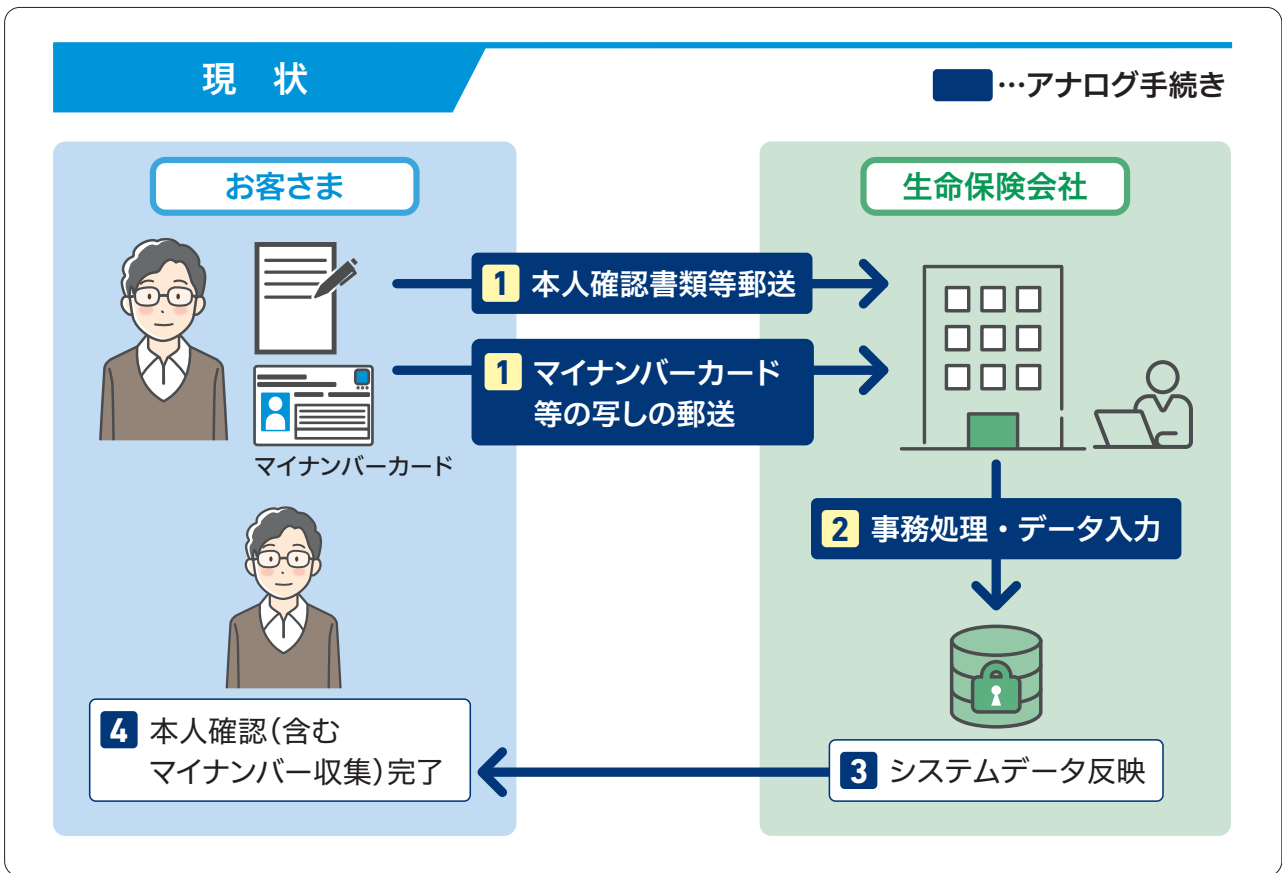
- （マイナンバー収集の場合）マイナンバーカードの機能がスマートフォン搭載されたとしても、マイナンバーカードが必要となるため、事務フロー等の検討が必要。

【課題】

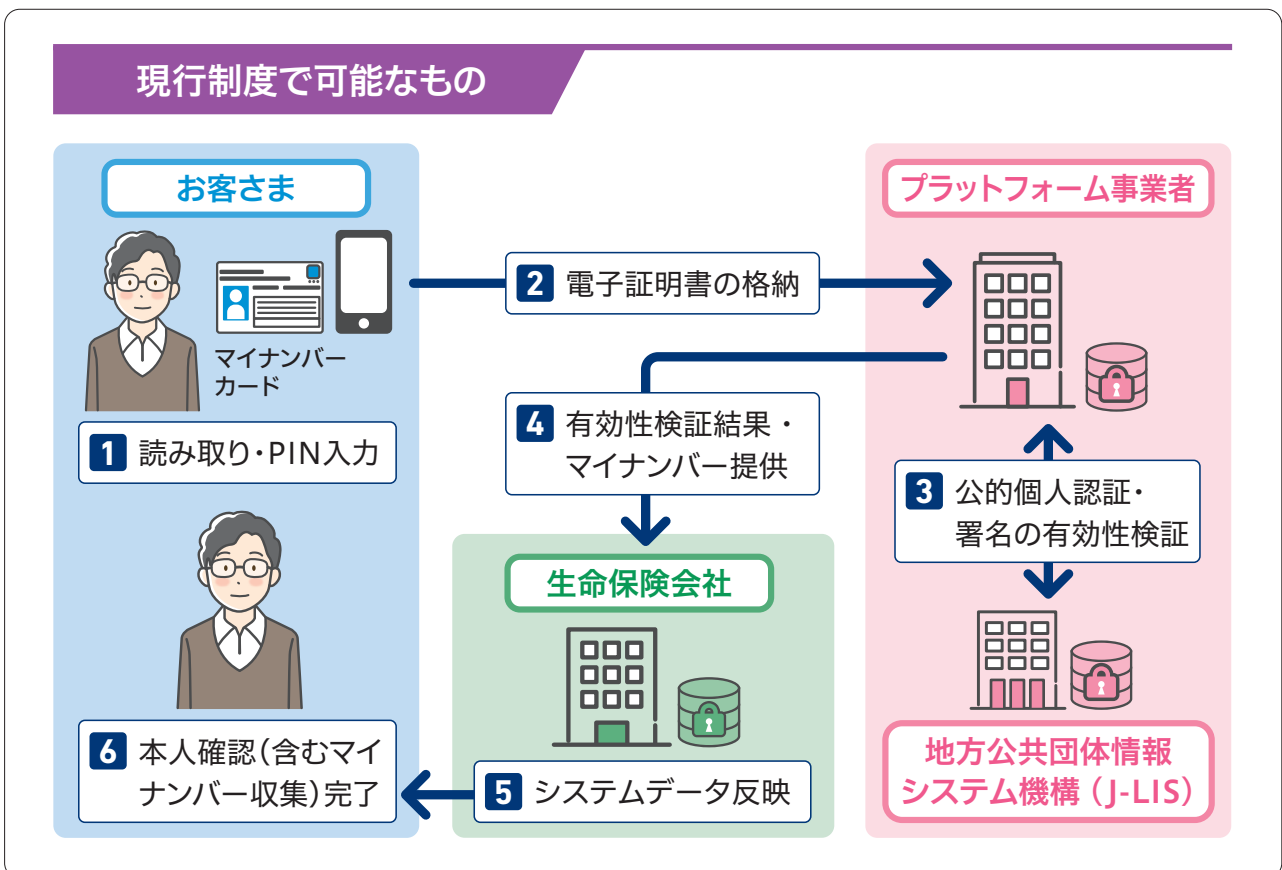
本ユースケースの実現においては、現状、制度上の課題は想定されていません。

(資料29) オンライン・非対面での厳格な本人確認の実施 (含むマイナンバー収集)

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



「第2部」提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

ケ. ユースケース⑨：公金受取口座情報の活用による口座登録手続きの簡略化

【AsIs（現状）】

生命保険会社への保険料引去り口座や給付金等の受取口座の登録に際しては、お客さまが生命保険会社に口座登録に必要な事項（銀行コードや口座番号等の情報、登録銀行印の押印等）を記載した書面を提出し、生命保険会社は銀行等の預金取扱機関宛にお客さまから提出された内容に不備がないこと等の確認を行い、口座情報を登録します。

なお、申請内容に不備があった場合は、再度お客さま宛の確認等の対応が必要となるため、口座情報登録までに相応の時間が必要となります。

【ToBe（将来像）】

保険料引去り口座や給付金等の受取口座の登録について、公金受取口座情報を活用することが考えられます。

具体的には、マイナポータル経由でお客さまが国（デジタル庁）に登録した公金受取口座情報を生命保険会社に対してデータ連携する旨に同意します。お客さまの同意を受けて、生命保険会社は公金受取口座情報をデータで取得し、保険料引去り口座や給付金等の受取口座の登録を行います。

これにより、保険料引去り口座や給付金等の受取口座の登録に際し、お客さまが必要書類を準備し送付する負担や、生命保険会社側の金融機関への確認・データ入力・書類保管等にかかる負担が削減されます。

加えて、書類の不備が発生しづらくなるため、お客さま、生命保険会社側の双方にとって追加での確認等の負担が生じなくなることが期待されます。（資料30）

【対応事項】

マイナポータルを経由してデータ取得可能となる公金受取口座情報に関する対応として、以下の点が挙げられます。

- 公金受取口座情報は自己情報取得APIを利用して取得することになるため、「自己情報取得API利用ガイドライン¹⁵⁾」の遵守とデジタル庁への申請が必要。

【課題】

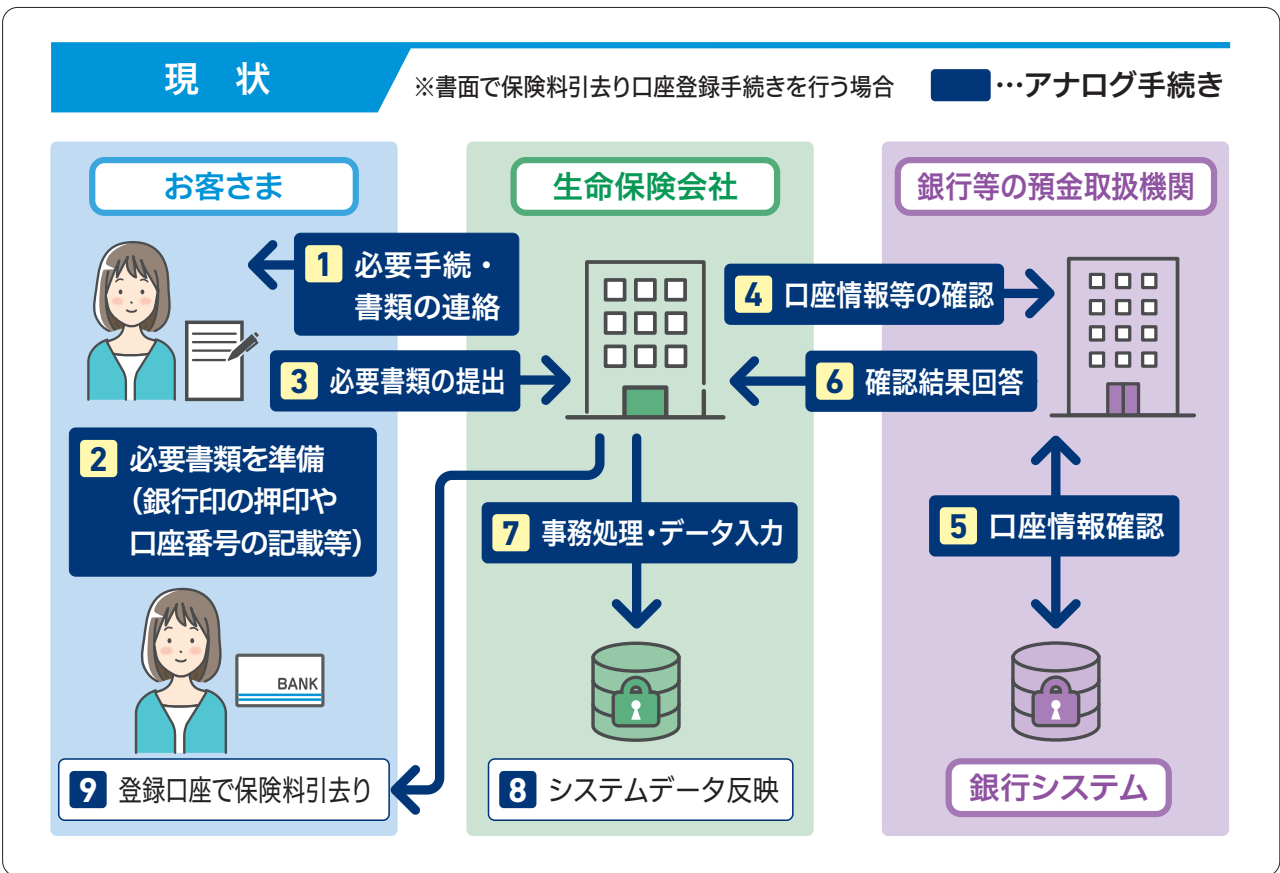
本ユースケースの実現における主な課題は、以下の点が挙げられます。

- 公金受取口座情報の登録後に、銀行の支店統廃合やお客さまによる口座解約等が発生することも想定されることから、公金受取口座情報の変更があった場合に生命保険会社側で当該変更を捕捉できることが必要。

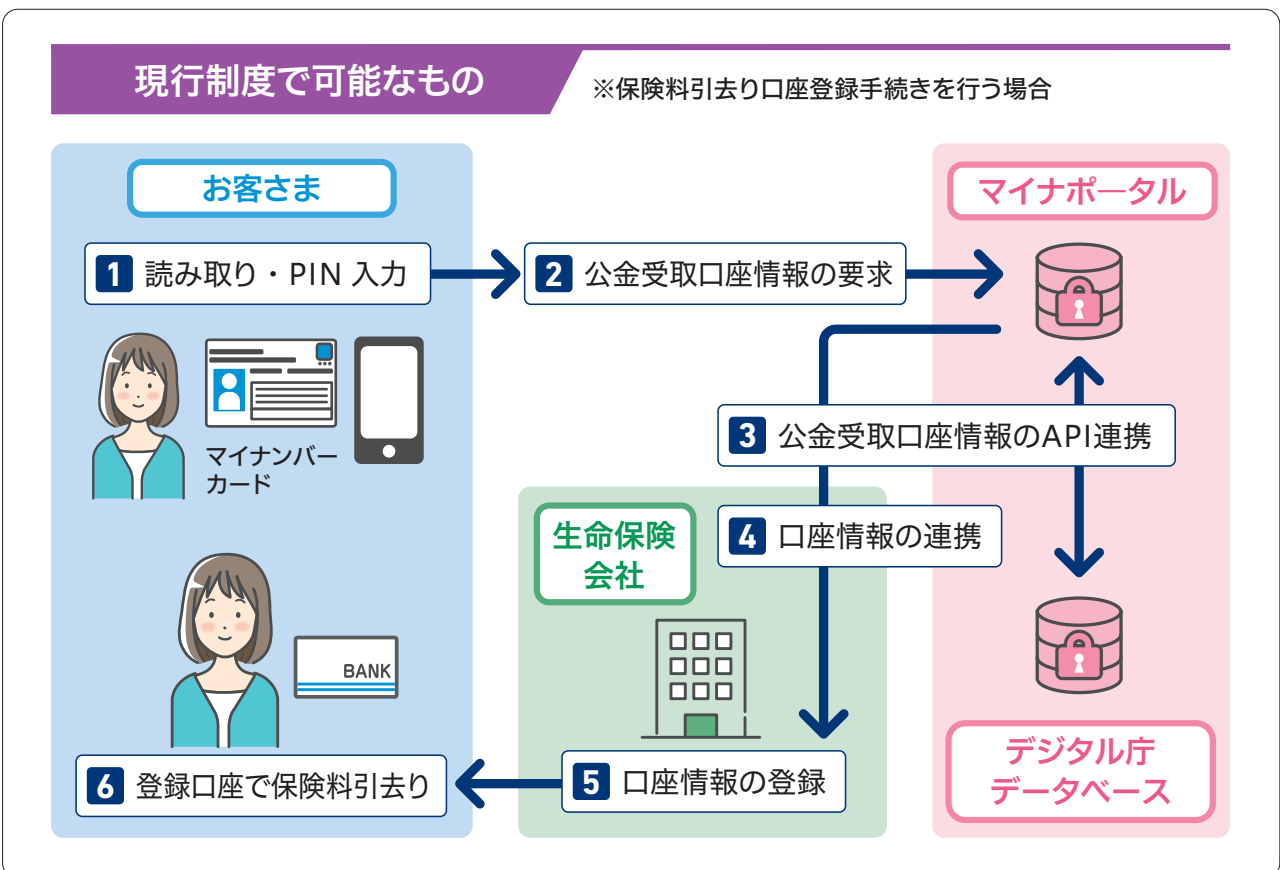
15) デジタル庁において、「自己情報取得API」の利用のメリット・概要、要件、手続等について説明したガイドライン (https://myrna.go.jp/html/api/pdf/api_guideline.pdf)。

(資料30) 公金受取口座情報の活用による口座登録手続きの簡略化

【AsIs (現状)】



【ToBe (将来像)】



「第2部」提言書「マイナンバー制度を通じたデータ活用による生命保険の利便性向上に向けて」

5. 消費者ニーズアンケート調査結果

(1) 消費者ニーズアンケート調査の実施

ここまで紹介したユースケースの一部について、サービス導入に向けた期待や課題を確認するため、概ね2年以内に生命保険契約に関する手続きを経験した消費者に対してインターネット上でアンケート調査を実施しました。

(調査時期：2022年12月、対象：全国の18歳～79歳の男女、有効回答数：5,473件)

調査対象としたユースケースは以下のa～fです。それぞれについて、「ア) 実現したら利用したい」、「イ) 実現したらどちらかといえば利用したい」、「ウ) 実現しても利用するかわからない」、「エ) 実現しても利用しない」、のいずれかを選択する回答形式としました。

- a 健康診断書を用いた契約申込手続きの簡略化 (前章ユースケース①)
- b 住所変更手続きの簡略化・自動化 (前章ユースケース②)
- c 給付金等請求手続きの簡略化 (前章ユースケース④)
- d プッシュ型での給付金等ご請求案内 (前章ユースケース⑤)
- e 死亡保険金等の確実なご請求案内 (前章ユースケース⑦)
- f 預貯金口座情報提出の簡略化 (前章ユースケース⑨)

加えて、ユースケースへのニーズ調査のほか、将来的なサービス検討に向け下記2点を設問に加えました。

- マイナンバーカードおよびマイナポータルの利用経験とマイナンバー制度を利活用した生命保険会社が提供するサービスへの期待の把握
- データ利活用の観点からセキュアに情報を扱う生命保険会社の特性を踏まえ、生命保険会社が医療機関や行政機関から自動で情報取得し能動的にサービス提供することへの期待や不安の把握

(2) 各ユースケースにおける消費者の評価

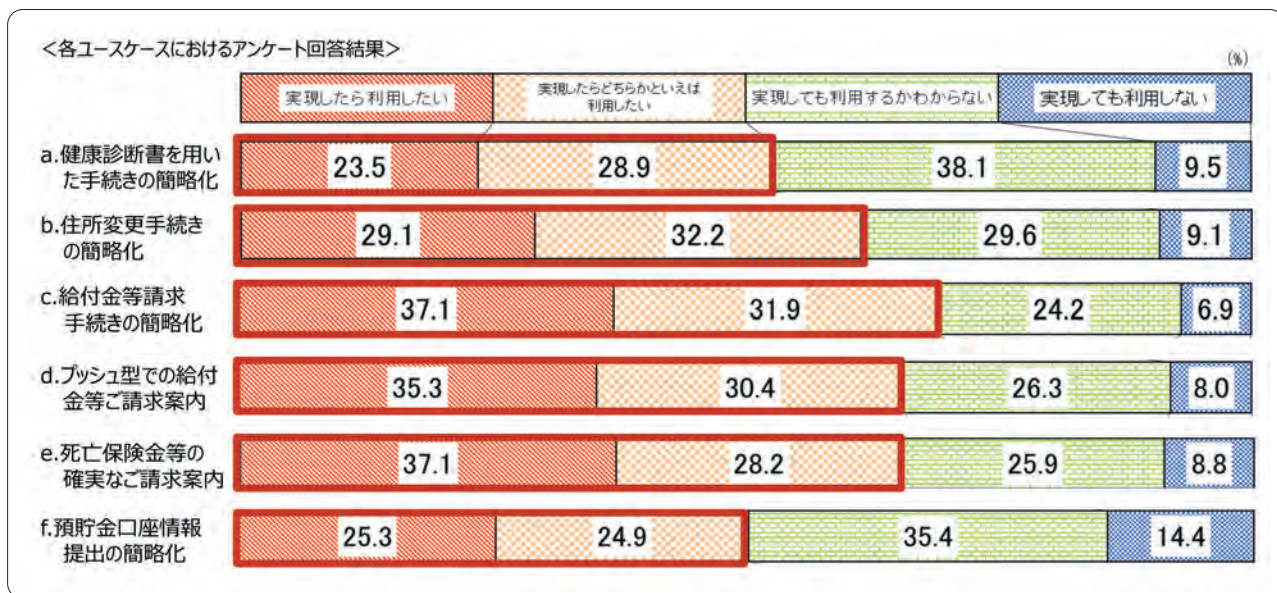
a～fのユースケースに関しては、いずれも肯定回答（「実現したら利用したい」、「実現したらどちらかといえば利用したい」）が過半を占める結果となりました。

一方、各ユースケースについて比較してみると、「実現しても利用しない」との回答はいずれも1割程度に止まりました。

その中でも、c～eの保険金・給付金等の受取りに関連する手続きに関しては、「実現したら利用したい」との回答が3割強と他の手続きに比べ高い傾向が見られます。

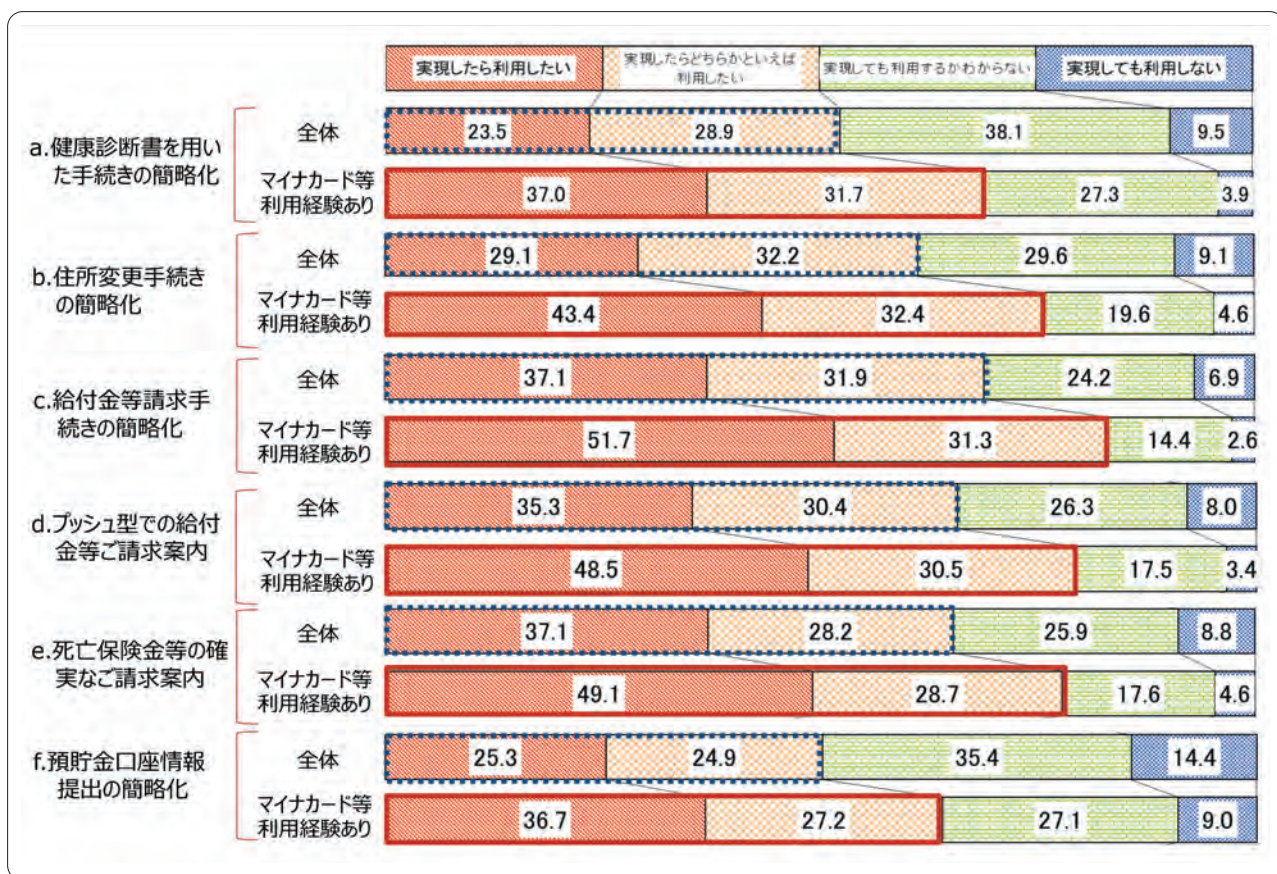
一方で、“健康診断”および“預貯金口座情報”のデータを生命保険会社が受領して行われるサービス提供については、他ユースケースと比較して肯定回答割合が相対的に低い結果が出ています。(資料31)

(資料31) a～fのユースケースごとのアンケート回答結果



また、マイナンバーカードやマイナポータルの利用経験がある方（以下、マイナカード等利用経験あり）に絞ってみると、各ユースケースにおいて肯定回答割合が高い傾向がみられました。（資料32）

(資料32) a～fのユースケースごとのアンケート回答結果（マイナンバーカード等利用経験の有無による比較）



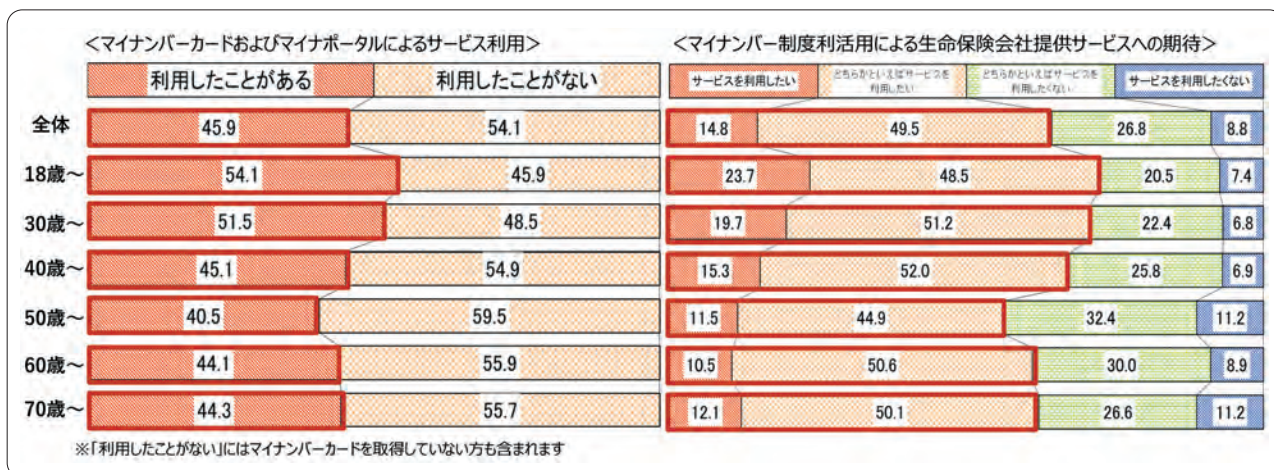
(3) 生命保険会社のマイナンバー制度を活用したサービスへの期待

マイナンバー制度の活用による生命保険会社が提供するサービス全般への期待に関するアンケート調査結果は以下のとおりです。

“マイナンバーカードやその機能を搭載したスマートフォンにより利用できる生命保険会社が提供するサービス”について、6割強が肯定回答（「サービスを利用したい」、「どちらかといえばサービスを利用したい」）をしています。

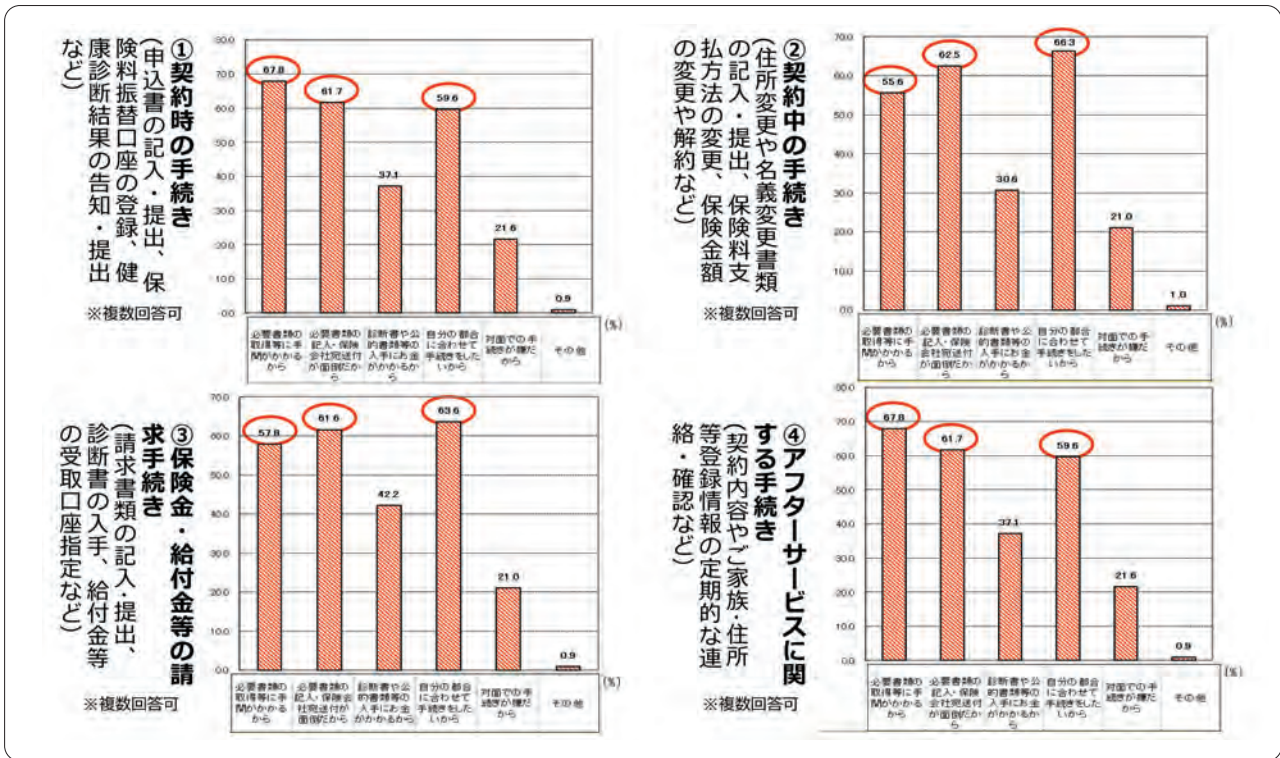
また、マイナンバーカードおよびマイナポータルによるサービス利用経験割合については、「利用したことがある」との回答は約半数であり、年代別の傾向を見ると、20代以下・30代における利用経験割合が相対的に高いものの、60～70代においても4割強がサービス利用経験ありという回答でした。（資料33）

(資料33) 生命保険会社のマイナンバー制度を活用したサービスへの期待



また、生命保険契約に関する各種手続きについて、お客さま自身のスマートフォン経由での実施等によるデジタル活用が望ましい理由については、①「必要書類の取得等に手間がかかるから」、②「必要書類の記入・保険会社宛送付が面倒だから」、③「自分の都合に合わせて手続きをしたいから」、の3点がいずれの手続きにおいても高い割合となる傾向が見られました。（資料34）

(資料34) デジタル活用が望ましい生命保険会社の各種手続とその理由



(4) 生命保険会社が各種機関から情報を自動取得して提供するサービスへの期待と不安

生命保険会社が自動取得したお客さま情報をもとに提供するサービスに対しての期待と不安についてもアンケート調査を実施しています。

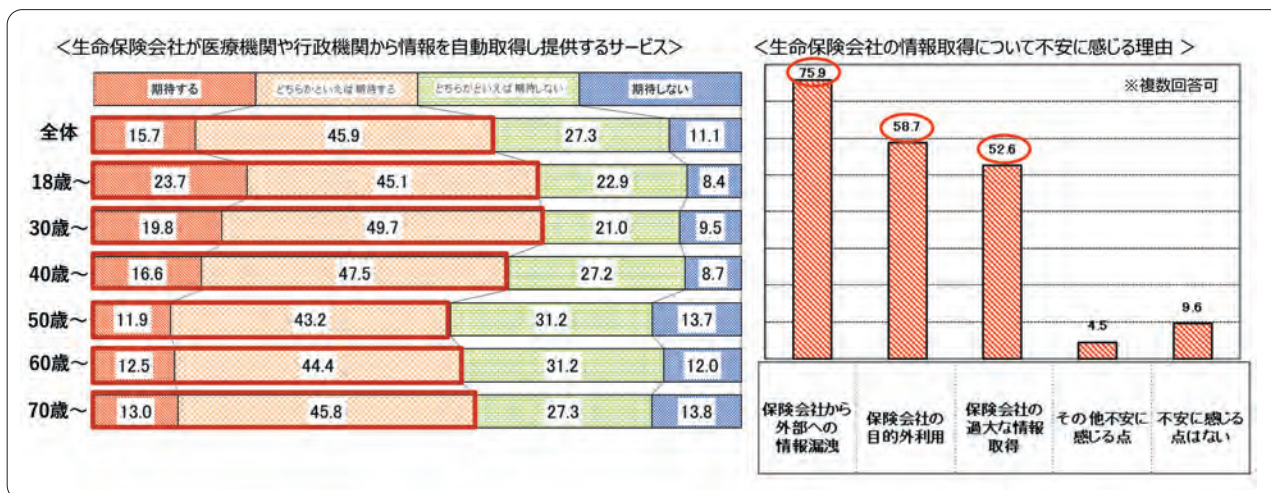
“生命保険会社が医療機関や行政機関から適時最新の情報を自動取得し、取得したデータをもとに必要なご案内等が提供されるサービス”について、6割強の肯定回答が得られました。

一方で、各年代において2割超が、「どちらかといえば期待しない」と回答し、特に50代以上の肯定回答割合は若年層と比較すると低い傾向がみられました。

“生命保険会社の情報取得について不安に感じる理由”については、「保険会社から外部への情報漏洩」の不安が一番高く、「保険会社の目的外利用」、「保険会社の過大な情報取得」の順で高い回答割合となり、外部への情報漏洩というセキュリティ面に対する関心が高いことが窺えました。

その他不安に感じる点（自由記述）については、「マイナンバーカードからの情報漏洩等のセキュリティ懸念」や「行政機関による個人情報の紐付けへの不安」について一定数回答がありました。(資料35)

(資料 35) 生命保険会社が各種機関から情報を自動取得して提供するサービスへの期待と不安



6. サービス導入に向けた課題の整理と今後の展望

「4. 生命保険分野で想定されるマイナンバー制度を通じたデータ利活用によるユースケース紹介」において9点のユースケースを紹介しましたが、具体的なサービスの実現に向けては複数の課題があることも同時に明らかとなりました。各ユースケースにて取り上げた課題について振り返るとともに、政府の政策動向を踏まえ、制度面から見た今後のサービス導入に向けた展望を記載します。

(1) 課題の整理

ア. マイナンバーカード・公的個人認証サービス関係（制度面）

まず、マイナンバーカードおよび公的個人認証サービスに関して、サービス利用者の利便性向上の観点や、契約期間が比較的長期にわたるといふ生命保険契約の特徴を踏まえた観点から、以下の課題が挙げられます。

- 生命保険契約の契約期間は比較的長期であるため、お客さまの現況（生存、死亡情報等）を中長期的に確認する必要があり、公的個人認証サービスを活用するうえで電子証明書が適切に更新され、有効であり続けることが必要。
- 公的個人認証サービスを通じて確認できる電子証明書の失効情報は死亡疑義に留まるため、失効情報の確認のみでは死亡事実が確定できず（死亡事実を確定するためには請求権者に対する死亡事実の確認が必要）、仮に死亡による失効であったとしても死亡日情報の捕捉ができない（保険事故発生日の捕捉ができないため、生命保険契約の有効期間中の死亡か否か等の判断ができない）。
- 公的個人認証サービスにより入手可能な基本4情報に氏名のフリガナが含まれていないため、フリガナ部分はお客さまによる記入・入力や生命保険会社側での対応が必要。
- マイナンバーカード機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載について、国内で約半数程度のシェアを占めるiPhoneの対応予定（実現見込みやその時期等）が未定。

イ. マイナポータル関係（制度面）

次に、マイナポータルに関しては、例えば特定健診情報のような医療保険情報等についてお客さま同意を前提にAPI連携を通じて民間事業者もデータ取得が可能となる点に特色があるものの、データの種類や範囲およびデータ連携に関する同意取得方法の観点から、以下の課題が挙げられます。

- データ連携可能となる健診等情報の種類は、現在は、特定健診（40歳以上75歳未満）・自治体検診（がん検診等）であり、今後、事業主健診（40歳未満）・学校健診（児童・生徒等）が順次対象に追加されていく予定であるものの、全ての種類の健康診断や健康診断受診者の健診等情報のデータがマイナポータルAPIで取得可能となる見込みが立っているわけではない。
- お客さまが健康診断を受診した後、マイナポータル経由で最新のデータ連携が可能となるまでのタイムラグ（保険者データベースへのデータ登録等）が発生する。
- 手術等の医療情報については、民間事業者がマイナポータル経由でデータ取得できない仕組みとなっている。
- マイナポータルAPIで取得可能となるデータにおいて、生命保険会社各社での業務（引受査定や給付金等の支払い）に必要なデータ項目を充足していることが必要（今後データ連携が想定される事業主健診等については、特定健診情報と同程度の情報項目が必要等）。
- APIによるデータ連携の都度お客さまの事前同意が必要であり、将来にわたる包括的な同意によるデータ連携ができない。

ウ. その他（生命保険会社における対応事項等）

最後に、マイナンバーカード・公的個人認証サービス・マイナポータルに横断的に関連する課題として、お客さまがサービス利用する際に対応が必要になる事項および生命保険会社側でのサービス導入に向けた対応事項について、以下の課題が挙げられます。

- スマートフォン上での操作によるUI（User Interface）・UX（User Experience）の観点から、生命保険会社が提供するアプリ等と公的個人認証サービスやマイナポータルが連携し、シームレスに操作できることが必要（複数のアプリの立ち上げによらず1つのアプリ上での操作で完結する等）。
- デジタル対応が苦手な高齢者等への丁寧な案内・サポートの検討が必要。
- サービス導入において、プラットフォーム事業者への利用料等、現状事務との費用対効果の観点で検討が必要。
- 公的個人認証サービスやマイナポータル経由で取得するデータの利活用に際し、お客さまからの同意内容・同意取得方法の検討が必要（利用範囲や有効期間等）。

(2) 今後の政府の施策ロードマップとユースケースの関連付け

今後の政府の施策に係るロードマップに照らし、現行制度上で実現可能と考えられるユースケースは下記の5点です。

下記のうち、ユースケース⑧については、銀行や証券会社等がオンラインでの本人確認手続きとして既にサービス開始しているほか、生命保険会社においても保険契約者からマイナンバーの申告¹⁶⁾を求める際のオンライン手続きとして、複数社がサービス開始しています。その他のユースケースにおいても、既にサービス開始に向け取組みを進めている生命保険会社もあり、今後、マイナンバー制度を活用したサービスの拡充が期待されます。(資料36)

- ユースケース① 健診等情報の把握による契約手続きの簡略化・引受査定的高度化
- ユースケース⑥ 生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化
- ユースケース⑦ 死亡情報の把握による死亡保険金のプッシュ型請求案内
- ユースケース⑧ オンライン・非対面での厳格な本人確認の実施（含むマイナンバー収集）
- ユースケース⑨ 公金受取口座情報の活用による口座登録手続きの簡略化

(資料36) 今後の政府の施策ロードマップとユースケースの関連付け

	生命保険分野におけるユースケース	政府の施策ロードマップ
現行制度で可能	<ul style="list-style-type: none"> ⑥生存情報の把握による生存保険金・年金受取り手続きの簡略化・自動化 ⑦死亡情報の把握による死亡保険金のプッシュ型請求案内 ※死亡疑義の把握に留まるため、実務対応によって死亡事実の把握が必要 ⑧オンライン・非対面での厳格な本人確認の実施（含むマイナンバー収集） ⑨公金受取口座情報の活用による口座登録手続きの簡略化 ①健診等情報の把握による契約手続きの簡略化・引受査定的高度化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公的個人認証サービスによる本人確認・現況確認 ● 特定健診・薬剤情報・医療費通知情報のマイナポータル連携 ● 公金受取口座情報のマイナポータル連携 ● がん検診等情報のマイナポータル連携
2023年度	<ul style="list-style-type: none"> ②住所変更情報の把握による手続きの簡略化・自動化 ③改姓情報の把握による手続きの簡略化・自動化 	<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバーカードの機能（電子証明書）のスマートフォンへの搭載の実現 ● 公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の基本4情報の提供 ● 学校健診・40歳未満の事業主健診のマイナポータル連携
将来的に実現が望まれる	<ul style="list-style-type: none"> ④入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等請求手続きの簡略化 ⑤入院・手術・介護認定情報の把握による給付金等のプッシュ型請求案内 	

16) 生命保険会社は、保険金等の支払いの際に税務署に提出する支払調書等に、保険契約者および保険金等受取人のマイナンバーを記載することが義務付けられています。

7. マイナンバー制度を通じたデータ利活用による生命保険の利便性向上に向けた提言

(1) 提言目的

第1部で触れているとおり、「人生100年時代」と呼ばれる長寿社会においては健康寿命の延伸がQOL (Quality of Life) 向上の面でも重要な要素となっています。この点、健康寿命の延伸を実現するためには、官民間問わずにサービスが充実化され、最新の知見や技術を柔軟に取り入れながら国民一人ひとりに最適化された効果的な健康増進サービスが提供されることが有用です。

そして、そのような最適化された健康増進サービスの提供が促進されるためには、行政機関等が保有する健診等情報や医療保険情報等の民間事業者へのデータ連携が不可欠です。そこで、行政機関等の保有するデータ連携の実現のため、マイナンバー制度の利活用、具体的には公的個人認証サービスとマイナポータルによるデータ連携が重要となります。

こうした取組みの先には、官民間問わず様々な主体が保有する健診等情報や医療保険情報等について、本人の意思と管理の下で、広くデータ連携がなされることにより、国民一人ひとりのWell-beingがより高い次元で実現する豊かなデジタル社会の到来が展望されます。

本章では、マイナンバー制度を巡り、現時点において近い将来実現が見込まれている事項に係るいけば環境整備的な側面と、確たる見通しは立っていないものの中長期的に実現が求められる事項をまとめ、生命保険協会の提言として記載しています。

なお、デジタル社会において適切なルール下においてなされるデータ連携が人々の生活にもたらす可能性について考えれば、特に後者についてはマイナンバー制度に限らず、今後のデジタル社会において求められる要件にもなるものと考えています。

(2) マイナンバー制度全般の環境整備に向けた提言事項

生命保険会社を含む民間事業者がマイナンバー制度を活用したサービスを提供するためには、その土台となる同制度全般の環境整備が必要です。環境整備が必要な点としては、マイナンバーカード・マイナポータルの機能向上や、マイナンバーカードに係る手続き/利用面の機能向上、マイナンバーカードの利用促進・信頼性確保が挙げられます。

ア. マイナンバーカード・公的個人認証サービス・マイナポータルの機能向上

マイナンバー制度を通じたデータ流通環境の整備に向けては、サービス利用者側のマイナンバーカードおよびマイナポータルの利便性向上が必要であり、それぞれの機能向上に向け、以下の実現が望まれます。

- マイナンバーカードの電子証明書機能のiPhone搭載の早期実現。

- 公的個人認証サービスやマイナポータルを活用にあたっては、マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載を機に、サービス利用時において複数のアプリを使用するのではなく、UI・UXの観点から1つのアプリ内で操作が完結可能とする機能の向上。
- 生命保険会社が提供するアプリと公的個人認証サービス・マイナポータルとのシームレス・相互連携による利便性向上。

イ. マイナンバーカード・公的個人認証サービスに係る手続きの利便性および機能の向上

マイナンバーカードの申請については、政府の旗振りのもと、2023年3月12日時点で9,499万枚（申請件数率75.4%）となっていますが、マイナンバーカードを活用した民間サービスを継続して提供するうえでは、公的個人認証サービスやマイナポータルが継続して利用できるよう5年毎に必要となる電子証明書の更新がなされ、お客さまがサービス利用できる状態であり続けることが重要です。また、マイナンバーカードを活用した民間サービスが広く展開される観点も含め、以下の実現が望まれます。

- マイナンバーカードの発行・電子証明書の更新手続きの迅速化・簡略化（市区町村の窓口を訪問せずともオンライン上で対応可能となる等）による利便性向上。
- マイナンバーカードの電子証明書の更新促進に向けた政府広報等による働きかけ。
- 2023年1月から開始された電子証明書の手数料の当面の無料化を契機としたプラットフォーム事業者のサービスに支払う利用料の低減およびプラットフォーム事業者を変更した場合におけるサービス・システムの継続性・柔軟性の確保。

ウ. マイナンバーカードの利用促進・信頼性確保

マイナンバーカードの普及が進んだとしても、利用者側でマイナンバーカードの利用が進まなければ、マイナンバーカードを活用したサービスの普及を期待することが難しくなります。また、前述の消費者ニーズアンケート調査結果からも、外部への情報漏洩というセキュリティ面に対する関心が高いといった結果が出ていることを踏まえると、マイナンバーカード自体に対する信頼性を確保し、安心して利用できる環境を整備する観点から、以下の実現が望まれます。

- マイナンバーカードの利用に係るセキュリティ面への懸念払拭に向けた環境整備。
- マイナンバーカードやマイナポータルの活用によるデータの信頼性確保。

(3) 民間事業者におけるマイナンバー制度の利活用促進に向けた提言

生命保険分野で想定されるユースケースに関して、各種課題を検討した結果および消費者ニーズアンケート調査結果等を踏まえ、サービス実現に向けた提言内容について記載します。

主に生命保険会社が提供するサービスを念頭に提言内容を記載していますが、その他の民間事業者においても、データ流通環境整備を目的とした以下の提言内容が実現することで、マイナンバー制度を通じたデータ利活用による民間サービスの創出・導入が進むことが期待されます。

ア. マイナンバーカード・公的個人認証サービス関連の提言事項

公的個人認証サービスは、マイナンバーカードの交付が急速に進んでいる状況を踏まえると、今後更に民間サービスの領域においても利活用が進んでいくことが考えられます。生命保険分野においても、前述のユースケースで示したとおり、お客さまの状況変化の把握による各種サービス提供が考えられるところですが、とりわけ、現行の公的個人認証サービスの仕組みではお客さまの死亡の事実を把握することができないため、同サービスの枠組みの中で死亡の事実および死亡日情報のデータ取得が可能となることが望ましいと考えます。

死亡の事実・死亡日情報のデータ連携が実現することにより、公的個人認証サービスの活用によって、住所変更や生存の事実の把握に加え、お客さまが亡くなった事実も把握可能となり、長期間にわたりお客さまの状況変化に応じ、生命保険会社からお客さまや遺族の方に対してプッシュ型で生命保険を通じた安心をお届けする有用なサービス創出の鍵になるものと考えられます。

また、氏名のフリガナデータの取得の実現に関しては、生命保険会社のお客さま管理にとって有用なだけでなく、他の業界や民間事業者での活用も想定される場所であり、早期の実現が期待されます。

これらを踏まえ、マイナンバーカード・公的個人認証サービス関連での提言事項は以下の2点です。

- 公的個人認証サービスによる死亡の事実・死亡日情報のデータ連携の実現。
- マイナンバーカード・公的個人認証サービスによるデータ連携範囲の拡大（氏名のフリガナ）。

イ. マイナポータル関連の提言事項

第1部で紹介のとおり、諸外国の事例では、医療情報を個人識別番号（マイナンバーに類似のもの）に紐付けて医療機関や薬局が共有することで、国民一人ひとりの健康状態を正確に把握し、健康増進のため必要な支援が行われる等の対応がとられています。日本においてもマイナンバー制度が社会基盤として整備されつつある現状を踏まえれば、持続的な社会保障制度構築への貢献や国民の利便性向上の観点から、医療情報の連携については、お客さま本人の同意を前提に、マイナポータルAPIの活用による生命保険会社へのデータ連携の可能性が考えられます。

また、消費者ニーズアンケート調査結果より、給付金等請求手続きの簡略化（肯定回答率：69.0%）やプッシュ型での給付金等のご請求案内（肯定回答率：65.7%）に関しては、実際に病気になった際等の給付金受取りの場面における高いニーズがみられ、生命保険会社によるこれらのサービス実現が望まれていることを踏まえると、データ連携の充実と手続きの迅速化・効率化の観点から、以下の実現が望まれます。

- お客さまの同意を前提として、生命保険会社がマイナポータル経由でセンシティブ情報を含む医療保険情報（診断情報等）の取得ができるような制度整備（情報提供範囲や情報管理のルール整備等）の実施・生命保険会社へのデータ連携の実現。
- 医療保険情報取得APIにおける対象データ範囲の拡大（入院・手術に関する情報として診療報酬点数とその区分・入院日数等）。
- お客さまが健康診断を受診した後、マイナポータル経由で最新のデータ連携が可能となるまでのタ

イムラグ（保険者データベースへのデータ登録等）の短縮。

- マイナポータル経由でデータ連携可能となる健康診断種類や健康診断受診者の対象範囲の拡大。
- データ連携の都度事前同意を取るのではなく、事前にお客さま同意を得られた範囲内（期間・データ項目等）での包括的な同意によるデータ連携の実現。

おわりに

～デジタル社会における生命保険業界の将来～

生命保険会社は、お客さまに確実に保険金・給付金をお支払いすることで、「お客さまに寄り添い、安心をお届けする」という社会的使命を果たすべく活動を行ってきました。

一方で、新型コロナウイルス感染症によって、人生100年時代の到来に向けて徐々に進みつつあったお客さまの価値観やライフスタイルの変化が急激に加速しています。

そうしたお客さまの多様なニーズにお応えし続けていくためには、より一層のデジタル化の取組みが重要になるとの考えのもと、本報告書・提言書では諸外国の社会保障分野におけるデジタル活用およびヘルスデータの活用状況に関する取組事例等を踏まえ、生命保険分野におけるマイナンバー制度を通じたデータ利活用による更なる効率的・効果的なサービス提供の可能性を検討し、その実現に向けた提言について取りまとめました。

デジタル社会においても、「お客さまに寄り添い、安心をお届けする」という生命保険会社の社会的使命は変わることはなく、その社会的使命を果たし続けていくためには、データの利活用やデジタル技術の活用により、様々な形でお客さまの多様なニーズにお応えし続けることが必要です。

デジタル社会においても、生命保険業界は、お客さま一人ひとりのニーズに合った最適なサービスを提供し続け、お客さまの未来のWell-beingに貢献できるよう弛まず努力してまいります。

參考資料

消費者ニーズアンケート調査の実施

- ▶ 生命保険会社で想定されるユースケースの一部について、サービス導入に向けた期待や課題を確認するため、概ね2年以内に生命保険契約に関する手続きを経験した消費者に対して、全国の18歳～79歳の男女を対象としてインターネット上でアンケート調査を実施
(調査時期：2022年12月、有効回答数：5,473件)

<調査対象としたユースケース>

- 各設問において以下を回答

【選択肢】：ア) 実現したら利用したい、イ) 実現したらどちらかといえば利用したい、ウ) 実現しても利用するかわからない、エ) 実現しても利用しない

- 健康診断書を用いた契約申込手続きの簡略化
- 住所変更手続きの簡略化・自動化
- 給付金等請求手続きの簡略化
- プッシュ型での給付金等ご請求案内
- 死亡保険金等の確実なご請求案内
- 預貯金口座情報提出の簡略化

- ▶ ユースケースへのニーズ調査のほか、将来的なサービス検討に向け下記2点を設問に設定。
 - ✓ マイナンバーカードおよびマイナポータルの利用経験とマイナンバー制度を利活用した生命保険会社が提供するサービスへの期待の把握
 - ✓ データ利活用の観点からセキュアに情報を扱う生命保険会社の特性を踏まえ、生命保険会社が医療機関や行政機関から自動で情報取得し能動的にサービス提供することへの期待感や不安の把握

消費者ニーズアンケート調査の設問

- Q. 生命保険会社においても、将来的に政府が実現を目指すデジタル社会において、デジタル技術の伸展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスの提供が想定され、具体的には以降のようなサービスが考えられます。このサービスが実現したらあなたは利用したいと思いますか。

【選択肢】：ア) 実現したら利用したい イ) 実現したらどちらかといえば利用したい ウ) 実現しても利用するかわからない エ) 実現しても利用しない

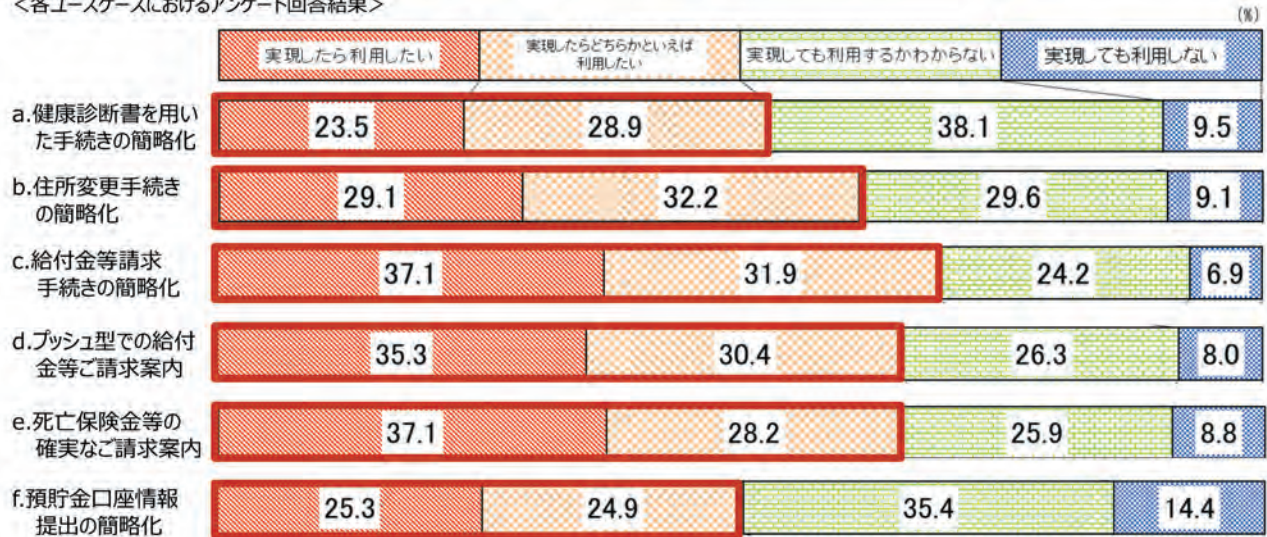
<各ユースケースにおける設問内容>

- 健康診断書を用いた契約申込手続きの簡略化**
生命保険の契約申込時等に、健康診断書等を保険会社に提出する場合がありますが、マイナンバーカード機能を有するスマートフォン1つで、行政機関が有する健康診断データ等を保険会社に提出することが可能となります。これにより、あなたが保険会社に健康診断書等の提出を行う手間が不要になります。
- 住所変更手続きの簡略化・自動化**
事前に保険会社に住所情報の取得を許可することで、あなたが引越により住所変更をした際に、保険会社に最新の住所情報を把握し、住所変更手続きのご案内を行う、またはご希望により変更手続きを完了させることができますようになります。これにより、あなたが引越しの都度、保険会社との間で住所変更手続きを行う手間が不要になります。
- 給付金等請求手続きの簡略化**
あなたが入院や手術、要介護状態等になり、給付金を請求する際に、診断書等を入力し保険会社に提出する場合がありますが、マイナンバーカード機能を有するスマートフォンを通じて同意することで、医療機関や行政機関が保有する診断データ等を保険会社が受領し、給付金支払いに必要な情報の取得を行います。これにより、あなたが医療機関等に診断書の作成を依頼し、取得する等の手間が不要になります。
- プッシュ型での給付金等ご請求案内**
あなたが入院や手術、要介護状態等になった場合、保険会社へ給付金の請求連絡を行う必要がありますが、事前に保険会社に医療機関や行政機関からの診断データ等の取得を許可することで、あなたが入院や手術、要介護状態等になった際に、保険会社から給付金請求のご案内をします。これにより、あなたが受け取れる給付金等を漏れなく把握することが可能になります。
- 死亡保険金等の確実なご請求案内**
事前に保険会社に情報の取得を許可することで、あなたがお亡くなりになった際に、行政機関に提出された死亡情報を保険会社が把握し、保険会社よりご遺族に保険金等のご請求案内を行います。同様に、ご親族等がお亡くなりになった際に、あなたに保険会社より保険金等のご案内を行います。これにより、ご遺族が契約のある保険会社を確認する手間や請求手続きの連絡をする手間が不要になります。
- 預貯金口座情報提出の簡略化**
生命保険契約の手続きにおいて、契約申込時の保険料の引取り口座や給付金等の受取口座を保険会社に提出する場合がありますが、マイナンバーカード機能を有するスマートフォン1つで、事前にあなたが給付金等を受け取るための口座として国に登録した預貯金口座情報を、保険会社に提出することが可能となります。これにより、あなたが書類に口座情報を記入して保険会社に郵送提出等を行う手間が不要になります。

各ユースケースにおける消費者の評価

- a～fのユースケースに関しては、いずれも肯定回答（「実現したら利用したい」、「実現したらどちらかといえば利用したい」）が過半を占める結果
- 各ユースケースにて、「実現しても利用しない」との回答はいずれも1割程度に止まり、c～eの保険金・給付金の受取りに関連する手続きに関しては、「実現したら利用したい」との回答が3割強と他の手続きに比べ高い傾向
- “健康診断” および“預貯金口座”のデータを生命保険会社が受領して行われるサービス提供については、他ユースケースと比較して肯定回答割合が相対的に低い結果

<各ユースケースにおけるアンケート回答結果>



消費者ニーズアンケート調査の設問

Q. あなたはマイナンバーカードを用いたオンラインでの手続きや、マイナポータル経由でのマイナポイントの申込みなど、マイナンバーカードやマイナポータルによるサービスを利用したことはありますか。

【選択肢】：ア) 利用したことがある、イ) 利用したことがない

- 政府において、オンラインでの厳格な本人確認が可能であるマイナンバーカードやその機能を搭載したスマートフォンおよびマイナポータルの機能を活用することで、行政機関等が有する様々な情報・データの利活用を可能とし、行政手続きや民間サービスの利便性を向上させる取組みを推進しています。

「マイナンバーカード機能のスマートフォン搭載」によって目指す姿

- 公的個人認証サービスの電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することによって、スマートフォンひとつで、いつでもどこでもオンライン行政手続等を行うことができる環境の構築を目指す。
- また、スマートフォン搭載による利便性の向上等を通じて公的個人認証サービスのユースケースの拡大を促進し、安心・安全な本人確認等の手段として日常の様々なシーンで同サービスが利用される社会の実現を目指す。



※ 令和3年5月：公的個人認証法改正/ 令和4年度内：Android端末への搭載予定/ iPhoneについても早期実現へ
出典：デジタル庁 (https://www.digital.go.jp/)

消費者ニーズアンケート調査の設問

Q. マイナンバーカードやその機能を搭載したスマートフォンにより利用できる、生命保険会社が提供するサービスについてお聞きます。
あなたはこのようなサービスを利用したいと思いますか。

【選択肢】：ア) サービスを利用したい、イ) どちらかといえばサービスを利用したい、ウ) どちらかといえばサービスを利用したくない、エ) サービスを利用したくない

● 生命保険の給付金・保険金等の確実な受取りや手続き時の利便性向上等の観点から、事前に保険会社にデータ等の取得を許可することで、保険会社が医療機関や行政機関から適時最新の情報を自動取得し、取得したデータをもとに必要なご案内等が提供されるサービスについてお聞きます。

Q. あなたはこのようなサービスを期待しますか。

【選択肢】：ア) 期待する、イ) どちらかといえば期待する、ウ) どちらかといえば期待しない、エ) 期待しない

Q. 保険契約に関する手続きの利便性向上またはより充実したサービスを受けるために、保険会社が医療機関や行政機関等から直接情報を取得することについて、不安を感じる点がある方は、その理由をすべて教えてください。

【選択肢】：ア) 保険会社から外部への情報漏洩、イ) 保険会社の目的外利用、ウ) 保険会社の過大な情報取得、
エ) その他不安を感じる点、オ) 不安を感じる点はない

生命保険会社のマイナンバー制度を利活用したサービスへの期待

- ▶ マイナンバーカードおよびマイナポータルによるサービス利用経験割合については、「利用したことがある」との回答は約半数であり、年代別の傾向を見ると、20代以下・30代における利用経験割合が相対的に高いものの、60～70代においても4割強がサービス利用経験ありという回答
- ▶ “マイナンバーカードやその機能を搭載したスマートフォンにより利用できる生命保険会社が提供するサービス”について、6割強が肯定回答（「サービスを利用したい」、「どちらかといえばサービスを利用したい」）

<マイナンバーカードおよびマイナポータルによるサービス利用>

	利用したことがある	利用したことがない
全体	45.9	54.1
18歳～	54.1	45.9
30歳～	51.5	48.5
40歳～	45.1	54.9
50歳～	40.5	59.5
60歳～	44.1	55.9
70歳～	44.3	55.7

※「利用したことがない」にはマイナンバーカードを取得していない方も含まれます

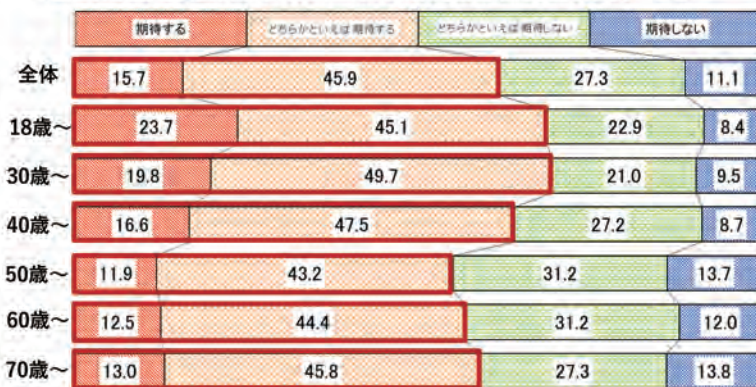
<マイナンバー制度利活用による生命保険会社提供サービスへの期待>

	サービスを利用したい	どちらかといえばサービスを利用したい	どちらかといえばサービスを利用したくない	サービスを利用したくない
全体	14.8	49.5	26.8	8.8
18歳～	23.7	48.5	20.5	7.4
30歳～	19.7	51.2	22.4	6.8
40歳～	15.3	52.0	25.8	6.9
50歳～	11.5	44.9	32.4	11.2
60歳～	10.5	50.6	30.0	8.9
70歳～	12.1	50.1	26.6	11.2

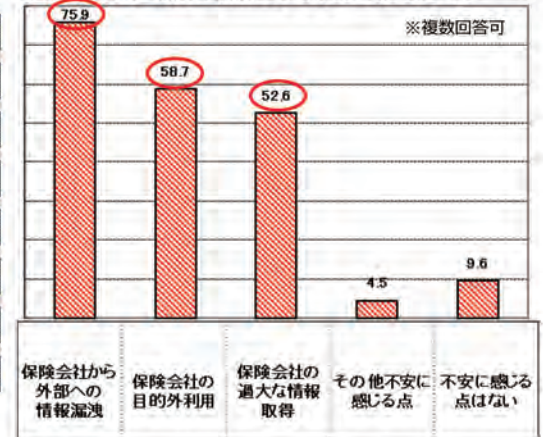
生命保険会社の自動取得した情報利活用への期待と不安

- ▶ 生命保険会社が自動取得したお客さま情報をもとに提供するサービスに対する期待と不安についても調査を実施
- ▶ “保険会社が医療機関や行政機関から適時最新の情報を自動取得し、取得したデータをもとに必要なご案内等が提供されるサービス”について、6割強の肯定回答
- ▶ 各年代において2割超が、「どちらかといえば期待しない」を回答し、特に50代以降の肯定回答割合は若年層と比較すると低い傾向
- ▶ “保険会社の情報取得について不安に感じる理由”については、「保険会社から外部への情報漏洩」の不安が一番高く、「保険会社の目的外利用」、「保険会社の過大な情報取得」の順で高い回答割合となり、外部への情報漏洩というセキュリティ面に対する関心が高いことが窺える
- ▶ その他不安に感じる点（自由記述）については、「マイナンバーカードからの情報漏洩等のセキュリティ懸念」や「行政機関による個人情報の紐付けへの不安」について一定数回答あり

＜生命保険会社が医療機関や行政機関から情報を自動取得し提供するサービス＞

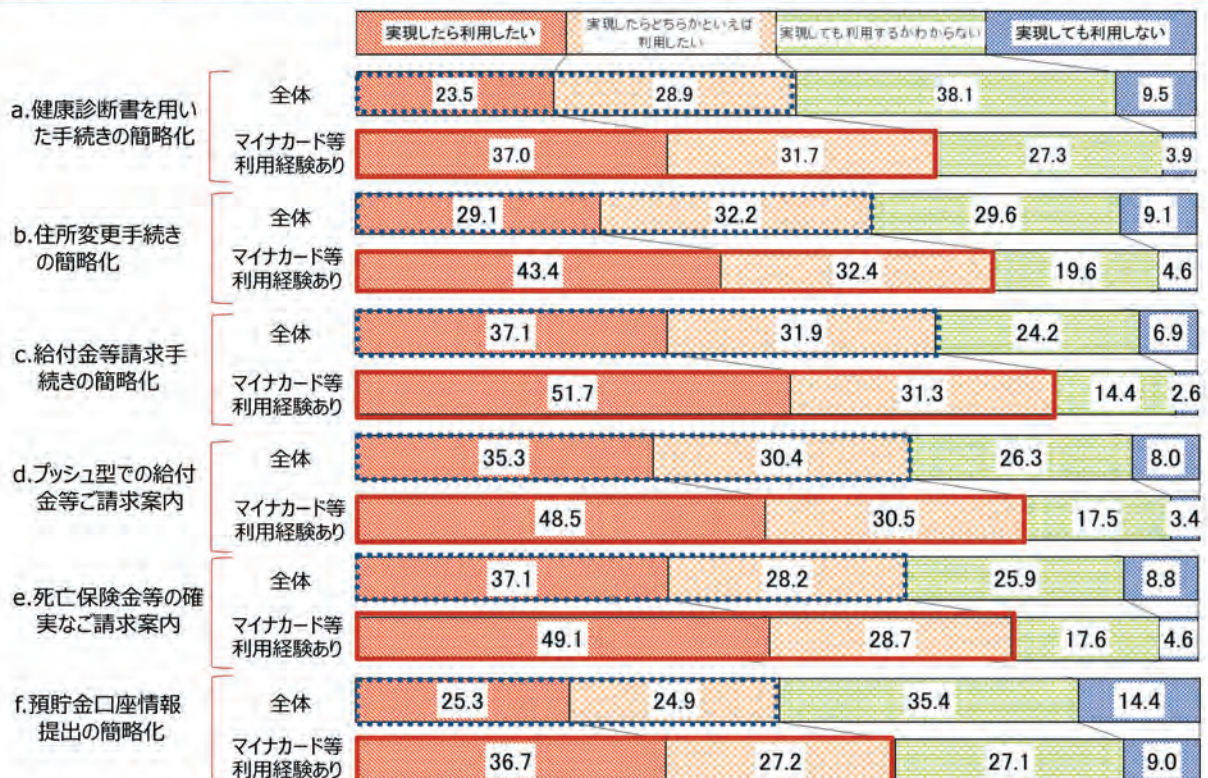


＜生命保険会社の情報取得について不安に感じる理由＞



各ユースケースにおける消費者の評価（マイナンバーカードの利用経験を考慮）

- ▶ マイナンバーカードやマイナポータルの利用経験がある方は、各ユースケースにおいて利用経験割合が高い傾向



消費者ニーズアンケート調査の設問

Q. 生命保険契約に関する各種手続きについて、保険会社の専用端末等を要しないで自身のスマートフォン経由での実施等、デジタルの活用が望ましいと思われる手続きをすべて教えてください。

【選択肢】：

- ア) 契約時の手続き（申込書の記入・提出、保険料振替口座の登録、健康診断結果の告知・提出など）
- イ) 契約中の手続き（住所変更や名義変更書類の記入・提出、保険料支払方法の変更、保険金額の変更や解約など）
- ウ) 保険金・給付金等の請求手続き（請求書類の記入・提出、診断書の入手、給付金等の受取口座指定など）
- エ) アフターサービスに関する手続き（契約内容やご家族・住所等登録情報の定期的な連絡・確認など）
- オ) その他の手続き
- カ) デジタルの活用が望ましいと思う手続きはない

- 生命保険契約に関する手続きについて、「デジタルの活用が望ましいと思われる」とお答えになった方にお伺いします。

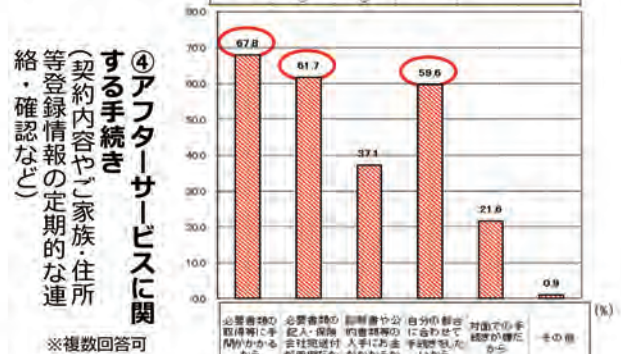
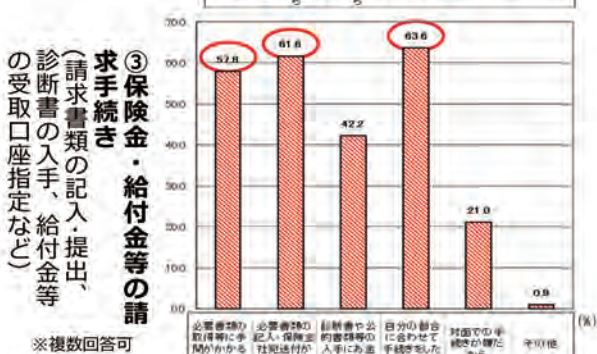
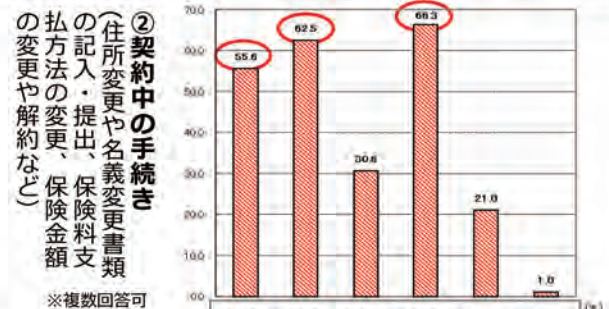
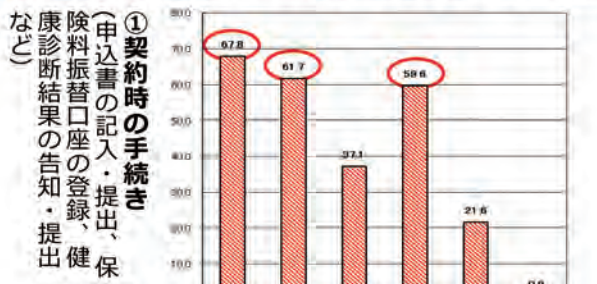
Q. 前の設問でその選択肢を選んだ理由をすべて教えてください。

【選択肢】：

- ア) 必要書類の取得等に手間がかかるから、イ) 必要書類の記入・保険会社宛送付が面倒だから
- ウ) 診断書や公的書類等の入手にお金がかかるから エ) 自分の都合に合わせて手続きをしたいから
- オ) 対面での手続きが嫌だから カ) その他

デジタル活用が望ましい生命保険会社の各種手続とその理由

▶ 生命保険契約に関する各種手続きについて、お客さま自身のスマートフォン経由での実施等によるデジタル活用が望ましい理由については、①「必要書類の取得等に手間がかかるから」、②「必要書類の記入・保険会社宛送付が面倒だから」、③「自分の都合に合わせて手続きをしたいから」、の3点がいずれの手続きにおいても高い割合となる傾向





環境に配慮したインキと用紙を使用しています。